

經濟經營研究

年 報

第 3 2 号 (Ⅱ)



神 戸 大 学

經濟經營研究所

1982

經濟經營研究

第32号(Ⅱ)



神戸大学経済経営研究所

目 次

戦後における経済団体の機構改革……………	井 上 忠 勝	1
非市場活動計算と時間予算……………	能 勢 信 子	19
1970 年代のブラジル経済の回顧 ……………	西 向 嘉 昭	45
期待効用定理の公理系について……………	伊 藤 駒 之	95
オーストラリアにおける金融制度改革……………	石 垣 健 一	113
———— キャンベル委員会報告 ————		

研究会記事

国際的産業調整問題専門委員会，オセアニア経済専門委員会，
情報システム専門委員会，所員研究会，研究所講演会

戦後における経済団体の機構改革

井 上 忠 勝

序

日華事変が太平洋戦争へと発展し、さらにその戦局がいよいよ緊迫化するなかで、わが国の企業は、あるいは企業整備の対象にされ、あるいは一県一行、一県一紙といった戦時統合の強制を受け、またあるいは軍需会社の指定を受けるなど、戦時体制への協力を余儀なくされた。このことは、業種別あるいは地域別の経済団体として変りはなく、日本鉄鋼連合会が重要産業団体令による鉄鋼統制会に、各地の商工会議所が商工経済会法による都道府県別の商工経済会に再編成されるなど、民間の自主的組織であったものが国家統制の一翼を担うべき存在へと転換することを余儀なくされた。

太平洋戦争の終結によって、わが国の経済団体は再び本来の姿に立ち戻るべき機会を与えられた。とはいえ、戦後の情勢はこれら経済団体に戦前そのままの姿に復帰することを許さなかった。昭和20年（1945年）9月の降服文書調印から27年のサンフランシスコ講和条約の発効まで、わが国は連合軍の間接統治の下に置かれ、その全権は連合軍総指令部の握るところとなっていた。総指令部は、日本の軍備解体、非軍事化、そして民主化を対日管理政策の基本に据え、これを実現するための指令を矢つぎばやに日本政府に下した。もちろん、わが国の経済団体も、この占領政策の枠のなかで、また常に日本政府を通じて総指令部の意向を打診しながら、その再出発のための方途をこうじなければならなかった。こうして、戦後の経済団体はどうしても戦前のそれとは異なる姿のものにならざるをえなかった。この点について宮本又次教授はつぎのように

(1)
述べている。

こうした経済団体も、戦後にはその性格を一変し、戦前のものに回復したのではなく、経済民主化によって、新しい団体になっている。

戦前の経済団体のもっていたカルテル的機能が否定され、強制加入の原則も否認された。のちには、若干これらも緩和されたが、戦前の機能は大きく制約されている。戦時立法としての重要産業団体令や、商工組合法、商工経済会法などの戦時立法が次第に廃止された。戦前の法的団体もっていた強制加入権は認められなくなり、私的独占が禁示され、それによって事業者団体活動が制限されてしまい、協同組合やその他の法的な団体を除いて、カルテル的統制機能をはじめとする経済活動は、大きく制限されてしまった。

各種団体のカルテルは、公正競争を阻害するものとして退けられ、そして戦時中、統制会などが行なって来た国家統制代行機能は、新たに生まれた各種団体によって受けつがれ、経済団体は再び復帰したが、その成員の把握力は著しく弱くなっていた。

この小論は、わが国の経済団体のうち、代表的な地域別経済団体である商工会議所をとりあげ、それが戦後どのように復活への道を歩んでいったかを、神戸商工会議所の動きを中心にふりかえてみようとするものである。記述の重点は、商工会議所が、戦時中それへの改組を余儀なくされた商工経済会から、戦後民法上の社団法人組織を経て、ようやく特殊法人組織の、ただし戦前とは機構を異にする商工会議所にいたる過程の分析に置かれることになるだろう。これによって現行商工会議所の機構上の特色を理解する一助ともなれば幸いで

(1) 関西経済連合会編『関西財界外史（戦後篇）』（昭和53年）1－2ページ。

同教授は、第1～4章において、戦後における大阪商工会議所、大阪工業会の再出発、関西経済連合会、関西経営者協会、関西経済同友会の誕生ないし発足について述べている。

ある。

1

神戸商工会議所の戦後の機構改革について論じるためには、戦前から戦中にかけての同会議所の動き、とくに昭和18年の兵庫県商工経済会への改組について一言しておく必要がある。

神戸商工会議所は明治11年（1878年）10月に兵庫商法会議所として発足した。同年3月に成立した東京商法会議所の制度を模したものであるが、その東京の会議所がイギリスの商業会議所に範をとっていたということから、兵庫商法会議所は英米系統の会員制任意団体として組織された。同会議所は明治19年に神戸商法会議所として新発足したが、任意団体としての性格は変らなかった。

明治23年（1890年）9月「商業会議所条例」が制定され、神戸商法会議所は特別法人神戸商業会議所に改組された。同法およびそれを改正した明治35年の「商業会議所法」は、ヨーロッパ大陸系統の商人の法的代表機関としての商業会議所制度を採り入れたものであり、会議所は依然発起人の自由な意思によって設立されるものとされてはいたものの、「会議所設立地ノ商業者ニシテ所得税ヲ納ムル者」は、一方において会員の選挙権を有するとともに、他方において会議所経費を強制的に徴収されるものとされた。いわゆる当然加入・強制徴収制を採用することによって、地域的総合団体としての性格を強化するとともに、財政的基盤の確立をはかったものであった。

昭和2～3年、それまでの会議所法に代わって「商工会議所法」が公布施行された。新法の旧法と異なる主な点は、名称を商工会議所と改め、その実質に合致させたこと、会議所を構成する議員のなかに、一般選挙による議員以外に重要業種を代表する議員を加え、商工業各方面の利害を総合的に反映させたこと、また全国組織として日本商工会議所を法定したことなどであった。これに

（2）『東京商工会議所百年史』（昭和54年）38—39ページ。

ともない、神戸商業会議所も昭和4年（1929年）2月に神戸商工会議所に改組された。

太平洋戦争に突入した頃から、日本経済は急速に戦時体制を強化していった⁽³⁾が、それとともに商工会議所もまた全面的な改組を余儀なくされるにいたった。⁽⁴⁾昭和18年（1943年）3月の商工会議所法の廃止と「商工経済会法」の公布がそれであり、従来の商工会議所はその地区の属する道府県において商工経済会が成立したときをもって解散し、その権利義務は商工経済会が継承するものとされた。

商工経済会法は商工会議所法と比較してつぎのような特徴を有していた。

まず、商工経済会の目的について、新法は「国策ニ協力シ産業経済ノ円滑ナル連絡ヲ図ルト共ニ其ノ改善向上ニ努ムルコトヲ目的トス」と規定するととも

（３） 昭和16年8月公布の重要産業団体令による鉄鋼、石炭、綿スフなどの産業別統制会の設立。従来の商業組合法や工業組合法に代わるものとして18年3月に公布された商工組合法による統制組合および施設組合の設立。16年12月の産業設備営団や翌年4月の重要物資管理営団の設立など、営団という新しい経営形態の創出による政府統化の強化。17年春の金融統制団体令および金融事業整備令による金融統制の強化。17年の企業整備令。それを一段と拡充し、一切の産業施設を重点産業の増強に集中しようとした18年6月の戦力増強企業整備要綱。そして軍需産業を企業ぐるみ強力な国家管理のもとに置こうとした18年10月公布の軍需会社法と、戦時経済統制は強化の一途をたどっていた。

（４） このことは、単に、商工会議所がもともと商工業の改善発達をはかるための商工業者の自主的な組織として発達し、したがってその体制には急速に進行していく戦時体制の要求にそぐわぬものがあった、ということだけによるものではなかった。それまでの経済統制は、産業別統制会組織にみられるように物資別産業別に縦断的に運営することを建前とし、したがって産業間の横の連絡調整に円滑さを欠くところがあったし、また行政官庁と民間産業界との間を統合的に調整する適切な機関を持たず、したがって統制の具体的な実施面で多くの渋滞が生じるなど、なお幾多の問題をかかえていた。そこで、こうした課題に 대응するものとして浮び上がってきたものが、地域的な総合経済団体として、多年の経験と強固な地盤をもつ商工会議所であり、その戦時体制への改組であった。

に、その目的を達するための事業として、第1に当該地区内における「産業経済ニ関スル統制ニ対スル協力」、第2に同「産業経済ノ運営又ハ整備ニ関スル連絡」、第3に同「産業経済ノ改善向上ニ関スル施設」、第4に「産業経済ニ関スル調査研究」、そして第5にその他「必要ナル事業」の5項目を定め、国策に協力して産業経済の円滑な連絡を図るところに商工経済会の主目的があることを明らかにした。この点、旧法が「商工会議所ハ商工業ノ改善発達ヲ図ルヲ以テ目的トス」と規定し、またそのための事業として、商工業に関する通報、仲介又は幹施、調停又は仲裁、証明又は鑑定、統計の調査及び編集、営造物の設置及び管理をあげ、商工業を代表してその改善発達を図るところに商工会議所の存在理由を求めたのと対象的なところである。

つぎに、商工経済会の地区については、新法は「道府県ノ区域ニ依ル」とした。この点、旧法が「商工会議所ノ地区ハ市ノ区域ニ依ル」ことを原則としていたのと異なるところであるが、これは産業経済の円滑な連絡を図るうえで、行政区域との一致が必要であったからである。

また、商工経済会の設立については、新法は「主務大臣ハ……会員タル資格ヲ有スル者ニ対シ……設立ヲ命ズベシ」と規定し、命令設立の主義を採った。この点、旧法の商工会議所が任意設立の原則によったのと異なるところであるが、これはもちろん国策に協力させるための必要から出たものであった。なお、ここに会員の資格を有するものとは、地区内で広義の商工業を営む個人および法人、その団体であって地区内に事務所を有するもの、その他の産業経済に関する団体であって地区内に事務所を有するものとされ、すべて商工経済会に加入するものとされた。

最後に、商工経済会の機関については、会員をもって組織する総会を置くものとされた。しかし総会の議決を要すべき事項は定款の変更など4事項に限られ、旧法では議員総会の付議事項とされていた多くの事項は、すべて会頭の職務権限とされた。会頭は、旧法では議員総会において議員中より選任すること

になっていたが、新法では学識経験者の中から地方長官が命じた会頭詮衡委員の推薦したものの中から、主務大臣が地方長官の意見を徴して任命するものとされた。商工経済会には、会頭以外の役員として、副会頭、理事長、理事、監事、評議員を置くことができるものとされていたが、これらの役員は、監事を除き、すべて会頭が地方長官の承認あるいは評議員詮衡委員の推薦を受けて任命することになっていた。これらの点において、官僚的統制機構の中に商工経済会を組み入れようとした政府の意図がうかがわれる。

商工経済会法は昭和 18 年 6 月から施行され、これに基づいて全国で 144 を数えた商工会議所は一斉に解散され、各都道府県を単位とする全国 47 の商工経済会に改編されることになった。兵庫県下においても、昭和 18 年 9 月、神戸商工会議所はじめ、尼崎、西宮、明石、姫路、飾磨の 6 商工会議所を母体として、兵庫県一円を管轄区域とする兵庫県商工経済会が設立された。会頭には神戸商工会議所副会頭菊地吉蔵が就任し、また同会議所の建物を引き継いで本部事務局が設置された。ただ、経済会の地区が兵庫県下一円という広い地域にわたったため、旧会議所の所在地に支部が設けられたほか、伊丹市、西脇町、豊岡町、および州市にも支所が設けられた。⁽⁵⁾

- （５） 兵庫県商工経済会発足 1 年後における各支部ないし支所の会員数はつぎの如くであった。（同経済会『回顧一年』昭和 19 年による。）

神戸（神戸市、武庫郡の一部）…… 3,113

尼崎（尼崎市）…… 502

西宮（西宮市、芦屋市、有馬郡、武庫郡の一部）…… 436

明石（明石市、明石郡、美婁郡、加古郡、印南郡）…… 440

姫路（姫路市、相生市、赤穂郡、佐用郡、揖保郡、宍粟郡、飾磨郡の一部、加西郡、神崎郡）…… 642

飾磨（飾磨市、飾磨郡の一部）…… 127

伊丹（伊丹市、川辺郡）…… 153

西脇（加東郡、多可郡、多紀郡、氷上郡）…… 339

豊岡（朝来郡、養父郡、美方郡、城崎郡、出石郡）…… 260

州本（州市、津名郡、三原郡）…… 91

2

兵庫県商工経済会が成立してまだ2カ年にも満たぬ昭和20年8月15日、終戦の詔勅が放送され、足かけ5カ年の長きにわたった太平洋戦争は連合国に対する無条件降伏という形で終始した。昭和18年秋以来、国策の遂行に協力してきた同経済会⁽⁶⁾は、しばらくは茫然自失の状態におちいったが、日本の復興という大きな課題の前にいちはやく立ち直り、9月5日の定例理事会では、時局緊急対策審議のための各種委員会などの設置について協議決定した。われわれはそのなかに、戦災地復興委員会、中小商工業振興委員会、貿易審議会、市政懇談会、進駐軍に対する接遇委員会などと並んで、「商工経済会法改正委員会」の設置が決定されているのを知るのである。いうまでもなく、この措置は、現

(6) 前記『回顧一年』には、兵庫県商工経済会発足後1年間の主要事業が列挙されている。それらは次の如く実に多彩でまた夥しい数に上っていた。

まず、商工経済会法という「産業経済に関する統制に対する協力」に関しては、(1)生産力増強に関する事項として、播磨工場地帯交通対策委員会など21件、(2)金属回収に関する事項として、金属回収協力委員会など6件、(3)国民生活確保に関する事項として、食堂行列解消委員会など16件、(4)貯蓄増強に関する事項として、職域貯蓄増強地方別協議会など5件、(5)企業整備に関する事項として、企業整備対策委員会など11件、(6)経済統制法規の周知徹底に関する事項として、改正会社経理統制令説明会など7件、(7)代用品、発明品等製造普及運動に関する事項として、戦力増強発明考案懸賞募集など3件、(8)その他の事項として、尼崎港所管庁に付意見陳情など3件。

つぎに「産業経済の運営又は整備に関する連絡」に関しては、県庁その他官公衛との連絡懇談会、兵庫県産業団体協議会懇談会（県農業会、水産業会との連絡）、産業経済報国懇談会（産報、商报、労報、との連絡）など10件

また、「産業経済の改善向上に関する施設」に関しては、(1)常設施設として、企業整備相談所など5施設、(2)展覧会として、「斗ふ満洲」移動展など3件、(3)講習会検定試験として、女子事務員補導講習会など7件。

最後に、「産業経済に関する調査及び研究」に関しては、(1)主要な調査が、生活必需品の切符制度実施状況に関する調査、総合配給制度に関する調査、転廃業空店舗に関する実態調査など27件、(2)出版物が、「企業整備の筈」などのほか、(秘)扱いのものを含めて17点。

行の商工経済会法がもともと決戦体制に対応して制定されたものであり、早晚、連合軍総司令部の非軍事化と民主化を2大目標とする対日管理政策の線に沿って改廃されるべき運命にあることを察知し、その方向を探ろうとしたものであった。そして早くも9月20日の理事会では、同委員会によって用意された「商工経済会法改正意見（案）」⁽⁷⁾が審議された。

兵庫県商工経済会のこの行動は、おそらく同経済会の上部機構である「近畿商工経済会協議会」（会長大阪府商工経済会関桂三会頭）さらには「全国商工経済会協議会」（会頭東京都商工経済会藤山愛一郎会頭）の側におけるなんらかの動きに融発されてのものであったろう。近畿行政地区内の商工経済会からなる近畿商工経済会協議会では、昭和20年10月2日に大阪で会議を開催し、兵庫県商工経済会の上記意見案を含めて商工経済会法の改正について協議し、⁽⁸⁾ つづいて同13日の会議では「商工経済会法改正要綱（案）」なるものを取りまとめた。また、全国商工経済会協議会でも、10月18、19日の役員会で、同協議会事務局試案に併せて近畿案をも討議し、ついで同27日の総会ではその名称を「日本商工経済会」と改めるとともに、「商工経済団体機構改革に関する意見」を決定し、その実現方を商工省に建議した。日本商工経済会はその後も数度にわたって商工経済会の改組について建議したが、それは要するに、戦前のように特別法を制定し、それに基づいて商工会議所を復活することであり、そしてその際には、終戦後の弱体化した経済界の実情にかんがみ、会員の当然加入制や賦課金の過怠金つき徴収制をとり入れるというものであった。商工省もまたこの考え方に理解を示し、昭和21年春ころから、「商工会議所法案要綱」をひっさげて総司令部経済科学局と折衝に入った。⁽⁹⁾

（7） 神戸商工会議所所蔵の兵庫県商工経済会定例役員会記録の綴込みによる。

（8） 兵庫県商工経済会の「商工経済会法改正意見（案）」も、あるいは近畿商工経済会協議会からあらかじめ検討を委ねられていた協議会案に対して意見を付したものであったかもわからない。

（9） この前後の事情については『東京商工会議所八十五年史（下巻）』（昭和41年）に詳細な説明がある。

しかしながら、この構想は総司令部の容認するところとはならなかった。同司令部は、昭和21年6月26日に覚書を手交し、商工会議所は民間の自主的設立によるべきものであり、法定すべき性質のものではなく、まして強制加入、過怠金徴収のような非民主的制度を維持し、都道府県一律に設置すべきものでないとした。そしてもし、日本政府が新しい法律の制定にこだわって商工経済会を放置するときには、総司令部は断乎その解散を命じる用意のあることをほのめかした。ここにいたって急遽商工省は、商工経済会法の廃止に関する法律案を開会中の国会に提出した。同法案はそのまま両院を通過し、昭和21年（1946年）9月23日に公布、翌10月4日施行された。

これよりさき、商工省は地方長官にあてて、商工経済会法廃止前であっても、商工経済会の解散と新しい商工会議所の設立は、これを促進するよう指導せられたいとの指示を与えていた。全国の商工経済会は日本商工経済会を中心に7月ころから新しい商工会議所設立の研究と準備を開始した。

兵庫県商工経済会が新神戸商工会議所の設立手続に入ったのは昭和21年8月初旬であった。菊地会頭の呼びかけで、1日と10日の両日、同経済会において、「民法上の社団法人」として神戸商工会議所を設立するための創立準備会が開かれた。出席者の中には、本会議所関係の役員および顧問とともに、業種別代表者も含まれていた。こうして、同月22日、創立委員会開催のはこびとなり、定款全59カ条および昭和21年度収支予算を決定した。発起人はただちに民法第34条の規定にしたがって主務官庁に設立許可の申請を行ない、昭和21年（1946年）9月16日、商工大臣からその許可を得た。翌10月4日の登記をもって社団法人神戸商工会議所設立の手続は完了し、また同日兵庫県商工経済会も解散した。

それでは、新生神戸商工会議所はどのような機構上の特色を有していたのだろうか。以下はその概要である。

- (1) 目的 その定款は「本会議所は商工業界の与論を結集して其の実現に努

め産業，経済の民主的中枢機関として総合的に商工業の改善発達を図るを以て目的とす」と定め，同会議所が商工業の改善発達を図るための民主的機関であることを明らかにした。

（2）地区 当初の定款案では，同会議所が有志会員による組織であるとの建前から，「神戸市及其隣接町村の区域による。但其の他区域の者と雖も会員たることを得」とあったが，県当局の要求を入れ，「神戸市の区域による」とした。

（3）会員 商工業を営む個人と法人，その団体，その他本会議所の目的を賛助するものよりなり，それぞれ加入の申し入れを行ない，理事会の承認を得なければならなかった。また会員は入会に際し原則として入会金を納付するとともに，毎年所定の納期に1口以上の会費を納付する義務を負った。⁽¹⁰⁾なお，理事会の決議によって，商工業に功績のあるものの中から名誉会員を推薦することができた。

同会議所発足当時，その趣旨に賛同して会員になったものはわずかに195名を数えたにすぎなかった。終戦後いまだ1年，商工会議所成立の基盤をなす商工業がようやく復興に向けて立ち上ったばかりであり，これはいたしかたのない数字であった。しかし，昭和21年度末には個人会員83名，法人会員163名，団体会員26名，合計272名，22年度末には323名，そして23年度末には「会員倍加運動」に力を注いだこともあって文字通り661名へと倍増し，やがて1,000人を突破するようになった。⁽¹¹⁾

（4）機関 同会議所の最高意思決定機関は総会であり，会員は通常総会（年2回）および臨時総会で各1回の議決権を行使することができた。総会で選出された評議員は評議員会を組織し，評議員の中から，会頭，副会頭，理事，監

（10） 当初の入会金は，個人会員500円，法人会員1,000円，その他の団体800円，年会費もそれぞれ1口500円，1,000円，800円であった。

（11） 各年度の『事業報告書』による。

事を選任した。ただし、理事のうち、事務局長を兼ねるべき常務理事は会員外から選任することができた。会頭、副会頭、理事は理事会を組織し、会議所の目的を達成するための重要事項を審議するものとされた。なお、その後定款の改正によって、23年度から、評議員は議員、評議会は議員総会に改められ、また事務局長は専務理事または常務理事が兼ねるものとされた。

第1回総会（昭和21年9月21日）で選出された評議員40名は、会頭以下の役員を選出したが、菊地会頭はじめ商工経済会時代とほぼ同じ顔ぶれであった。しかし、総司令部が昭和21年1月に「好ましからぬ人物」を中央公職から追放することを指令し、その後さらに追放の範囲を広げたことから、22年5月から23年1月にかけて、菊地会頭ほか2年の任期を待たずに辞任し、後任会頭には宮崎彦一郎副会頭が就任した。

(5) 部会 商工会議所は地区内商工業者の総合団体であるところに大きな特色がある。しかし、そのことのために、会員の関係する各業界固有の問題をなおざりにするようなことがあってはならない。そこで、同会議所定款も「本会議所に左の会議を置く」として、総会、評議員会（議員総会）、理事会とともに、「部会及び委員会」を併記した。

同会議所に当初設置された部会には、商業、工業、貿易、海事、金融、民生、交通の7部会があった。会員はすべてその希望するいずれかの部会に所属した。各部会は部会員が互選した部長、副部長を中心に自主的に運営された。しかし同時に、部長は理事会に出席して部会の活動状態を報告し、また正副部長会や連合部会を随時開催して相互の連絡をはかった。

(6) 事務局 常務理事（昭和23年度より専務理事）を事務局長とし、その下に、庶務、会計、商工、貿易、外事の5課を置き、別に秘書を配した。当初の職員数は23名であった。昭和23年度から新たに調査課が加わって6課になった。

(7) 関係経済団体 兵庫県商工経済会の解体にともなって、県下には、神戸

商工会議所を含め、尼崎、西宮、伊丹、明石、淡路、姫路、東播、相生、豊岡の10会議所が復活ないし新しく誕生した。神戸商工会議所はこれら会議所相互間の連繫を密にするため、各会議所に働きかけて連合会組織の形成を促した。こうして、昭和21年11月、「兵庫県商工会議所連合会」創立総会の開催をみた。同連合会の事務所は神戸商工会議所内に置かれ、またその理事長には同会議所会頭が就任した。

神戸商工会議所は、また、近畿商工会議所連合会（大阪商工会議所内）の形成に参加してその副会頭に就任したほか、日本商工会議所（東京商工会議所内）に加盟してその理事（昭和25年度からは副会頭）となり、隔月開催の常議員会をはじめ、理事会、6大会議所懇談会、総会にそのつど列席し、全国の商工会議所に共通する問題への対応に参画した。

これらのいわゆる系統団体に対して傍系団体と呼ばれるものに、神戸商工会議所に事務局を置く兵庫県発明協会や国際商事仲裁委員会神戸支部などがあった。もっとも、後者は昭和26年1月から設置されたものであるが、支部長以下の役員はすべて神戸商工会議所の役員および議員によって占められ、その事務もすべて同会議所事務局の担当するところとなっていた。

以上のほか、神戸商工会議所が会員として所属するか、またはその事業に特に参与した関係団体として、つぎのようなものがあった。

神戸経済同友会。昭和21年4月若手経営者を中心に個人会員組織の財界団体として経済同友会が東京で発足した。⁽¹²⁾新しい理念のもとに日本経済の再建に寄与しようというものであったが、当時兵庫県商工経済会副会頭であった牛尾建治はこれに率先参加するとともに、同年10月、神戸に支部をつくった。同支部は翌年5月に改組されて神戸経済同友会となった。

神戸貿易協会。神戸貿易同業組合（明治33年創設）と神戸貿易同志会（昭

(12) 『経済同友会十年史』（昭和31年）、『同十五年史』（昭和37年）、『同三十年史』（昭和51年）参照。

和 10 年結成）とが昭和 17 年に合同して成立した地域業界団体。その第 2 代会長（昭和 21 年 6 月より 2 期 4 年間）には、神戸商工会議所の副会頭ついで会頭をつとめた宮崎が就任した。⁽¹³⁾

その他、経済団体連合会（日本工業倶楽部より分化した日本経済連盟会のあとをうけて昭和 21 年に全国的な財界団体として発足）、関西経済連合会（経団連とは別に、同年、関西の財界団体として出発）、関西経営者協会（大阪工業会が中心になって労働問題解決のために昭和 21 年に結成）など。⁽¹⁴⁾

3

第 2 次大戦後に復活した商工会議所は、戦前のように特別法に準拠し、その規制とある程度の特権を付与されて設立されたものではなく、単に民法上の社団法人として組織されたものであったことから、この手続によって各地にぞくぞくと成立し、昭和 24 年 3 月には戦前をはるかに上回って総数約 300 に達した全国の商工会議所の中には、基礎薄弱なもの、地区の競合するもの、あるいは商工会議所の本質を逸脱するものなどが少なくなかった。そこで、政府当局の側でも、民間の側でも、商工会議所に関して立法措置をこうじることの必要が痛感されるようになった。こうして、昭和 25 年（1950 年）5 月末日「商工会議所法」が公布され、即日施行された。

しかしながら、なお連合軍の占領下に置かれ、その規制のもとに制定されなければならなかった新しい商工会議所法は、関係者の希望をさして満たすもの

(13) 『神戸貿易協会史』（昭和 43 年）278－9、334－5 ページ。

(14) 前記『関西財界外史（戦後篇）』のほか、『日本工業倶楽部二十五年史（上・下）』（昭和 18 年）、『日経連の歩み』（昭和 38 年）、『経団連の十年』（昭和 31 年）、『経済団体連合会前史』（昭和 37 年）、『同十年史（上・下）』（昭和 37～38 年）、『関経連十年の歩み』（昭和 32 年）、『関経連三十年の歩み』（昭和 51 年）、『日本経営者団体連盟十年史』（昭和 33 年）、『大阪工業会五十年史』（昭和 39 年）、『同六十年史』（昭和 49 年）などがある。

ではなかった。全文わずか8カ条に削減された同法は、商工会議所の組織の基準と活動の原則を示しただけにとどまり、あとはこれまでどおり「商工会議所は民法第34条（公益法人の設立）の規定により設立される法人」としての取扱いをうけるにしかすぎなかった。とはいえ、この法律が、米国の会議所の特徴をとり入れ、商工会議所の目的のなかに、商工業の改善発達⁽¹⁵⁾の促進にあわせて、社会の福祉と繁栄の増進を加えたこと、また同一の区域を地区とする商工会議所は一個としたこと、そしてまた商工会議所でないものはその名称中に商工会議所の文字を用いてはならないとしたことなど、それなりの意義を有していた。

新しく商工会議所法が制定されたことに対応して、神戸商工会議所では昭和25年8月14日の会員総会で定款の一部変更を決定した。その第4条（目的）を改正し、「あわせて社会一般の福祉と繁栄を増進すること」との字句を挿入した⁽¹⁶⁾こと、それに関連して第5条（事業）を改めたことがそれであった。

なお、この総会では、役員および議員に関する規定も一部変更された。「副会頭二名」を「三名以内」と改めたことと、第36条の「議員は会員中から選任し、その定員数は百名以内とし、任期は二ケ年とする」との規定に「議員の選任方法については総会で定める」という一項を追加したことがそれであった。そしてこの改正をうけて、別に新しく「議員選任方法に関する規則」が決定された。この規則は、会員の中から選任される議員を、各部会から推薦される議員（40名）、会頭が理事会の承認を得て推薦する議員（10名）、そして会員の選挙による議員（50名）の3種に分類した。

(15) 米国の商工会議所のもつこうした特徴はすでに戦前のわが国において理解されていた。たとえば、『神戸商工会議所要覧』（昭和4年）の付録「商工会議所の機能」には次のように述べられている。すなわち「米国ノ如キハ既ニ商工会議所ハ商工業者ノ便宜ヲ図ルト言フガ如キハ時代後レニシテ今日ニテハ市民ノ与論機関トシテ市全体ノ福祉増進ヲ図ル所ナリト解釈セラルル迄ニ至レル」と。

4

昭和 25 年に新しい商工会議所法が制定されたものの、商工会議所は依然民法上の社団法人たるにとどまっていた。会議所は英米式の会員制任意団体でなければならぬとする総司令部の意向が強く働いていたからである。しかし、英米にならって、任意加入任意脱退の会員とその納入する会費をもって会議所の組織と財政の基礎にするというのでは、当時のわが国の商工業の状態や、わが国社会の歴史的特質からして、商工会議所が地域的総合経済団体としての特性を遺憾なく発揮するなどということは、はなはだしく困難であるといわねばならなかった。

こうして、昭和 26 年 9 月のサンフランシスコ平和条約の調印、そして翌年 4 月におけるその発効のころから、日本商工会議所定期総会（昭和 27 年 5 月 10 日）で「商工会議所法改正促進に関する要望書」が決定され、国会および政府当局に提出されるなど、会議所の体制に抜本的な改革を加えるべしとする動きがにわかに活発化していった。そしてとうとう、昭和 28 年（1953 年）8 月 1 日、昭和 25 年制定の会議所法が廃止されるとともに、それに代わる新しい「商工会議所法」が公布され、10 月 1 日から施行されることになった。これが現行法であり、わずか 8 条の旧法に対し、91 条、附則 23 項、別表 1 というぼう大なものであった。

新法の大きな特徴は、商工会議所を特殊法人となし、それに地区内の商工業者の総意を代表する機関としての性格を付与したところにある。すなわち、同法は、依然として会員制度を残しながらも、他方では、地区内の一定規模以上の商工業者は、たとえ会員でなくても、これを「特定商工業者」とし、それに議員の選挙権を与えたのであって、いまや商工会議所は、それまでの会員による、会員のための機関から、特定商工業者をも含めた、地区内商工業者のより全体的な利益をはかるための機関へと発展することになった。

(16) 『東京商工会議所八十五年史（下巻）』614－5 ページ。

特定商工業者認定の基準は、会議所の主たる事務所の所在する市町村の人口規模に応じて法定された。人口が10万未満の場合は、事業税2万4千円以上、資本金額または払込済出資総額15万円以上の商工業者、人口が10万以上20万未満の場合は、それぞれ3万6千円以上、30万円以上の商工業者と、人口の規模が大きくなるにしたがって認定の基準もしだいに高くなり、人口が150万以上の場合には、税額18万円以上、資本金額または払込済出資総額300万円以上のものが特定商工業者として認定された。

特定商工業者は、会議所の最高意思決定機関を構成する議員の選挙権を与えられた反面、一定の義務を負わねばならなかった。商工会議所は成立の日から1年以内に特定商工業者について政令で定める事項を登録した「特定商工業者法定台帳」⁽¹⁷⁾を作成しなければならなかったが、その作成、管理および運用に要する経費に充てるため、特定商工業者に所要の負担金を賦課することができた。

要するに、特定商工業者制度は、「任意加入と強制加入の両者を採長補短」⁽¹⁸⁾した一種の折衷制度であり、世界商工会議所史上にひとつの新機軸を開いたものといっても過言ではないであろう。

（17）昭和28年9月30日公布、翌10月1日施行の「商工会議所施行令」は、その第1条でここの「政令で定める事項」として次の7項目をあげている。

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名及び資本金額又は払込済出資総額
2. 事業の種類
3. 事業の開始の年月
4. その商工会議所の地区内の営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）の名称、所在地及び管理者の氏名
5. 営業所等の事業の種類、従業者の数及び最近1年間における製造、加工、販売、購買その他取引の数量又は価額
6. 営業所等の事業に必要な資金の融通を受けている主要金融機関の名称
7. 事業税額又は資本金額もしくは払込済出資総額

（18）『神戸商工会議所報』（昭和29年7月号）5ページ。

新法は特定商工業者制度を導入したばかりでなく、さらにいくつかの点において、商工会議所制度の強化充実をはかろうとした。その要点を簡単に述べておこう。

(1) 設立の認可 新法は商工会議所設立認可の要件を法定し、「その事業を実施するために必要な経済的基礎、施設及び役職員を有すること」などを認可の基準とした。

(2) 調査権限 商工会議所は、その目的達成に必要な範囲内で、地区内商工業者に対し問合せを行ない、また資料の提出を求めることができ、相手方である商工業者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならないこととした。

(3) 組織の簡素化 旧法では会員総会が最高意思決定機関であったが、新法は会員総会を設けず、これにかわるものとして議員総会をあてた。これは組織の簡素強力化をはかるとともに、会員でない特定商工業者の意思を反映させるためでもあった。議員総会を構成する議員は、1. 会員および会員以外の特定商工業者が投票によって会員のうちから選挙した議員、2. 部会が部会員のうちから選任した議員、3. 以上のほか、会頭が、常議員会の意見を徴して、会員中から選出した議員からなり、会議所の組織および運営に関する重要事項を議決した。しかし、そのうちの比較的軽微な事項で議員総会に付議するいとまがない緊急なものについては、常議員会に委任することができた。常議員会は、議員総会で会員中から選任された常議員（議員定数の3分の1以内）、同じく会頭、そして会頭が議員総会の同意を得て会員のうちから選任した副会頭（4人以内）と会員であると否とにかかわらず選任した専務理事をもって構成された。

(4) 財政的基礎の強化 新法は法定台帳にかかわる経費を特定商工業者に負担させることとしたほか、登録税、所得税、法人税、地方税の全部または一部について非課税の法人とする措置をこうじた。

新法は、同法施行の際、現に存する商工会議所（社団法人）は、昭和30年3月末までにその組織を変更して同法による商工会議所（特殊法人）となること

ができるとした。そこで神戸商工会議所は、昭和29年4月、組織変更準備委員会を発足させ、同委員会を中心に組織変更のための準備をおし進めた。こうして、同年10月15日の臨時会員総会で、新定款その他組織変更に必要な事項を決定した。役員および議員の選出については、宮崎会頭以下の現役員および議員がその任期の切れる昭和30年11月までそのまま在任し、その時点において、その存在が確認されるべき会員でない特定商工業者をも選挙人に加えて議員の改選を行ない、またその新議員の手で役員の改選を行なうことにした。ちなみに、昭和30年秋の新法による最初の議員選挙に際し、1307名の会員（会員である特定商工業者を含む）とともに有権者となった会員でない特定商工業者は832名を数えた。

神戸商工会議所は昭和29年（1954年）11月18日に通産大臣から組織変更の認可を受け、同年12月1日その登記を完了し、特殊法人組織の会議所として新発足した。それは、第2次大戦後、約10年間にわたり、いくつかの段階を経て進められてきた同会議所の機構改革の最後の仕上げをなすものであった。

非市場活動計算と時間予算

能 勢 信 子

1. 開 題

社会会計の新しいパラダイムともいえるべき S S D S の領域の中で、社会的産出とその分配分の試算の比重が漸増している。前者の典型が経済福祉指標 (welfare-oriented measures, 以下 WOM と略称) の計量であり、后者のそれは社会人口の特定グループ別にみた所得分配の測定に見ることができる。

これらの領域なかんずく前者は、S S D S の中でいま公認の位置を与えられている。ただし WOM 計量の客観的正確性については、問題がないわけではない。社会的産出は市場価格をもたない非市場活動たとえば教育、家計の生産活動などを含んでおり、これらについては活動別数量を求めその価格を以て帰属する必要がある、そのため帰属の基礎統計として時間予算のデータをもつことが前提となっている。ところでこの時間予算は、発足の時期こそ 1920 年代に溯ることができるが、比較性をもった体系が出現したのは 1960 年代以降であり、それも人口統計や所得統計に比べると発展がまだ限られた段階にある。⁽¹⁾ 1970 年代のサライによる時間予算国際比較プロジェクト⁽²⁾ が国際比較の体系づくりを前進させたものの、WOM およびその分配計算の発展は、いまだ時間研究によって制約せられているといって過言ではない。

(1) UN, Progress Report on the Development of Statistics of Time-Use. *Report of the Secretary-General* (E/CN. 3/519), Apr., 1978. に詳しい。

(2) A. Salai (ed.), *The Use of Time, Daily Activities of Urban and Suburban Populations in Twelve Countries*, 1972.

他方、WOMとその分配の理論研究は、ベッカー、ミンサーら人的資本の理論と少からざるつながりをもっている。教育、家計生産など非市場活動の経済福祉の意義を公認し、時間配分の理論をつとに提供してきたこのアプローチは、近年社会的差別の経済理論を提起している。そしてこの中には時間予算を使用して社会人口の不平等（たとえば婦人労働供給曲線の特殊性）の仮設を実証する試みを行いつつある。そこで、M. モスの示唆する⁽³⁾ように、WOMと分配分、仮設的な経済理論モデル、基礎データとしての時間予算という三者の間に、密接な連繫が作られつつあるのが、最近の社会会計の趨勢といえるのである。

このような趨勢を背景として、小論が目的とする問題は、つぎの諸点である。

(1) MEWから始まる一連のWOM計算をサーベイし、発展のネックが時間予算にあることを明らかにする。(2) 種々の時間予算を時間行列の一種として整理し、それぞれの水準別にどのようなWOMの計量が可能であるかを明らかにする。(3) 高水準の時間予算が、社会人口の行動の、また社会産出の分配についての理論仮設の検討手段となりうることを明らかにする。

このために、以下、WOMとその分配、理論仮設と時間予算の関係をまず見て行こう。

2. WOMの発展とそのネック

市場指向国民経済計算の限界を指摘しこれを全面的に補完するWOMの提唱は、つとにノードハウスとトービンのMEW(measure of economic welfareの略称)⁽⁴⁾によってなされた。これと相前後して公表された社会的産出の計算に、

(3) M. Moss, "Social Challenges to Social Accounting", *the Review of Income and Wealth*, Mar., 1980, pp. 1-17.

(4) W. Nordhaus and J. Tobin, "Is Growth Obsolete?", in *Economic Growth*, Fifth Anniversary Colloquium V, 1972. 本文のみM. Moss(ed.), *The Measurement of Economic and Social Performance*, 1973, pp. 509-545 に再録されている。

ラッグルス夫妻の拡大GNP⁽⁵⁾、ケンドリックの調整GNPおよびMEW方式の
 応用である日本のNNW⁽⁷⁾があり、いずれもWOM初期の代表作といわれている。

これらWOM⁽⁸⁾計算には、個々の社会的産出概念の不一致、したがってWOM
 に入る項目の不一致のほかに、非市場活動の帰属に不可欠な基礎データの不備
 という共通したネックが存在していた。⁽⁹⁾たとえばこの基礎データ問題はMEW
 の著者自身によって認められており、⁽¹⁰⁾なかんずく彼等によって信頼度が最も低
 いと認められた項目が、時間構成要素に関係する推計と環境資本の減価のそれ
 であった。しかも時間構成要素による社会的産出量は、MEWの最大の比重を占
 めている。⁽¹¹⁾非市場活動計算の基礎データとして時間予算がクローズアップせら

(5) N. and R. Ruggles, "A Proposal for a System of Economic and Social Accounts", in Moss(ed.), *The Measurement*, *ibid.*, pp. 111-146.

(6) J. Kendrick, "The Treatment of Intangible Resources as Capital" 及び "The Accounting Treatment of Human Investment and Capital", *the Review of Income and Wealth*, Mar., 1972. 及び Dec., 1974.

(7) 経済審議会・NNW開発委員会編「新しい福祉指標NNW」, 昭和48年。

(8) 上記WOM計算は、政府の「遺憾とすべき必要支出」、公害による環境破壊費、余暇活動を含めるか否かで内包カテゴリーを異にしている。最も広汎であるのがWEWで最も狭いのが修正GNPである。なほ測定方法が相異なるためこれらの数値は合致しない。UN. *The Feasibility of Welfare-Oriented Measures to Supplement the National Accounts and Balances: A Technical Report*, 1977. 拙稿「社会福祉勘定の現状と問題点」, 『国民経済雑誌』昭和53年4月号, pp. 1-16.

(9) これはC. サンダースの強調する点である。UN. *The Feasibility*, *ibid.*

(10) ノードハウスとトービン自身によるMEW計算の信頼度の推定で very high errorとするものは余暇、家計の非市場生産など時間関係項目と環境破壊(アメニティ喪失)である。なほMEWは時間構成要素を除くと medium error であるが、これを含めると very high errorとされる。"Is Growth Obsolete?" in *Economic Growth*, *ibid.*, Table A. 17, p. 59.

(11) 余暇活動のMEW対比は50.4%, 同じくGNP対比は101.5%, また非市場活動のMEW対比は23.8%, 同じくGNP対比は47.8%で二つが大きい比重を占める。なほアメニティ喪失のMEW対比は2.8(マイナス)%, 他方GNP

れたのは、不思議ではない。

ちなみにノードハウスとトービンは、市場指向活動以外に消費要素としての時間利用を計量すべく1日とその時間ブロックについてつぎの定義式を与えている。

$$R \equiv T - T_n \quad \dots\dots\dots (1)$$

$$R \equiv T_w + T_h + T_l \quad \dots\dots\dots (2)$$

ただし R , T , T_n , T_w , T_h , T_l は、それぞれ処分可能な時間の合計、1日すなわち24時間、生理的必要時間（睡眠など）、市場労働時間、家事時間、およびレジャー時間である。

彼等はこれを de Grazia の時間予算⁽¹²⁾にあてはめて合衆国の家事活動時間、レジャー時間を得、それぞれに放棄収入すなわち機会費用である市場賃金率を適用して、社会的産出のおもな要素を構成する貨幣表示の非市場活動を計上したのである。この手法は、他のWOM計算でも踏襲せられている。その限りWOM計算は、時間利用調査と不可分であるわけである。

MEWはまた非市場活動に対する技術進歩の影響を考慮して、そのデフレータとして代替的な方法を提示している。たとえば技術進歩が産業の生産関数の形の変化だけをもたらし家計の生産関数には影響しないという仮定の下では、家計産出のデフレータは賃金デフレータで良いが、家計生産活動に技術進歩の影響がある場合、その帰属額に消費財物価のデフレータを適用することが適切であると指摘し、代替仮説べつに数値を提示している。⁽¹³⁾ただし何れをとるかのキメ手は示されていない。

対比は4.8(マイナス)%にすぎない。以上の数字はすべて1965年のものである。“Is Growth Obsolete”, *ibid.*, pp. 10-11.

(12) S. de Grazia, *Of Time, Work, and Leisure*, 1964. Table 3 on p. 422.

(13) MEWは、家計の生産活動、余暇活動に全く技術進歩が起らないとする仮定により、両活動をともに市場賃金率によりデフレートする方法（A法）、家計の生産活動についてのみ技術進歩があるとする仮定により、家計の生産活動につ

パイオニア期につづくWOMの発展の特徴は、時間構成要素が細分され、WOM集計ではなく構成項目が部分集計としてそれぞれに追求せられたこと、そして中でもGNP対比が大きくまた推計者によって結果数値に開きのある家計部門の生産活動の試算が進んだことにある。

その典型として、合衆国のワインローブの「H-ギャップ」計算とカナダのアドラー・ホリリシン調査⁽¹⁶⁾がある。まずワインローブの「H-ギャップ」について、前進への貢献をみよう。

ワインローブは、現実に出産せられた社会的産出と測定せられた産出の差を「H-ギャップ」と名付ける。この「H-ギャップ」は、家計部門における非市場生産活動に該当する。家計生産活動測定法としてワインローブの貢献した部分は、イ、MEWと異なる代替的な二つの計算方法を提起したこと、および、ロ、de Graziaの一般的時間予算ではなく家族の非市場活動情報を提供するシラキース家族時間調査⁽¹⁷⁾を利用した点である。

いて消費デフレタをまた余暇活動について市場賃金率をデフレタとする方法（B法）、両者ともに技術進歩があるとする仮定により共に消費デフレタを適用する方法（C法）を提示し、これらを択一的に使い得る（このうちBを望ましいものとMEWの著者は考える）としている。“Is Growth Obsolete?” *ibid.*, pp. 46-48.

(14) グロナウによれば、家計の生産活動のGNP対比は48%（ノードハウスとトービン）から38%（モーガン）のように開きがある。R. Gronau, “The Measurement of Output of the Non-Market Sector: The Evaluation of Housewives’ Time”, in Moss(ed.), *The Measurement*, *ibid.*, pp. 163-164.

(15) M. Weinrobe, “Household Production and National Production: An Improvement of the Record”, in *the Review of Income and Wealth*, Mar., 1974, pp. 89-102.

(16) H. Adler and O. Hawrylyshyn, “Estimates of the Value of Household Work, Canada 1961 and 1971”, in *the Review of Income and Wealth*, Dec., 1978, pp. 333-356.

(17) K. E. Walker, “Time Use Patterns for Household Work Related

彼の代替的方法是、イ、勤労婦人の家事時間をゼロと仮定し就業状態が下るにつれ家事活動が増大すると考えて計算するか、またはロ、家事活動の価値を家事時間と非勤労婦人の放棄所得によって計算するという方法である。イの方法は、全日制の勤労婦人の数とパートタイマーの数の比率を求め、勤労婦人の家事時間を推定しこれに市場賃金率を適用して得た額と非勤労婦人の家事サービスを非勤労婦人の中位の機会費用によって帰属した額から「H-ギャップ」を求めるもので、他方ロの方法は、時間予算から勤労婦人を含む全婦人の家事時間を求め、機会費用を一率に適用するものである。

ワインローブ自身は、ロの方法の方が、困難さが少いと述べている。ただし彼は、ロの方法には時間予算調査の範囲が限定せられている点に問題があると指摘している。ちなみにワインローブの用いた時間予算調査は、婦人の生活時間を家族的属性、教育レベル、所得などの社会経済的条件別に観測した K.ウォーカーのシラキュース地域家族時間調査である。

ワインローブは、代替的方法を使って「H-ギャップ」の実質成長率を計算し、それが GNP の実質成長率が大であるほど小であることを実証している。その限り MEW の結論と彼の結論は合致する。なほ彼は「H-ギャップ」のデフレータとして GNP デフレータを一率に適用している。先に見たように MEW は家事活動のデフレータとして代替的方法を提示し家計生産の技術変化の取扱いについて慎重であったが、彼の処理にはこうした配慮はない。

つぎに、カナダにおける家計部門の非市場活動の推計が、ホリリシンとアドラーの共同によって行われている。このうちホリリシンは、この実態調査に先立って、家計生産活動の遂行に関する従来の方法を検討し、(1) 賃金＝時間の機用費用法(Wage equals Opportunity Cost of Time, WOCT と略称)、(2) 家事活動と代替的な市場＝家事使用人コスト(Market Alternative-Housekeeper

to Homemakers Employment, Talk given at the 1970., National
Agricultural Outlook Conference, Washington D. C. Feb., 18, 1970.

Cost. MAHCと略称) (3) 市場代替活動＝個別活動の費用関数 (Market Alternative-Individual Function Cost, MAIFCと略称)を比較した結果、(1)が実用可能性においてすぐれ、(3)が現実の家事生産の多様性に即している点ですぐれていること、(2)は仮定に無理がある点を指摘して来た。⁽¹⁸⁾ホリリシンの分類によれば、MEWもまた「H-ギャップ」計算も(1)のWOCTに属している。

ところでアドラー・ホリリシン調査は、ホリリシンの分類のうち(1)のWOCTと(3)のMAIFCの両方法を代替的に用い、他方時間利用データとしては、トロント市とハリファックス市の各時間調査の平均をとっている。この調査によれば両方法の結果は近似している。なほこのアドラー・ホリリシン調査はカナダの家計生産活動のGNP対比と合衆国の同じ対比を比較して、カナダの比率が約10%高いことを明らかにした。観察期間のカナダ婦人の労働力比率は合衆国婦人のそれよりも低く、また前者の実質成長率は后者のそれよりも低いから、これは市場拡大が進行し女性勤労者の割合が増えるほど「H-ギャップ」が相対的に減少するというワインローブの説を裏書きしたことになる。

なほアドラー・ホリリシン調査は、調査結果が主観的評価に依存するところ大であることを自ら認め、また早急に基礎社会統計なかんずく時間予算の広汎な利用が可能になることを要望している。

以上の二例は、非市場生産活動の計算の事例が増大している事実を示すとともに、その計量が時間予算の存在と抜きがたい関係にある点をも明らかにする。二つの例で見る限り、それらは代替方法の提示などに改良点があるけれども、MEWの発想を越えるほどではない。他方、時間予算を家計の生産活動の推計に利用するだけでなく、これを越えて家計生産関数をより精密に考察した家族単位で家計成員の間に生活時間の調正があることを調査したより一層試

(18) O.Hawrylyshyn, "The Value of Household Services: A Survey of Empirical Estimates", *the Review of Income and Wealth*, June 1970, pp. 101-133.

論的な研究として、グロナウの調査がある⁽¹⁹⁾。

グロナウは、イスラエル婦人の生活時間調査によって、配偶者の有無や子供数など家族成員の属性別に家事時間を観察し、その上でベッカーの仮説に反論している。ちなみにベッカーの仮説は、家事活動時間と余暇時間が社会経済的变化（たとえば所得レベルの変化）について同方向に動き、また両者は合成投入の条件を充すゆえに一括して取り扱うことができると想定するものである⁽²⁰⁾。

グロナウは、賃金が増えれば家事時間が短縮また余暇時間もともに短縮するという事態は子供のある有配偶婦人については観察できるが、逆に独身婦人については賃金上昇が所得効果をもたらす事例が多数あることを指摘している。后者の場合、賃金上昇は余暇時間の増大に働きまた家事時間を短縮する傾向がある。この場合グロナウは家計の生産活動の効用が市場指向生産活動の効用にひとしいという仮定をおいている。

なほグロナウは、家計生産活動の分析について二つの側面を指摘した。1つは、個人の時間行動のみならず家計を単位とした家族成員の時間利用の調整ないし時間利用分業体制を観察する必要があるとする提唱であり⁽²¹⁾、いま一つは家計生産活動の分析において従来無視せられてきた時間投入の評価問題を指摘するものである。彼は家計生産活動研究の課題として、時間消費が結合消費でありまた結合生産であるために、活動別時間投入の評価をどのように行うか、またベッカーの仮説を緩和するとき「心理的費用」や「心理的所得」の問題をどう

(19) R. Gronau, "Leisure, Home Production, and Work—the Theory of the Allocation of Time Revisited", in *J. P. E.*, Dec., 1977, pp. 1099–1123. Gronau, "Home Production—A Forgotten Industry", in *R. E. S.*, Aug., 1980, pp. 408–417.

(20) ベッカーが消費時間 T_c として家事活動時間と余暇時間を一括している取扱いをいう。G. S. Becker, "The Theory of the Allocation of Time", *E. J.*, Sept., 1965, pp. 493–517.

(21) R. Gronau, The Intrafamily Allocation of Time: The Value of the Housewives' Time, *J. P. E.*, 1973, pp. 634–652.

取り扱うかという問題をも新たに提起している。さきの問題は、時間配分に当たって家計成員の間に一種の移転あるいはトレードオフの働く範囲の追求を行うもので、その理論は后述するベッカーによってつとに提示せられている。つぎの時間の結合消費という問題は、現に職場におけるまた家事生産におけるレジャー的要素、逆に余暇活動における職場的要素、あるいは家計の非市場生産活動における市場的要素と余暇的要素（健康増進、子女の教育など）のように現実存在する問題である。また時間利用行為に心理的費用、または心理的所得が市場的費用または所得と共に作用するという指摘も同じく現実には即している。

以上の時間予算を利用したグロナウの提言は、次節に見る人的資本理論の発展の方向であると考えられる。ただこうした試論的分析を行うことができるためには、時間予算の構造自体、時間行為を行う経済主体の属性や活動の種類別に時間配分行動を表章できる高次元のものであることが、要請せられてくる。

このようにWOMの計算と時間予算との関係は、この段階においてより強くまた多様となった。以下に基礎的な経済理論からのWOMおよび時間予算への接近を見よう。

3. WOM計算および時間研究の基礎となった理論仮説

さきにグロナウの調査がベッカーの理論仮説とその検証を問題とすることを見た。WOM計算をインスパイアした経済理論は、もとよりこの例のように直接的ではなくまた人的資本理論ただ一つに限られるというわけではない。

とはいえ人的投資、労働力参加、生涯所得といった本来の人的資本モデルだけではなく市場活動と市場外活動を含む一般的な便益の定義を与え、また消費の時間要素を明確にした時間配分モデルをつとに1960年代に提供した点で、人的資本理論モデルのWOM計量いなく広くSSDSに対する影響は、歴然たるものがある。

人的資本プロジェクトの守備範囲は広く、初期の教育投資と生涯所得の関係の分析から后期の非市場活動及び非合理行動・非合法行動の分析まで及んでいる。⁽²²⁾いまWOMをその分配分関連に絞れば、このプロジェクトは次のように要約できる。

人的資本理論は、(1) 資本の理論を人的資源に適用しその増大をはかる活動——教育・訓練、職場経験など——が個人の収入能力を高め生涯収入を左右するという「人的投資の理論」と、⁽²³⁾(2) 奴隷でないかぎり人間の所有する有限の稀少資源である時間の価値を公認し、用途別に時間を割当てる各人の選択行動が社会的に労働時間、消費時間、勤務への通勤時間など時間利用のパターンをきめるとするいわゆる「時間配分の経済理論」⁽²⁴⁾が骨子をなしている。第1のタイプの理論は、人的労働供給一般の理論に発展し、人的資本を生理的に維持改善する「健康需要」および「医療投入」の理論を生んだ。さらにこの理論に学校を以てその卒業生のスクリーニング装置（又は信認状）と見る労働需要側の論理が加わっている。

他方、第2の時間配分の理論から、時間が稀少性ゆえの価値をもち、伝統的な消費者の資源制約条件である所得金額に追加せられる要素となるほか、市場消費財と時間が結合せられてのみ最終的な便益が産出され、費消の対象となるという新しい消費理論と、家計を市場財と時間の投入によって非市場生産活動を行う小さい工場であると仮定し費用関数を計量する家計生産関数の理論を生

(22) 人的資本理論のサーベイを行ったブラウクによれば、それは新しい次元における方法論を意味し、しかも初期の議論から一大プロジェクトまで発展している。M. Blaug, "The Empirical Status of Human Capital Theory: A Slightly Jaundiced Survey", in *the Journal of Economic Literature*, Sept., 1976, pp. 827-855.

(23) G. S. Becker, *Human Capital: A Theoretical and Empirical Analysis, with Special Reference to Education*, 2nd ed., 1975. 佐野陽子訳「人的資本」, 昭和51年。

(24) Becker, "A Theory of the Allocation of Time", *ibid.*

んでいる。

さらにこの時間配分の経済理論から時間利用に関する家族間分業、結婚、⁽²⁵⁾妊娠と育児の経済理論が派生した。これら多数のトピックスが出てくるとを予想して、ベッカーは貨幣予算と同様に時間予算が分析に不可欠の存在である⁽²⁶⁾ことをつとに論じている。

なほ最近の人的資本プロジェクトの傾向は、ヨリ社会的な問題領域たとえば労働力参加においてまた収入において特定集団が蒙る社会的差別の分析に向っている。それも貨幣所得だけではなく心理所得、心理費用を加減した「完全所得」の不平等な分配が問題とされている。この傾向は、ブラウクのいわゆる「理論のハードコアからグリーンベルトへの傾斜」⁽²⁷⁾であり、その1つの典型が、人種別、⁽²⁸⁾性別に生じる「市場における差別」の理論である。

これは、被差別グループの収入の社会的差別原因を雇用主の差別嗜好が存在することと、被差別者グループ（例えば黒人、婦人）と差別を受けないグループ（例えば白人男子）の間に、職種、従事する産業について分離現象があるこ

(25) 例えば、G. Becker. *The Economic Approach to Human Behavior*, 1976. 及び Becker, *Treatise on the Family*, 1881.

(26) Becker, "The Allcation of Time", *ibid.*

(27) Blaug, *ibid.*

(28) Becker, *The Economics of Discrimination*, 1957. なほスクリーニング理論から、K. J. Arrow, "The Theory of Discrimination", in Ashenfelter, and Rees(eds.), *Discrimination in Labor Markets*, 1973, E. Phelps, "The Statistical Theory of Racism and Sexism, *AER.*, Sept., pp. 659-661. なほ分離仮説について、S. W. Polacheck, "Occupational Self Selection: A Human Capital Approach to Sex Differences in Occupational Structure", *RES.*, Feb., 1981, pp. 60-69. また racism よりも強力な sexism の影響について、K.L.Oaxaca, "The Persistence of Male-Female Earnings Differentials", in T. F. Juster(ed.), *The Distribution of Economic Well-Being*, 1977, pp. 303-342. 参照。なほ、拙稿「国民経済計算への社会的挑戦」、国民経済雑誌第144巻第4号、昭和56年参照。

との二点に求めている。さらに被差別グループに学校教育や職場訓練など人的資本を向上する機会が制限されていることが、上の差別原因を助長するとされる。そこで、これに対応する政策たとえば教育の機会均等政策をとるとすれば、その結果を査定する必要がでて来る。

さらに、女性に対する差別については、婦人労働の供給が労働と閑暇という伝統的な選択だけではなく労働時間と家事時間とレジャー時間三者の間の選択という問題を含む事実から、人的投資が婦人の労働時間、家事時間およびレジャー時間にいかに影響するか、またこの場合、婦人がうけとる「完全所得」あるいは社会的産出の分配分は教育・訓練のレベルや家計の経済特性によりどのように変化するかまたトレードオフはどこまで及ぶかを観察する必要がある。故に婦人の生活時間また勤労婦人のそれだけの観察ではなく家計成員の間の時間の移転行為を推定すべく時間予算を利用することが、近年一つの傾向となってきた。⁽²⁹⁾ われわれは前節でその一端をグロナウの研究に見たところである。

人的資本理論は教育・訓練、家計における便益の生産、閑暇の価値など一連の非市場活動を経済的に有意義とする発想によってWOM研究に貢献してきた。そして現在では人的資本理論自体、時間予算を用いた事実の解剖と仮説の確認または修正を行っているものであり、その意味で社会経済計算とくに時間予算に負うところが増大しているのである。

4. 時間予算の理論と各種の時間予算の機能

以上においてWOM計算の基礎データとしてまた理論仮説の実証手段とし

(29) 例えばA. Leibowitz, "Education and Home Production", *AER.*, May, 1974, pp. 243-250. C. R. Hill and F.P. Stafford, "Parental Care of Children: Time Diary Estimates of Quantity, Predictability, and Variety", *The Journal of Human Resources*, Spring, 1980, pp. 219-239. ライボビットの研究はウォーカーの時間調査に、またヒルとスタッフォードの研究はミシガン大学の時間利用調査にそれぞれ依拠している。

て時間予算への強い要請があることを明らかにした。これらは、時間予算のクライアント側から見た効用であるが、これに対して時間予算の作成者または研究者側から提出されている時間予算の効用の説明がある。たとえば、国連の1979年の「時間利用に関する中間報告」は、時間予算が記録するところの時間そのものの役割についてつぎの説明を与えている。

「時間は、特殊な属性をもつ——同質であり、多数の単位に分解でき、また加算が可能である。それは、人間活動の測定において貨幣の代用をつとめることができる。それは非市場的生活活動にあっては投入時間という測定の共通尺度として機能する⁽³⁰⁾」。サライまたは、時間予算の効用をつぎのように言う。

時間の使途ブロック別に記録せられた行動の継続量、頻度、発生タイミング、複数行動の同時発生、および相ついで発生する時間利用行動の秩序などは、日の特性（平日、週末など）だけではなく、行為者のイ、人口的属性（性、年齢、家族数など）、ロ、経済的属性（職業、所得、教育程度など）、ハ、環境的属性（経済体制、文化および価値体系など）によって、特殊のパターンをもつ。それ故、対象となる地域を何らかの基準で統一し、調査方法を標準化すれば、その国民の「生活の質」の比較が長期時系列的にまた社会体制を越えて国別に可能となる⁽³¹⁾。

時間予算は、かくて各国のG N Pに表章されえない経済福祉指導の比較を可能にする。こうした時間予算の効用から、それへの要請は増大し、近年目的を異にする種々の次元の時間予算を生み出した。しかしながら時間予算作りの現状と要求レベルの間にはギャップがあり、国連の上記報告が指摘するように、時間予算はいまだ発展途上の段階にある。

(30) UN, Progress Report on the Development of Statistics of Time-Use, *ibid.*

(31) Salai(ed.), *The Use of Time*, *ibid.* Introduction 参照。なほサライの *The Use of Time* については、この方法を適用した日本の「松山調査」の報告がある。経済企画庁国民生活局編「生活時間の構造分析」, 昭和51年 参照。

時間予算の起源は古く、1924年のストルミリンの時間研究に溯る。しかもこの分野はソ連、合衆国といった体制を越える発展がみられる。しかしながらMEWの時間構成要素の基礎データとして使用された1964年のde Graziaの時間調査のように、時間予算が経済学者から関心を持たれはじめたのは、1960年代以降である。なほこの時期以降、放送事業（NHK、BBCなど）が番組編成の参考用に作成した時間調査、婦人の社会参加と生活行動を家計の成員別に観察するため作成された家族の生活時間調査（さきに見たK. ウォーカーのシラキウス家族時間調査、総理府の社会生活基本調査など）、ミシガン大学の時間利用調査、途上国の生活時間を対象とするバングラディシュ調査、またサライの国際比較を目的とする時間予算のように、目的、形式、手法を異にする各種の時間予算が作られている。

これらの時間予算のうち地域の選定、時間予算フォーマットの作成ははじめ調査方式が多数の国にわたって国際的に標準化せられた企画が、サライの時間調査である。ちなみにサライのプロジェクトを契機とした各国の時間予算づくりの技法と時間データとの昇華が進み、時間予算の理論自体が進歩したといわれる。以下にまずサライの時間予算理論を要約し、時間予算作成法の特徴と問題点を見よう。

時間予算の作成に当って、最初に選ばれるべき問題は、調査方法の選択であり、たとえばアンケート方式、時間日記帳方式、インタビュー方式、これらの組合せなど収集方法についての選択がなされる。さらに、標本数、対象地域、調査対象とする調査日の選定という実施上の問題の選択がなされる。

つぎに時間予算作成において最も問題となるのは調査内容とこれに即したフォーマットの設計である。サライは、まず時間予算の一般目標として、つぎのように言う。

時間予算は、1日の中でイ、誰（who）が、ロ、何を（what）、ハ、どれ丈長く（how long）、ニ、何度（how often）、ホ、何時に（at what time）、ヘ、ど

の順番で (in what order), ト, どこで (where), チ, 誰とともに (with whom) 行うかを記録する一種の用途別フロー表である。⁽³²⁾

ここで「誰」は行為者であり、「何」は活動の種類を意味し、「何回」は行為の頻度, 「どれ丈長く」は活動の時間継続量, 「何時」は時間または時間帯, 「順番」は行為が発生する順番, また「何処」は場所の規定であり「誰と」は相手行為者または随伴者を意味している。ただし時間調査を利用する目的と作成する技術および作成資金の両面から制約され, 時間予算が常にこの全部を充足するという保障は必ずしもなく, とくに最後の二つは屢々省略せられる。ちなみに最も優先されるカテゴリーが行為者, 活動の種類および継続時間量である。

行為者の分類と活動分類（または対象となる事項分類）とは時間予算フォーマット設計の中心となる。前者は時間利用行為を行う個人の分類であり, 個人を, サライのいわゆる「背景をなす特性群 background characteristics」すなわち環境変数によって分類するもので, この変数には人口属性, 社会的属性, および経済的属性が含まれ, それぞれがさらにサブカテゴリーに分類される。つぎに, 活動の種類による分類であるが, 基本的なカテゴリーとして, 生理的必要時間, 市場労働時間, 家事労働時間, 自由時間あるいはレジャー時間がある（目的によりこの組合せは適宜統合せられる）。これがたとえば睡眠時間が生理的必要時間の中で, また通勤時間が市場労働時間の中で分解せられるように, サブカテゴリーにさらに分解せられる。そこで, さきの行為者の分類は, いわば国民経済計算の取引者の分類に, また活動分類は取引カテゴリーの分類に, それぞれ相当するものと考えることができよう。

時間予算フォーマットの設計におけるもう一つの問題は, 時間消費が同時に複数の活動の形をとって生じる場合の記録の方法である。これは, 食事（生

(32) サライによれば, 時間予算は資金使途・源泉表に類似しているが, 一つの相異点は時間予算が源泉側の項目をもたず使途側のみの計算を示す体系であるところにある。Salai, *ibid.*

活必要活動）とくつろぎ（レジャー活動）のように、時間行動が結合消費の形をとる場合の処理を意味する。ちなみにこの問題は、さきにグロナウの研究において提起せられた時間の結合消費の問題でもある。時間予算では普通時間継続量を一次行動（ないし主行動）と二次行動（ないし副次行動）に分けて記録する。この場合、時間利用の主たる目的が何で、副次目的が何かによって分類せられる。

時間予算フォーマットは、以上から、時間行為を行う行為者の分類、時間活動種類の分類、時間活動の一次行動および二次行動への分解、加えて時間行動の場所規定情報と行為の相手についての情報を持っている。時間行動の代表ブロック別に小計があり、さらにその合計は24時間となる。なほ時間予算フォーマットから行為者比率、平均継続時間量などを導出する分析表（時間行列）が導かれる。⁽³³⁾

P. ストーンは、こうした手続きをへて作成される時間予算の質を、その活動表章能力と時間行動の分析モデルとを対応させて次のように分類している。⁽³⁴⁾

レベル1の時間予算は、人口属性ごとに分類せられた行為者の活動種類別時間継続量だけを記録する時間調査である。つぎにレベル2の時間予算は、ヨリ複雑な構造をもち、時間行為者の活動種類別時間継続量に加えて、一次行動および二次行動の時間と時間行為をなす場合の相手（家族、友人など）項目とを組合せ、また平均継続時間量および頻度平均を分析するものである。なほレベル3の時間予算は、継続時間量と頻度に加えて時間利用活動が順次に発生する時間秩序を分析するものである。

こうした表章能力のレベルの差に対応して、時間予算は種々のレベルの分析を可能にする。まずレベル1の時間予算によれば、時間利用活動の差異の事後計算が可能である。しかし、これだけでは時間活動が発生する因果関係にメスを入れることはできない。因果関係の分析たとえば弾力性分析や時間使用活動相

(33) P. J. Stone, "The Analysis of Time Budget Data", in Salai(ed.), *The Use of Time*, *ibid.*, pp. 100-102

(34) P. J. Stone, *ibid.*, pp. 96-97. Stone, "Models of Everyday Time Allocations," in *The Use of Time*, *ibid.*, pp. 179-189.

互間のトレードオフの分析は、レベル2以上の時間予算である必要がある。また特に種々の時間活動が順次に発生する秩序を説明するためにマルコフモデルを採用しあるいは時間活動の量と順位について行為者の意思決定をプロセスモデルを応用して行うことは、レベル3の時間予算でなければ実施が困難である。

サライは時間予算が単なる時間利用の事後計算に終らず広義の因果分析に役立つべきこと、換言するとレベル2以上の時間予算たるべきことを提唱している。これについてストーンの抑制的な発言があるものの⁽³⁵⁾、時間予算の利用領域を拡大し、社会経済的な諸分野との協同を達成する上で因果分析の資料たることを時間予算設計の目標とすることは、必要であろう。

以上の時間理論を念頭にして、サライの時間予算フォーマットをはじめ現在筆者が利用できる限りの現行の時間予算のフォーマットを比較して見よう。

第一にサライは行為者のセクタリングについて、背景特性群と呼ぶ17ケの環境変数を挙げている。環境変数は、人口属性すなわち年齢、性、婚姻上の地位、年齢グループ別子供数のほかに、社会的属性として教育程度、訓練コース、職種、所属産業分野のほか個人の家計の家長の社会経済的属性、居住家屋の設備、所有する耐久消費財ストック（TV、スクーター等）、家事補助者等が含まれる。このうち職種は雇用者については高給ホワイトカラー、低給ホワイトカラー、熟練ブルーカラー、非熟練ブルーカラーとして、社会経済地位の高低別に分類せられるほか、上のそれぞれの環境変数はさらに細分されている。

ついで彼は時間活動の種類として、基本的時間ブロックを細分してまず96ケのカテゴリーに分け、さらにこれを縮約して市場労働、家事労働、その他の義務的家事、個人の必要時間、スポーツ、休息等37ケのカテゴリーをあげている。

(35) Stone, "Models", *ibid.*, pp. 181-182. ストーンはサライの提唱が望ましいとしながらモデルの適用に慎重である。レベル2、レベル3の時間予算に分析モデルを適用する場合には時間予算の質を考慮することが必要であり、時間行動は時間をへだてた代替がある場合相当以上期間をおいて発生することがあり、当該時間予算はそれを捕捉していないことがあるからであるという。

この二つすなわち環境変数別に分解した行為者を列とし時間行動の種類を行とした行列表が、彼の時間予算の標準フォーマットである。第1表はサライ時間予算の要約表である。この補助情報として、行為者の社会とのかかわりを示す「誰と」情報が職場の同僚、友人、家族など6項目に分けて報告され、また「場所」情報が家庭、職場など8項目に分けて報告される。なほ、彼の目標は、時間予算を国際的に標準化し時間行動の国際比較を行うところにある。このため以上の時間予算を対象国12ヶ国の52都市について行為者別・時間活動カテゴリー別に時間利用調査を実施し、国際比較表を編集するわけである。

以上の時間予算表からさらに時間指数行列を導き、時間活動項目別に行為者グループの平均使用時間と偏差を計算して行為分析にあて、さらに対象国別の比較分析を行うことができる。

第1表 サライ時間予算の要約表

活動時間コード \ 行為者コード	性	家族と子供数	教育レベル	上級ホワイトカラー	下級ホワイトカラー	熟練労働者	非熟練労働者
市場労働	—	—	—	—	—	—	—
家事労働(育児を除く)	—	—	—	—	—	—	—
育児	—	—	—	—	—	—	—
通勤	—	—	—	—	—	—	—
生理的必要活動	—	—	—	—	—	—	—
レジャー	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—

サライの時間予算フォーマットは、特徴としてまず行為者のグルーピングが詳細であり、環境変数の選択において行為者個人だけではなく家計における行為者の地位、教育・訓練のレベル、職種と所得差、居住家屋差など社会経済状態の相異を明示するセクタリング方針をとっている点が注目せられる。次に、時間行

動の種類は多いが、ウェイトが市場労働と家事労働とを含む「仕事の世界」world of work に置かれていることが注目せられる。従って以上の2点から、それは、勤労者の家計を単位とする時間行動たとえば婦人勤労者の生活時間の観察およびその家計成員の時間利用におけるトレードオフの観察を可能にする点が注目される。

さらに、資本主義国と社会主義国をカバーする各国の国際比較というサライ時間予算の特徴がある。二つの体制にある諸国の国民の生活時間の相異は、何より既婚婦人を含む勤労婦人の労働力化率の高さの差からくるその生活時間のパターンの相異にある。そこでこの時間予算は一連の質問——婦人特有の生活時間たとえば育児時間およびその他の家事時間が、公的部門のサービスたとえば共同保育事業の供給によっていわば外部化されているために可能となったのであるか、また外部化によってこれが全面的には解消されずに、婦人の間に社会的分業が出来ているためか、またこの社会的分業は教育水準、家長または本人の職域・地域という社会経済構造によって規定されているのであるか、資本主義国に見るような、時間利用における家計成員相互のトレードオフあるいは家族的分業は存在するかどうか、一般に教育・訓練水準と労働時間、家事時間および余暇時間の関係においては、人的資本理論仮説体制を超えて通用するかどうかといった設問——に対して、事実から説明を与えることができるのである。

第二に、WOM計算の基礎となった時間予算および最近の総理府の時間予算を見よう。これらはいずれも国内を対象とする時間予算である。まずde Grazia⁽³⁶⁾の予算は、行為者分類について環境変数が3つ（性、年齢、職業）、他方行動カテゴリーが14（必要時間、市場労働時間、家事時間、余暇時間などの各小項目と余暇時間の小計）および場所分類（住居とそれ以外）をもったごくシンプルな構造である。行為者の環境変数についての細分はなされていない。de Grazia表からWOM集計をつくるに必要な時間集計量を得ること、たとえば家事活動

(36) de Grazia, *ibid.*, pp. 422-423.

時間、余暇時間を表から求めることはできる。ただしWOCTをこれらの時間継続量に適用するためには、それぞれの時間投入に対する行為者グループ別の放棄所得を得る必要があり、たとえば教育程度が高い行為者は市場労働をせずに非市場労働をする時間の放棄所得を高く見積るであろうから、行為者分類を教育レベルや他の社会経済地位のレベルを考慮して細分することが望ましいのである。

de Grazia の時間予算は、主目的がレジャー活動の分析にある。しかしレジャー時間の記録についてさえ行為者分類、時間行動の分類が少い。このため de Grazia の表から個人のまた個人を含む家族の時間行動パターンを分析することは、容易ではない。いわんや賃金、家族数など本件の変化に対する個人および家族の時間行動の弾力性分析、相互のトレードオフなどの因果関係を検討することはできない。なほこの時間予算は、それ以后更新されていない。MEWは1929年から1965年までの期間について同予算を一貫して使用しているわけである。

第三にNNWの基礎となったNHKの「国民生活時間調査」⁽³⁷⁾を見よう。その行為者分類は、同時間予算の主目的である放送番組編成の参考情報という意図に添うために、当然de Grazia表よりも詳しい。行為者分類の環境変数は、年齢、性、職業、学歴、地域であり、それぞれが細分せられる。この中には家族数、婚姻上の地位、子供の数といった家族的地位に関連する変数はない。他方、活動の種類別分類は、視聴覚用のレジャー時間活動に詳しく新聞・雑誌・本、ラジオ、TVとなっている他の基本時間ブロックは生活必要時間、労働時間および移動時間で、労働時間は仕事と家事に分類せられている。なほNHKの時間予算は「誰と」情報と行為の「場所」情報をもっている。

WOMの基礎資料として見た場合、NHKの時間予算は、それが全国を対象とする大型時間予算であり、また5年おきに定期的に調査がなされることから、WOM推計の精度を保障するものである。同予算から、WOM集計に用いる時

(37) 日本放送協会放送世論研究所、「国民生活時間調査報告」。昭和35年から始まり5年置きに刊行される。

間活動の継続量を与えることは容易である。

それというのもNHK時間予算は、規則的に国民の活動別時間継続量を事後計算し報告する点で、レベル1タイプの時間予算の1つの典型であるからである。また行為者の職業分類がなされるから、別に非労働時間の機会費用すなわち放棄所得を職業別に求めることはできる。故にWOC T法の実施が可能となる。

反面、NHKの時間予算は、行為者分類に家族的地位および所得レベル別職種分類の視点がなく、活動項目の数も少いことに、WOM計算としてのまた経済理論仮説の検討資料としての利用上の限界がある。家族的地位たとえば家族数、子供数、子供の年齢、婚姻上の地位といった家族的特性や、所得水準、職種分類といった経済的特性は、いずれも人間の時間使用行為を制約する重要な変数であり、この分類をもたない時間予算は、その主目的——番組編成情報——への適性はともかくとして、現在追及されている時間行動の因果分析資料としては無力である。

第四に、同じ大型の時間予算として昭和51年から始った総理府統計局の「社会生活基本調査」⁽³⁸⁾は、国民の生活調査それ自体を主目的とする時間予算として日本では最初の試みである。この時間予算は、人間の個人および家族としての生活におけるまた世代を異にする時間行動の調査に充てられている。その行為者分類は、NHKの時間予算における分類にはない視点である家族的地位の変数が入り、さらに婚姻上の地位のほか6才未満とそれ以上の年齢の各子供の数と共稼ぎ世帯とそれ以外の世帯が分類せられている。それ故、人間の時間行動が個人だけではなく世帯すなわち家族と家計の観点から観察される。例えば主婦の時間行動は、夫の職種（例えばホワイトカラー）、子供の年齢グループ別にした人数、共稼ぎという家族特性別というグループごとに調査せられる。なほ総理府の時間予算は供給する情報量が膨大である。それは、時間行動の種類の分類面でも前進し、非市場活動の一つである社会奉仕活動を加え、また余

(38) 総理府統計局、昭和51年「社会生活基本調査報告」概要編、昭和53年。

暇活動を細分している上に、補足情報を多く提示するからである。その1つは時間行為の相手に関する情報であり、家族、地域の人、職場の人等に分類し、また場所情報として余暇の利用施設を職場、公営施設などに分類し、さらに行為者の従業員規模や週休2日制の実施状況の情報を加えている。総理府の時間予算の特徴は、余暇時間調査に最もあられ、NHKの時間予算が視聴覚余暇に偏りまた de Grazia の時間予算が粗放であること、あるいはサライの時間予算のウェイトが仕事又は労働時間に大きくかかることと比較すると、その長所が明らかとなる。

このため行為者別にみた生活時間情報は、画期的に増大した。それ故、週休制の導入といった社会制度面の与件変化により労働時間が減少した場合、個人のまた家族の余暇時間行動はどう変化するかという予想を因果関係を踏まえて分析することが、可能となるであろう。これは、総理府の時間予算に行為者分類において家族の視点を加え、時間行動を細分した龐大な補足情報を加えた成果に外ならない。

もっとも社会経済構造変数の中で、サライの時間予算の設計において重視されている家計成員の収入と家産のレベルは、この総理府時間予算の環境変数には入っていない。換言すると社会経済変数の高（高いSES）低（低いSES）という分類視点が採られてはいないのである。

以上の四つの時間予算を比較すると、視聴覚余暇時間に重点を置くNHKの時間予算、行為者分類に家族ないし世帯の分類を加え、また詳しい補足情報を以て生活時間情報を提示する総理府の時間予算、労働時間と家事時間——総じて「仕事時間」——の詳細な社会経済グループ別分析とその国際比較を企図したサライの時間予算、また構造が粗放的でWOMの一応の基礎情報を与えるが時間予算としての水準が低い de Grazia の時間予算のそれぞれの特徴とメリットの有無が明らかである。

これらの時間予算は、いずれも時間予算形式によってレベル1の時間行動情

報を与え、また de Grazia の時間予算を除けば行為者、時間行動の種類別に時間指数行列の分析表を作って時間行動のパターンを分析することが出来る。とりわけ総理府の時間予算とサライの時間予算は、時間行動の広い意味での因果関係を分析することを可能にする。

時間予算のフォーマット設計において、行為者分類は、国民経済予算における取引者の部門分割に、また時間行動の種類分類は、国民経済予算の取引カテゴリー分類に相当する。この二つは、時間予算フォーマット設計の中心点であるが、総理府のフォーマット、サライのフォーマット共に時間行為を個人行為としてだけではなく家族属性との関係において観察する方法をとっており、それが他の二つの時間予算を以てしては達成できない高度の利用——時間行動の因果関係の分析を可能なものとするのである。尤もここでの因果分析は、経済学の因果分析より広く、時間研究のそれを意味している。総理府時間予算の場合、観測できる時間行動は、社会的与件変化と社会的行動パターンとの因果関係においてである。それは行為者分類に家族的地位変数を加えたといえ所得水準またはSESの高低という分類視点を取り入れず、人間一般の生活時間とくに余暇時間の分析を提示するからである。他方、サライの時間予算は、時間のより経済的な因果分析を与えまたその国際比較に重点があり、詳細な社会経済的環境変数別に行行為者分類を行い、なかんずく「仕事時間」の割り当てを中心とした因果分析を可能にする。この方類方針をとるとき、賃金率、物価など経済的パラメータの変化がもたらす時間利用の弾力性分析や家計成員相互間のトレードオフ分析が、可能となるわけである。

5. 結び WOM計算と時間予算のリンクにおける問題点

小論においてわれわれは、最初に、イ、WOM計算の発展のネックを解決し、ロ、人的資本理論の仮説の検証において必要な時間行動データを提供する存在として、時間予算に対する期待が大であることを明らかにした。ついで時間予

算研究そのものについて時間予算理論と種々の現行時間予算を比較し、予算フォーマットの行為者分類と時間活動の分類および補足情報の方針によってその表章能力が制約せられる所以を明らかにした。中でも決定的なものは行為者分類であり、たとえばサライの国際比較を目的とする時間予算や総理府の社会生活基本調査のように、家族の地位、教育レベル、職業と所得レベルなど社会経済的地位を行為者分類の基準としてもつことが、その時間予算を時間的な因果関係の分析手段に高める所以であることを示したのである。

ところで、各種の時間予算を検討して我々が注目する点は、現に多様な形式をもつ各種の時間予算が輩出しているにも拘わらず、WOM計算や理論仮説の検証に役立つ時間予算が必ずしも多くはないという事実である。社会経済計算と時間予算とのリンクを一層密接なものにするために、その理由を示しておく必要があるであろう。

まず考えられる事柄は、時間予算が非市場活動を含む経済行為を時間経過として表章することにその直接の目的があるのではないという事実である。時間活動は、人間行動が一般に常に必ずしも100%経済指向行動ではなく人間の生物的、日常慣習的、社会的行動のみから成り立つのではないと同様に、両者を含んだ人間行為そのものである。時間予算はこうした人間行動の時間経過を表章する「時間の使途」計算であり、貨幣の源泉・使途計算とは次元を異にする存在である。時間研究者のいうレベル2以上の時間予算を以てする因果性分析は、必ずしも経済理論のいう弾力性分析あるいは代替性分析ではなくより広い人間の社会行動分析という一般的見地から捉えられている。

それ故時間予算が非市場活動計算にまた経済理論仮説の検証に有用な情報を供給するためには、まず非市場活動を含む経済活動の因果関係を把握できるだけの表章能力を特に持つことが前提となる。WOMの計量において経済主体の放棄所得とリンクしたグロナウの目的とした時間利用をめぐる家計成員相互間の時間のトレードオフの把握を行う場合、あるいは教育レベル別に婦人の市場活

動と非市場活動への時間配分を分析する場合、基礎データとなりうるのは、経済行動の表章能力をもつ時間予算によることが、不可欠である。

われわれは先にサライの時間予算が国内分析はもとより国際比較において経済的因果関係を可能にすることを明らかにした。そしてその1つの鍵が行為者分類なканずく教育、家族関係のみならず所得レベルを加えた職種および職業分類および家産分類にあることを明らかにした。サライの時間予算は「仕事」時間分析にウエイトがあるが、他の時間領域たとえば近年ライボピッツやスタッフ⁽³⁹⁾フォードらによって研究されている家庭内での子女の教育時間の分析においても、使用される時間予算は婦人および家計成員の所得と富のレベルあるいは少くともその代理変数を行為者セクタリングに用いたものでなければならない。時間予算フォーマットの作成に際して行為者の部門化がどの様に行われているかは、實際上時間予算の表章能力を決定する。なほ時間予算単独でなく他の非市場活動計算の基礎統計（例えば労働力統計）と統合してまたは組合わせて使用する場合を考えると、その行為者分類も他の統計における取引者分類と斉含性⁽⁴⁰⁾をもつことが望まれる。

以上から、われわれは非市場活動計算と時間予算のリンクを緊密にするためには、イ、行為者分類に際して個人及び家計の成員の所得と家産の水準（またはその代理変数）を用い、またロ、NHK時間予算に見るように規則的に更新がなされる高次の時間予算が供給せられることを、待望するものである。

(39) 注 28 参照

(40) 斉合的な分類をもった社会会計データ・ベースの開発は、非市場活動の分析と理論仮説のテストに有効である。この動向は、たとえば、UN, *The Development of Integrated Data Basis for Social Economic and Demographic Statistics*, 1979. 参照。なほ、Y. Kurabayashi, *The Integration of Time Aspects of the Usefulness of Time Budget Studies with Household Surveys: Some Aspects of the Usefulness of Time Budgets Studies*, *SEDAS discussion Paper Series*, No. 10, March. 参照。

1970年代のブラジル経済の回顧

西 向 嘉 昭

1. は じ め に

1970年代のブラジル経済は、それを戦後の長期的な経済発展のプロセスに位置づけて捉えるとき、きわめて対照的な二つの時期を内包している。一つは60年代末期から続いた高度成長期（1968－1973年）であり、他は石油危機を契機とした転換期ないし調整期（1974年以降）である。

前者は、それに先立つ低成長期（1962－1967年）の経済成長率が、戦後の経済成長を支えた輸入代替的工業化の行き詰りを反映して記録的な低率であったのと対照的に、著しく高い成長率を持続したのみならず、インフレの抑制や国際収支均衡の維持にも成功したことから、「ブラジル経済の奇跡」として内外の注目を集めた。

しかしながら、1973年の第一次石油危機を契機として、ブラジルの経済成長率は鈍化と不安定化の傾向を示し、同時にインフレの再燃および国際収支不均衡が進行し、かくして転換期のブラジル経済は高度成長期とは著しく対照的な変容を呈した。1970年代におけるブラジル経済のパフォーマンスの顕著な変化の原因の解明は重要な課題であるが、この点に関する議論は必ずしも一致していない。高度成長期と転換期をブラジル経済の景気循環の上昇局面と下降局面として捉え、第一次石油危機とそれに続く世界的インフレーションおよび先進諸国経済の景気後退がなかったとしても、ブラジル経済の成長率の鈍化とインフレ再燃および国際収支不均衡化は必至であったとする立場や、これらの

(1) Pedro S. Malan and Regis Bonelli, "The Brazilian Economy in

諸変化を石油危機に象徴される国際経済環境の変化と国内経済政策の対応の変化によって説明しようとする立場など、議論が分かれている。⁽²⁾

前者の見解についての論述は別の機会に譲ることとし、本稿では後者の立場から1970年代のブラジル経済とりわけ転換期のブラジル経済を高度成長期との対比において比較検討を試みることにする。なお、ブラジル経済の低成長期および高度成長期ならびに一部の転換期についての分析はすでに過去の二編の拙稿において試みられているが、⁽³⁾本稿ではそれらの成果を踏まえつつ、とくに転換期に焦点がおかれている。

2. 1970年代のブラジル経済の特徴

1970年代のブラジル経済を戦後の長期的な経済成長過程との関連で捉えれば、そこにいくつかの重要な特徴を見出すことができる。

まず経済成長率についてみると、前半の高度成長期には戦後の景気変動のなかでも例外的な高い成長率を記録し、後半の転換期においても平均成長率は7%を超えた。これは高度成長期と比較するとかなり低率であるが、戦後の他の景気上昇期の平均成長率に匹敵し、また高度成長期以前の長期的平均成長率を上回っており、単純に低成長と断定することはできない。しかし、高度成長期の経済成長率は例外なく長期的平均成長率を超えているが、転換期の成長率は年によっては平均成長率を下回っており、不安定である点に差異がみられる（第1表およびA-1表）。

the Seventies: Old and New Developments", Edmar L. Bacha, "Issues and Evidence on Recent Brazilian Economic Growth", *World Development*, Vol. 5, No. 1 & 2, 1977.

(2) 拙稿「ブラジルの経済成長の課題と展望」『国民経済雑誌』第137巻第2号 昭和53年2月。

(3) 拙稿「ブラジル経済の高度成長—その回顧と展望—」『経済経営研究年報』No. 23 (Ⅱ) 1973, および「前掲論文」。

第1表 国内総生産成長率（％）

	年平均実質成長率	農業成長率	工業成長率
1947 / 52	7.0	4.5	8.8
1952 / 56	5.6	3.2	8.7
1956 / 61	8.3	5.8	10.7
1961 / 67	3.7	3.9	3.7
1967 / 73	11.2	4.7	13.2
1973 / 80	7.1	5.2	7.6
1947 / 67	6.0	4.4	7.7
1947 / 73	7.2	4.1	8.9
1947 / 80	7.1	4.3	8.6

（出所）FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 25, No. 9, 1971, Vol. 34, No. 12, 1980 および Vol. 35, No. 12, 1981 所収の国民所得統計より算出。

第二に主要産業別成長率をみると、高度成長期に先立つ低成長期に戦後初めて農業成長率を下回る低率を記録した工業成長率が、高度成長期には記録的な高率を示した。しかし、転換期の工業成長率は長期的平均成長率をやや下回る水準に低下し、また経済成長率の動向と同様に不安定な動きを示している。農業成長率は、高度成長期においても転換期においても長期的平均成長率を上回り、しかも工業成長率の場合とは逆に転換期において成長率を高めた（第1表およびA-1表）。

第三に、物価上昇率は高度成長期と転換期とでは対症的な傾向を示している。高度成長期においては低成長期からのトレンドが持続され、物価上昇率は引き続き低下したが、転換期においては物価上昇率は再び高まり、70年代末には異常な高率に達した（A-1表）。

第四に、国際収支状態も高度成長期と転換期ではかなり異なった推移を示した。70年代前半にまたがる高度成長期においては、貿易は輸出入双方において著しく拡大し、平均名目成長率はそれぞれ24.6%、27.5%であり、ドル価値

下落を考慮しても低成長期の輸出入の平均名目成長率が僅かに2.8%, 1.8%であったことと比較するときわめて急速な増加であった。そして、輸出入の平均成長率の大小関係が両期間において逆転したことを反映して、貿易収支は低成長期の黒字基調から高度成長期の後半の赤字基調へと変化した（A-2表）。また、高度成長期は利子・配当収支赤字の増大に起因するサービス収支赤字の増大によって、経常収支は赤字に転落し、しかもその赤字幅は70年代に入って急速に拡大した。しかしながら、それにもかかわらず積極的な外資導入政策に支えられた資本収支の黒字によって、この期間は国際収支均衡を維持することができた（A-3表）。

他方、転換期においては、輸出入の平均名目成長率はそれぞれ18.3%, 20.6%と前期に比して低下したものの、なお輸入成長率が輸出のそれを上回り、その結果貿易収支は1977年を唯一の例外として大幅な赤字を記録した（A-2表）。さらに、サービス収支も前期の経常収支赤字を補填するために導入した外資の増大に伴う利子・配当収支赤字を反映して赤字幅が増大したので、経常収支は高度成長期よりもさらに大幅な赤字を記録した。その結果、資本収支の黒字にもかかわらず、この期間は国際収支均衡を維持することができなくなった。

このように、70年代のブラジル経済は、高度成長期にまたがる前半こそ健全なパフォーマンスを示したが、1974年以降の転換期においては、(1)経済成長率および工業成長率の低下と不安定、(2)インフレの再昂進、および(3)国際収支不均衡化という深刻な問題と、いかにしてそれらの問題を克服するかという重大な課題に直面している。これらの深刻な問題がいかなる要因に起因するかを解明し、それらを克服する手段を展望するのが次の課題であるが、それに先立って70年代のブラジルの経済活動のトレンドをいま少し詳細に検討しておこう。

3. 70年代のブラジル経済活動の動向

70年代のブラジルの経済活動のトレンドを、まず総供給・総需要の視点から考察してみよう。総供給については、高度成長期を通じて輸入成長率は国内総生産成長率を超えており、その結果輸入係数は1967年の5.6から1974年の13.4まで上昇した（A-9表）。これは、戦後のブラジルの経済開発戦略の基幹を形成してきた輸入代替戦略の転換を意味する重要な変化であった。とくに、輸入代替の中心をなした工業部門においてはこの転換はさらに顕著であり、総工業製品供給に占める工業製品輸入のシェアは、1965年の6.9%から1974年の17.3%⁽⁴⁾まで上昇した。

このような輸入係数の上昇を可能ならしめたのは、この期間におけるブラジルの例外的な輸出購買力の増大と外資純流入の増大による輸入能力の拡大であった。事実において、1967-73年間に輸出価格の上昇（年率9.5%）は輸入価格の上昇（年率6.1%）を超え、交易条件はこの期間に20.1%改善され、輸出量も年率13%の増加を示したこととあいまって輸出購買力は150.7%も増大した（第2表およびA-6表）。他方この期間は例外なく外資純流入を記録したので（A-3表）、輸入能力は著しく増大した。

さらに、とくに資本財輸入に対する輸入税の減免や特恵為替レート⁽⁵⁾の適用な

第2表 貿易諸指標（1970年＝100）

	1961	1967	変化率 (%)	1973	変化率 (%)	1980	変化率
輸出価格	86.7	87.2	0.6	150.0	72.0	288.7	92.5
輸入価格	91.8	97.1	5.8	139.0	43.0	409.4	194.5
交易条件	94.4	89.8	-4.9	107.9	20.1	70.5	-34.7
輸出量	63.3	74.3	17.4	155.0	108.6	268.3	73.1
輸出購買力	59.8	66.7	11.5	167.2	150.7	189.2	13.1

（出 所）A-6表と同じ。

（4） Pedro S. Malan and Regis Bonelli, *op. cit.*, p. 31, Table 2.

どの国内のインセンティブ政策ならびに海外の有利な信用条件（サプライヤーズ・クレジット）も、この期間の輸入の急速な拡大に貢献した。⁽⁵⁾

しかしながら、第一次石油危機以降の転換期においては、交易条件が不利化し、輸出量の増加も年率8.1%にとどまったため、輸出購買力の増大も1973-80年間に僅かに13.1%にすぎなかった。加えて、この期間も例外なく外資純流入を記録したものの国際収支均衡を維持するに十分ではなく、また高度成長期以来の積極的な外資導入政策は他方で対外債務の累積をもたらし、債務返済負担が著しく増大した（A-7表およびA-8表）。かくして、転換期においては再び輸入代替戦略の重要性が見直され、とくに資本財や基礎的投入財の輸入代替の促進に重点がおかれることになり、その結果第二次石油危機に至るまでは輸入係数は再び低下傾向を示した（A-9表）。

つぎに総需要についてみると、高度成長期にまたがる70年代前半の経済成長を支えたのは、総資本形成と輸出の成長であった。対国内総生産比でみると総資本形成は1967年の19.4%から1974年の31.0%へ、固定資本形成はそれぞれ19.3%から23.9%へ上昇した。これは政府部門の固定資本形成率の低下を民間部門の固定資本形成率の上昇によって相殺して余りある結果を反映している。輸出の比率も1967年の5.5%から1973年の7.9%へ上昇したが、これはこの期間の既述の輸出の急成長を反映したものである。これに対して消費の成長率は、政府消費、民間消費ともに総需要の成長率を下回り、需要面で経済成長をリードするには至らなかった（A-9表）。

総資本形成率の上昇とりわけ民間固定資本形成率の上昇は、既述の輸入の拡大と密接な関係がある。すなわち、ブラジルの輸入構成に占める石油および同

(5) Regis Bonelli and Luiz Otavio Façanha, "A Indústria de Bens de Capital no Brasil: Desenvolvimento, Problemas e Perspectivas", Wilson Suzigan (ed.), *Indústria: Política, Instituições e Desenvolvimento* IPEA / INPES, Rio de Janeiro, 1978, pp. 352-353.

製品のシェアがきわめて安定的であった1967－73年間に於いて、もっとも急速にシェアを拡大したのは資本財であり、1967年の31.9%から1971年と1972年の41%にまで上昇した（A－5表）。いうまでもなく、これはこの期間のブラジルの輸入増加のなかで資本財輸入がもっとも急速に増加したことを示している。この資本財輸入の急増は資本財総供給（輸入＋国内生産）に占める輸入資本財比率を著しく高めたばかりでなく、固定資本形成に占める輸入資本財比率も1965年の6.5%から1972年の16.0%へと高めた（第3表）。このことは、明らかにこの期間の総資本形成とりわけ固定資本形成率の上昇が資本財輸入の急増によって可能となったことを意味している。

転換期に入ると、需要面で経済成長を支えたのは一変して総消費支出とりわけ民間消費の成長であった。民間消費成長率それ自体は高度成長期のそれより

第3表 輸入資本財の比率 （1970年価格：%）

	対 総 資 本 財 供 給	対 総 固 定 資 本 形 成
1965	15.5	6.5
1966	19.3	9.0
1967	23.5	10.0
1968	23.5	11.5
1969	24.3	11.5
1970	25.8	13.0
1971	28.5	14.8
1972	28.4	16.0
1973	24.6	14.3
1974	29.8	17.9
1975	31.1	18.3
1976	25.0	13.9
1977	20.7	

（出所）Regis Bonelli and Luiz Otavio Façanha, *op. cit.*, pp. 340－341.

も若干低かったけれども、高度成長期の末期から緩和されてきた実質賃金政策を反映して、総需要成長率を上回り、対国内総生産比率は1973年の64.6%から連続して上昇し、1979年には72.8%に達した。その結果、政府消費支出比率が低下したにもかかわらず、総消費支出比率は同期間に74.6%から82.2%に上昇した（A-9表）。

転換期の総資本形成比率は、1974年の31.0%をピークとして以後連続して低下し、1979年には19.8%にまで低下した。しかしながら、これは主として在庫変動を反映したものであって、固定資本形成比率は1973年と79年とは若干の低下がみられるにすぎない。固定資本形成比率の低下は、一部は民間固定資本形成の成長率の鈍化に起因するが、多くは転換期に再燃したインフレ抑制策の一環として公共投資が抑制され、政府固定資本形成の成長率が1977年以降連続して負の成長率を記録したことを反映している（A-9表）。

転換期の輸出成長率は高度成長期より著しく低下し、経済成長をリードするほどのインパクトを失っている。これは主として第一次石油危機以後の世界経済の景気後退ならびに先進工業諸国における保護主義の抬頭によるものであり、1975年および1978年のブラジルの輸出の負の成長率がそれを示している。しかしながら、1979年および1980年には輸出成長率が再び上昇し、改善の兆候がうかがわれる。

つぎに、70年代のブラジル経済の主要産業別トレンドをまず農牧畜業についてみると、農業、牧畜業ともに若干の例外を除いて低成長率または負の成長率を記録している（第4表）。その基本的な原因は、(1)不利な気候条件、(2)生産者に対する最低保証価格の低水準、および(3)農業融資の偏向であるとされる⁽⁶⁾。第5表は入手可能な1975年以降の農業生産者受取価格の推移を示したものである。最低保証価格は必ずしもすべての農産物について設定されているわけではないので、その効果は部分的に農業生産者受取価格に反映されているにすぎ

(6) UN, *Economic Survey of Latin America-1978*, pp. 111-112.

ないけれども、それにしても農業生産者受取価格の上昇率は、1977年以降一般物価指数の上昇率を下回っており、価格面から生産が阻害されていることを示している。

第4表 農牧畜生産成長率 (%)

	農 業	牧 畜 業	農 牧 畜 業
1971	14.8	—	11.4
1972	4.0	—	4.1
1973	3.2	—	3.5
1974	12.4	—	8.5
1975	-2.0	14.9	3.4
1976	0.4	12.2	4.2
1977	11.7	5.3	9.6
1978	-7.0	9.7	-1.7
1979	6.9	-4.7	3.2
1980	9.8	1.4	6.8

（出所）FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 2, 1981, pp. 48 - 52.

（注）農牧畜業成長率は、原資料の出典が異なるので、A-10表の数値とは合致しない。

第5表 農業生産者受取価格と一般物価指数の変化率 (%)

	農業生産者受取価格	一般物価指数（年平均）
1975	35.8	27.7
1976	81.7	41.3
1977	42.0	42.7
1978	29.7	38.7
1979	49.0	53.9
1980	97.4	100.2

（出所）FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 2, 1981, p. 54. Vol. 35.

No. 4, 1981, *Seriado Estatístico Atualizado*, p. 4.

農業融資に関しては、最近の調査によれば農業生産者の約80%は農業融資を受けることができず、また農業生産者の僅か1%がブラジル銀行の農業融資の40%を吸収し、さらに農作物別では大豆、コーヒー、甘蔗、棉花および小麦の5作物が農業融資の約60%を吸収していることが明らかにされている⁽⁷⁾。1979年には、農産物輸出余剰の拡大と基本的食糧供給の改善を狙いとして、生産者最低保証価格の引き上げとともに低利の農業融資の拡大が図られたが、いづれも実効をあげるに至らなかった⁽⁸⁾。

このように、不適切な最低保証価格の設定、多数の国内市場向け農業生産者よりも少数の輸出向け農産物生産者に集中した農業融資の偏向の一つの重要な効果は、ブラジルの主要食糧作物生産の停滞であった。米の生産量は1974年以降伸びなやみ、フェイジョン豆とマンジョーカは1971年以降は生産が停滞し、70年代末期の生産量は1965/67年水準さへも下回っている。とうもろこしと小麦の生産量も1974年以降は減少傾向を示している（A-12表）。このような主要食糧作物生産の停滞ないし減少傾向は、後述のごとく転換期におけるインフレの再燃に重要な影響をあたえている。

製造工業は、対国内総生産比率を1967年の24.3%から1974年の29.4%へと連続して高め、高度成長をリードした製造工業の重要な役割を反映したが、転換期に入ってからはその比率を漸減させてきた。しかしながら、それでも1980年にはなお26.6%を維持し、ブラジル経済のキー・セクターの地位を占めている。

既述のごとく、輸出購買力の異常なまでの拡大を基盤とする輸入能力の増大を背景として、高度成長期においては輸入が急速に増加し、資本財ついで中間財輸入がその中核をなしていたが、対外的諸条件が一変して国際収支不均衡に陥った転換期においては、資本財および中間財の輸入代替の促進を通じて輸入

(7) FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 33, No. 2, 1979, p. 78.

(8) UN, *Economic Survey of Latin America - 1979*, p.111 and p.113.

を抑制する必要に迫られた。

事実において、第一次石油危機直後の第二次国家開発計画（1974－79年）およびそれに対応した各種の工業開発計画においてこの方針が確認された。鉄鋼計画（1974－80年、投資総額150億ドル）、非鉄金属計画（1974－82年、同52億ドル）、石油化学計画（1974－80年、同30億ドル）、化学肥料計画（1974－80年、同21億ドル）などがそれである。資本財工業についても、上記の諸計画の実施に伴う機械設備需要の増大によって刺激され、それに対応して経済開発銀行（B N D E）や工業融資特別機関（F I N A N E）から資金が供給されることになった。

このことは製造工業の業種別成長率の内容の変化に反映されている。1968－73年の高度成長期において、製造工業のなかできわめてダイナミックな成長を達成したのは、輸送機械、一般機械、電気機械、プラスチックおよび化学の分野であった（A－13表）。このうち前三者には耐久消費財のカテゴリーに含まれる製品が少なくないので、この期間はまた耐久消費財がもっともダイナミックな成長を示した時期でもあった（A－14表）。

しかしながら、これらの業種のうちで転換期においても比較的高い成長率を維持しているのは、一般機械、プラスチックおよび化学であって、電気機械は製造工業全体の平均成長率を僅かに上回るにとどまり、輸送機械にいたっては食品や繊維などの伝統的業種なみの低成長率にとどまっている。輸送機械の低成長の原因は、第一次石油危機以降政府の輸送政策がバスや大型トラックに重点をおくようになったことを反映し、自動車生産の50%以上を占める乗用車に対する消費者金融の引締め、金利の上昇および乗用車価格の自由化に伴う価格上昇などによる需要の減退であった。

転換期において上記のほかに比較的高い成長率を記録しているのは、香料・石けん、金属、非金属鉱物およびゴムであり、いずれも製造工業全体の成長率を上回っている（A－13表）。これらの事実を反映して、用途別工業製品グルー

プの成長率は高度成長期の耐久消費財主導型から転換期においては中間財、資本財主導型に変化している。とくに中間財は、スジガン編著所収の資料と国連資料との分類基準の差異にかかわらず、1974年以降例外なく製造工業全体の成長率よりも高い成長率を示している。ただし、資本財については、前者の資料では1973 - 77年間の平均成長率は中間財の8.7%に次いで8.3%であり、⁽⁹⁾製造工業全体の平均成長率の6.6%を超えており、中間財とともにこの期間の製造工業の成長を主導したことは明白であるが、1978年以降については若干の疑問が残る（A - 14表）。また、製造工業全体に占める中間財の比率が1974年時点で約40%⁽¹⁰⁾ととっても大きく、資本財の比率は13.4%にすぎないことを考慮すると、1978年以降の資本財生産の成長率が同様に高くても、転換期の製造工業の成長への貢献度という点では、中間財の方がはるかに大きな重要性をもったことは疑いない。

4. 経済成長の対外的諸要因

70年代のブラジルの経済成長に対して、対外的諸要因はきわめて重要な効果をもった。しかしながら、その効果は高度成長期にまたがる前半と転換期に入った後半とではかなり異なった様相を呈した。

まず、高度成長期のブラジルの輸出は、1967 - 73年間に年平均24.6%の急速な成長を達成した。もっとも、この期間は世界貿易それ自体が急速に拡大した時期でもあり、⁽¹¹⁾ブラジルの輸出もその例外ではなかったのであるが、その

（9） 非耐久消費財の平均成長率は4.2%、耐久消費財のそれは5.5%にとどまった。（A - 14表より算出）。

（10） しかしながら、A - 14表から推測されるように、国連データは資本財の範囲を狭く、耐久消費財の範囲を広く捉えているので、スジガン編著所収と同じ分類にすれば、1978 - 79年の耐久消費財と資本財の成長率の大小関係は逆転する可能性は十分にある。

（11） この前後の時期の年平均輸出成長率（名目）は下表の通りであった。（次頁へ）

輸出成長率は世界輸出成長率を大きく上回っている。これは、ブラジルの積極的な輸出促進政策の存在とその重要性を示している。

事実において、高度成長期のブラジルは大豆や食肉などの非伝統的な一次産品輸出の拡大を図ると同時に、工業製品輸出の拡大に積極的な手段を講じた。とくに工業製品輸出の拡大に関しては、(1)工業製品税（I P I）の免税、(2)流通税（I C M）の免除、(3)輸出企業の総売上高に占める輸出比率に応じて、最高60%までの法人税の払い戻し、(4)輸出企業の年平均工業製品輸出額の3分の1を限度として、機械設備および部品輸入の関税の減免、(5)輸出融資基金（F I N E X）による低利長期の輸出金融など、一連の税制上および金融面のインセンティブがあたえられた。⁽¹²⁾これらのインセンティブは明らかに輸出補助金効果をもち、他方1968年8月から実施された為替レートの小刻み切下げ方式（クローリング・ベッグ）による過大評価の軽減とあいまって、工業製品の輸出拡大に貢献した。その結果、ブラジルの輸出構成に占める工業製品の比率は、1968年の10.7%から1973年の23.6%へと倍増し、半製品を含めた工業品の比率は同期間に20.2%から31.3%に上昇した（A-4表）。

転換期に入ると、ブラジルの輸出の年平均成長率は名目でも18.3%と前期より後退し、世界輸出の年平均成長率が名目ながら19.6%と前期より上昇したのと対照的であった。⁽¹³⁾この期間のドル価値の下落を併考すると、転換期のブ

	1962— 67	1967— 73	1973— 80
ブラジル	2.8	24.6	18.3
世界	8.1	17.6	19.6

（出所）FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 4, 1981およびA-2表。

(12) これらのインセンティブの多くは高度成長期以前にすでに講じられていた。

詳細については、Carlos von Doellinger, “A Política de Exportações no Brasil”, APEC, *A Economia Brasileira e suas Perspectivas—1973*, pp. 149—157.

(13) 脚注(11)を参照。

ラジルの輸出の実質成長率は高度成長期と比較すると著しく低下した。こうした環境のなかでブラジルの輸出をリードしたのは依然として工業製品輸出であり、輸出構成に占める比率は1976年を唯一の例外として引き続き上昇し、1978年には初めて50%を超え、1979年には56.2%にも達した（A-4表）。

しかしながら、転換期の工業製品輸出はいくつかの重要な問題点を内包していた。その一つは工業製品輸出促進のためのインセンティブに関する問題である。第6表は転換期におけるこれらのインセンティブの輸出補助金効果の大きさを若干の事例について示したものであるが、家具を除くといずれも50%以上の大きさに達しており、繊維については71%にもものぼっている。このことは、国内価格と輸出価格に大差が発生する可能性を示しており、ブラジルの工業製品輸出量がまだ顕著でなかった高度成長期においては大きな問題とはならなかったが、工業製品が輸出の中核にまで成長してきた転換期においては、その主たる輸出先国である先進諸国においてダンピングの非難と保護主義の抬頭を刺激するようになった。

1976年におけるブラジルの対米履物輸出をめぐるアメリカ政府と国際貿易

第6表 輸出補助金（1975年） （対輸出額比: %）

	免 税	信用形態での補助金	合 計
織 維	29.0	42.2	71.2
履 物	20.9	30.5	48.4
電気設備	24.0	26.5	50.5
一般機械	26.5	26.3	52.8
自 動 車	28.8	37.4	66.2
家 具	5.0	30.9	35.9

（出所）UN, *Economic Survey of Latin America-1978*, p. 120.

（注）この比率は1979年まで実質的な変化がなかったという。（UN, *Economic Survey of Latin America-1979*, p. 124.）

委員会（ITC）の対応は、その典型的な事例であった。アメリカ政府は、1970年代に入って急速に増大してきたブラジルの履物の対米輸出をダンピングによるものと批判し、両国の協議によってブラジル側は履物輸出に対する免税率を1976年7月以降一定のタイム・スケジュールによって漸減し、1978年1月までにゼロとすることに合意した。それにもかかわらず、国際貿易委員会は⁽¹⁴⁾1976年末に関税割当制と関税率の10%から40%への引上げを勧告した。

輸出補助金は、このように対外的には先進国側の非難と保護主義を刺激しただけでなく、国内的にも国庫負担の増加とインフレ抑制策との矛盾という問題を生ぜしめた。高度成長期にはまだ工業製品輸出の絶対額が小さく、また物価上昇率も漸減傾向にあったから、この問題はあまり深刻化しなかったが、転換期に入って工業製品輸出が相対的にも絶対的にも増加してくると潜在的な国庫負担はますます大きくなり、他方インフレ抑制が経済政策の基本目標の一つとなってくると、抑制的な金融政策の実施との関連で輸出補助金が深刻な問題となってくる。

かくして、輸出補助金は早晩なんらかの形で廃止されるべき素因を内包していたが、他方で輸出補助金が工業製品輸出の促進に果たした役割を勘案するとブラジルの工業製品の輸出競争力と無関係に廃止することもできなかった。

輸出補助金の廃止の負の効果を少なくとも部分的に補完しうるのは為替レートの切下げであるが、為替レートは既述のクローリング・ペッグ方式の採用後も必ずしも常に国内通貨価値の実勢をそのまま反映しているというわけではなく、通常若干の過大評価が存在した（第7表）。輸出促進に対するこの為替レートの過大評価の不利な効果を、輸出補助金が相殺して余りあるのが実態であった。

輸出補助金の廃止に踏みきるためには為替レートの大幅な切下げが必要であるが、インフレの昂進と対外累積債務の増大という重大な困難に直面している

(14) UN, *Economic Survey of Latin America-1976*, Vol. 1, p. 187.

第7表 実勢為替レート指数

（1968年=100）

年 次	指 数	年 次	指 数
1968	100.0	1974	98.3
1969	98.1	1975	101.2
1970	97.1	1976	97.4
1971	95.4	1977	97.0
1972	95.8	1978	96.3
1973	93.7	1979	105.8

（出所）UN, *Economic Survey of Latin America* - 1977, p. 109, - 1979, p. 124.

（注）各年末の名目為替レート指数を、ブラジルの総合物価指数の対アメリカ卸売物価指数比率でデフレイトしたもの。

転換期においては、為替レートの大幅切下げは一方において輸入価格の上昇を通じてインフレ抑制をいっそう困難ならしめ、他方において対外債務の大部分が集中している民間部門の対外債務返済負担を大きく高めることになる。

しかしながら、これらの困難にもかかわらず、1979年初頭から輸出インセンティブの漸減と為替レートの切下げ幅の漸増が試みられた。そして同年末に工業製品に対する税制上のインセンティブが撤廃され、他方でそれまでの小刻み切下げに加えて30%の為替レートの切下げが行なわれた。しかし、その結果ブラジルの工業製品の輸出成長率は鈍化し、輸出構成に占めるそのシェアは1979年の56.2%から1980年の56.5%と停滞した⁽¹⁵⁾（A-4表）。

このような内外の厳しい環境のなかで、転換期のブラジルは工業製品を中心に輸出を促進してきたが、二度にわたる石油危機に象徴される輸入価格の上昇により交易条件は1976年と1977年を除いて不利化し、1973-80年間に34.7%も悪化し、輸出量のかかなりの増加にもかかわらず輸出購買力は高度成長期の

（15） 工業製品輸出に対する税制上のインセンティブは、1981年には復活した。

167%増から僅かに13%増にとどまった。⁽¹⁶⁾

輸出購買力とともに輸入能力を構成する外資純流入に関しても、高度成長期と転換期とではかなり異なった効果をもった。まず高度成長期は、ブラジルが積極的な外資導入政策をとった時期であったが、同時に世界的に過剰な国際流動性が存在した時期でもあり、⁽¹⁷⁾それゆえ外資の導入は容易であった。事実において、1971－73年間に於いて、一方では対外債務の累積を抑えるとともに、他方では過大な外資取入れによる国内過剰流動性のインフレ促進効果を防止するために、外貨ローンの一部を一定期間凍結するなどの規制が行われたほどであった。

外資導入は確かに対外債務残高を大幅に増大させたけれども、同時に対外準備高をも増大せしめ、またこの期間の輸出成長率が大きかったため、対外債務負担を輸出との関連で見ると低下傾向にあった（A－7表）。さらに、この期間の国際金利は比較的安定していたので、対外債務償還負担も対輸出比率では安定的であった（A－8表）。

しかしながら、転換期に入ると様相は一変した。経常収支の大幅な赤字に対処するため、高度成長後半の外貨ローン取入れ規制が撤廃されたが、それでも十分な外資純流入が実現されず、1974年と1975年は国際収支赤字が発生し、対外準備の減少をみた。そこでブラジル政府は1976年に国内の金利を自由化し、国内金利の上昇による内外の金利差を誘因として外資導入の促進を図った。その結果、一方で経常収支の改善もあって、外資純流入は1976－78年間の国際収支均衡を維持せしめ、対外準備を増大せしめた。しかしながら、1979年の第二次石油危機以後は経常収支赤字が再び大幅に増加し、外資純流入の増大にもかかわらず国際収支不均衡と対外準備の減少をもたらした（A－3表）。

このように、転換期の外資純流入は経常収支の大幅な赤字に対応するために高度成長期よりも著しく大規模なものとなり、それだけ対外債務残高の増大を

(16) 第2表およびA－6表参照。

(17) Pedro S. Malan and Regis Bonelli, *op. cit.*, p. 23.

顕著にした。しかも、外資純流入は高度成長期におけるような対外準備の継続的な増加をもたらさず、他方輸出成長率が鈍化したこととあいまって、対外債務負担は対輸出比率でみると著しく増大した（A-7表）。さらに、この期間の国際金利は1975-77年を除いて上昇傾向にあったので⁽¹⁸⁾、対外債務償還負担も対輸出比率でみると急速に増大した（A-7表）。加えて、外資純流入を促進するために採られた国内金利の自由化措置は、後述のごとく転換期におけるインフレ昂進の重要な要因となるという犠牲を伴ったこともみのがすことができない。

輸出購買力と外貨純流入のこれらの動向を反映して、転換期の輸入の年平均成長率は名目でも高度成長期の27.5%から20.6%へ低下し、輸入量は1974年、1978年および1979年を除いて減少した（A-2表およびA-6表）。これは1975年以降の固定資本形成率の低下と無関係ではあり得ず、転換期の経済成長に重要な影響をあたえた。

5. 経済成長の国内的要因

70年代のブラジルの経済成長とインフレーションに重要な影響をあたえた主要な経済政策は、財政々策、金融政策、賃金政策および物価政策であった。

まず財政々策についてみると、低成長期のインフレ昂進の主要な原因であった財政赤字が高度成長期には漸減し、しかも財政赤字の補填が銀行借入れや通

(18) 因みに、ユーロダラー金利を3カ月もの預金の平均でみると下記の通りであった。

1968	6.36	1974	11.01
1969	9.76	1975	6.99
1970	8.52	1976	5.58
1971	6.58	1977	6.00
1972	5.46	1978	8.73
1973	9.28	1979	11.96
		1980	17.75

（出所）IMF, *International Financial Statistics*, various issues.

貨増発によってではなく、価値修正付国債（ORTN）の市中消化によって行われたので、従来のように財政赤字が流動性の増大に直結することはなくなった。さらに財政収支は1973年以降は黒字に転じ、財政面からのインフレ圧力は消滅したと考えられる（A-15表）。

しかしながら、A-15表が表示しているのは国庫のキャッシュ・バランスにすぎず、必ずしも財政の実態を反映しているものではない。その原因は、(1)支出が承認されながら支出されなかった項目は、ブラジル銀行および連邦貯蓄金庫の連邦政府名義の要求払預金として残り、見掛けは有利なキャッシュ・バランスを示すことになる、(2)国債の金融コストは別勘定となっており、連邦予算には含まれていない、(3)国庫勘定は国营企業および他の独立した企業体の勘定を含まず、政府の運用する資金の約50%を含むにすぎないからである。⁽¹⁹⁾

それゆえ、財政々策に関して注目すべき重要な点は、財政収支よりはむしろ財政支出の実質成長率の推移である。財政支出の実質成長率は、高度成長期においては連続して高率を記録し、経済成長を刺激した。しかしながら、転換期においては、インフレの抑制と国際収支均衡の維持のために経済成長率のスローダウンを経済政策の基本目標とすることを余儀なくされながら、財政支出の実質成長率はきわめて不均整な推移を示した。そして、その動向は経済成長率とインフレ率の動向にきわめて密接な影響をあたえていることがうかがわれる。すなわち、財政支出の実質成長率が高かった1976年と1980年は経済成長率が高く、逆に前者が低かった1975年、1977年および1978年は後者も低かった。このことは、他の事情にして等しければ、ブラジルの財政支出は当該年次の経済活動に影響することを示すとともに、財政々策当局になお成長志向が根強く残っていることを示唆している。

さらに興味深いことは、インフレ昂進の主たる原因が石油価格の上昇に伴う輸入インフレに求められる1974年と1979年を除くと、転換期のインフレの

(19) UN, *Economic Survey of Latin America* – 1977, p. 122.

推移が財政支出の実質成長率の推移と合致していることである。すなわち、財政支出の実質成長率の大きかった1976年と1980年には著しいインフレの昂進がみられ、前者が低かった1975年、1977年および1978年にはインフレ率の低下または横這いが見出される（A-1表およびA-15表）。このことは、国庫のキャッシュ・バランスの見掛けの健全化にもかかわらず、財政支出の拡大がなおインフレ圧力と無関係ではないことを意味している。

金融政策の分野では、通貨供給量⁽²⁰⁾（ M_1 ）をコントロールすることを基本目標としてきた。そして、高度成長期においては、通貨供給量は一方においてインフレを抑制しつつ、他方において高い成長率を維持し得るように管理された。このことは、高度成長期の通貨供給量の対国内総生産比率が、1973年を唯一の例外として常に16%を保っていたことから明らかである（A-16表）。

転換期に入ると、インフレ抑制のために通貨供給量の実質成長率は若干の例外を除いて負に転じ、対国内総生産比率も著しく低下した。しかしながら、ここでも成長志向を反映して、通貨供給量の実質成長率の変動が大きく、それが財政政策の効果と相乗しあるいは補完して経済成長率およびインフレに重要な影響をあたえている。すなわち、レングルーベルの指摘しているように⁽²¹⁾、ブラジルの経済成長率とりわけ工業成長率の短期的変動は、前年の通貨供給量の実質変化率と密接な関係がある。

事実において、1974年の通貨供給量の実質減少率は僅かに0.7%であったが、前年の実質増加率が27.3%であったことを併考すると1974年の通貨供給量の縮小効果は著しく大きく、それが財政支出の実質低成長率と相乗効果をもって1975年の経済成長率および工業成長率の後退をもたらした。同様の通貨

(20) ブラジルの場合、 M_1 は現金通貨とブラジル銀行および商業銀行の要求払預金の合計である。

(21) Antonio Carlos Lemgruber, "As Recessões de Crescimento no Brasil," FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 4, 1981, pp.87-97.

供給量の縮小効果は1976年、1979年および1980年にもみられ、それぞれの翌年にあたる1977年は財政支出の実質低成長率とあいまって、経済成長率とくに工業成長率の著しい低下をもたらし、1980年は例外的に財政支出の高い実質成長率によって相殺されたものの、1981年の経済成長率は負であったと伝えられる。これと対照的に、通貨供給量の拡大効果がみられたのは1975年、1977年および1978年であるが、それぞれの翌年の経済成長率と工業成長率のいずれかまたは双方が高い成長率を記録し、またインフレ率も上昇した（A-1表およびA-16表を比較参照）。

1970年代における通貨供給量の増加の重要な原因は、若干の例外年次を除いて、大量の外資導入による対外準備高の増加であったが、いま一つの原因はブラジル銀行による信用供与の拡大であった。同行による信用供与の実質増加率は、1970-77年間は通貨供給量のそれを上回り、しかも1977年までは常に正の成長率を示した。⁽²²⁾ブラジル銀行と商業銀行を加えた銀行組織による対民間貸付の実質増加率は、高度成長期と転換期を通じて、僅かに1973年と1979年の両年を例外として、いずれも通貨供給量の実質増加率を上回っており、インフレ要因の一つを形成した（A-16表とA-17表を比較参照）。

他方、金融会社、投資銀行、不動産信用会社、貯蓄金庫などを含む非銀行金融仲介機関は高度成長期に急速に発達し、その対民間信用供与の実質増加率は著しく高く、対民間信用供与総額に占めるシェアは1967年の30.5%から1973年の50%に上昇し、銀行組織に匹敵する地位を占めるに至った（A-19表）。転換期に入ってからには漸次通貨当局の信用規制の枠内に組み込まれたことを反映して、そのシェアは安定化傾向を示しているが、それでもこれらの仲介機関による対民間信用供与の実質増加率は、1976-78年および1980年は銀行組織によるそれを上回っており（A-18表）、信用拡大によるインフレ圧力を強める結果となっている。

(22) FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 36, No. 1, 1982, p. 71.

インフレ抑制との関連でさらに重要な点は、通貨当局が通貨供給量の管理を基本目標としていること自体である。当局の厳しいコントロールの対象は M_1 であり、 M_2 や M_3 はそれを免れているから、第8表に示されたように、1970年代の M_2 および M_3 の増加率は、公開市場操作によって金融資産に占める短期大蔵省証券（LTN）のシェアが低下した1974年および1979－80年を除いて、いずれも M_1 の増加率を上回っている。しかも、準通貨（ $M_3 - M_1$ ）が金融資産構成に占める比率は、高度成長期以降1970年代を通じて著しく上昇している（A－20表）。それゆえ、当局がコントロールの対象としている M_1 は、民間部門の流動性のせいぜい3分の1の比重を占めるにすぎず、流動性管理によるインフレ抑制効果は不十分であるといわざるを得ない。

金融政策との関連で最後に言及しなければならないのは金利政策である。高

第8表 民間部門の流動性 (各年末比：%)

	M_1	M_2	M_3
1971	32.3	32.5	42.9
1972	38.3	45.4	49.3
1973	47.0	48.6	51.7
1974	33.5	30.2	32.8
1975	42.8	44.6	47.4
1976	37.2	51.4	50.5
1977	37.5	45.8	49.3
1978	42.2	43.1	49.5
1979	73.6	58.2	58.7
1980	70.2	61.2	61.5

(出所) FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 9, 1981, and Vol. 36, No. 1, 1982.

(注) M_1 = 現金通貨 + ブラジル銀行と商業銀行の要求払預金

M_2 = M_1 + 貯蓄金庫の要求払預金 + 銀行組織外の短期大蔵省証券 (LTN)

M_3 = M_2 + 定期性預金, 貯蓄性預金, 為替証券および不動産証券の合計の50%

度成長期においては、実質利子率は前期の負から正に転じたが、通貨当局は実質利子率の上昇が生産コストに波及しないようにコントロールしてきた。例えば、1970年と1972年の中央銀行決議134号および207号は企業貸出金利に上限を設定したが、両年の総合物価上昇率を勘案すると実質貸出金利は5～6%であった。⁽²³⁾

転換期においては、これがひきつづき資金需要を増大せしめて超過需要を生ぜしめたこと、さらに重要な点は1974年と1975年の国際収支不均衡が外資導入の必要性を高めたことから、通貨当局は1976年後半から金利の自由化に踏みきった。その狙いは、金利の上昇によって資金需要を減退せしめ、インフレの抑制に努めると同時に、国内金利の上昇による内外金利差の拡大を通じて外資流入を促進することであった。

しかしながら、1976－78年間の実質利子率の上昇は（第9表）、短期的に

第9表 利子率（利回り）の推移（％）

	為替証券 (6カ月もの)	インフレ率		大蔵省証券（L.T.N） (91日もの)	インフレ率
1967	33.2	24.3	1973	15.5	15.5
1968	31.8	25.4	1974	19.3	34.5
1969	30.3	20.2	1975	27.5	29.4
1970	30.5	19.3	1976	44.6	46.3
1971	30.3	19.5	1977	44.1	38.8
1972	28.1	15.7	1978	48.0	40.8
			1979	27.3	77.2
			1980	65.8	110.2

（出所）為替証券については、*Relatório do Banco Central do Brasil-1970*, p. 40, -1972, p. 47. 大蔵省証券については、Antonio Carlos Lemgruber, *op. cit.*, p. 92.

(23) Jose de Brito Alves, "A Política de Juros, o Saldo Médio e os Empréstimos Bancários," APEC, *A Economia Brasileira e suas Perspectivas-1973*, pp. 196-197. 尤もこれは利子率に限っての言及であり、手数料やコミッションなどは別である。

は生産コストの上昇をもたらすインフレ要因の一つとなった。また、同期間は外資純流入が順調に推移し、国際収支均衡が維持されたばかりか対外準備が著しく増加したので、1978年後半には再び外貨ローン取入れ規制を実施するほどになった。

金利の自由化による国内金利の上昇は、国際収支およびインフレとの関連で永続的な性質をもった。すなわち、国内金利の上昇による内外金利差の拡大は確かに外資純流入の増大を通じて国際収支の改善に貢献するが、他方において対外準備の増大は通貨供給量の拡大を通じて経済の流動性を増大せしめ、インフレ圧力となる。それを回避するためには国債の増大が必要であり、その市中消化を容易ならしめるためには国債の利回りを高めなければならない、それが金融市場の収益率に波及するからである。

それにもかかわらず、1979年後半からインフレ抑制のための追加的手段として、貸出金利の引下げと固定化が試みられた。その結果、1978年以降の国際金利の上昇とあいまって内外の金利差が縮小し、外資純流入は減少し、国際収支は再び不均衡となった。他方、国債の利回りの低下により、公開市場操作の結果は買オペとなり、通貨供給量の拡大の一因となった。同様の傾向は1980年にもみられたので、通貨当局は1981年1月から再び金利の自由化に踏みきらざるを得なかった。

賃金政策に関しては、70年代においては最低実質賃金の引上げ傾向がみられる。高度成長期の前半までは、最低賃金の引上げ幅は常に生計費上昇率を下回っていたが、同期の後半には所得格差の拡大についての批判や所得再分配政策の必要性が強まり、1972年からは最低実質賃金はすでに上昇傾向を示していた。

転換期においてはこの傾向がますます強められており、1974年、1977年および1979年5月を除き、最低実質賃金はいずれも上昇している（A-21表）。この最低実質賃金の上昇は一般実質賃金の上昇に当然反映され、既述のごとく民間消費の成長を支え、需要面で転換期の経済成長をリードするもっとも重要

な要因となった（A-9表）。しかしながら、最低実質賃金の上昇幅は、1975年5月から1980年11月までに6.2%、年平均最低実質賃金でみても1975-80年間に5.5%にすぎず、それがインフレ昂進の重要な要因であるとは考えられない。⁽²⁴⁾

最後に物価政策に関しては、高度成長期においては物価上昇がコストの上昇を正当に反映するように図られた。工業製品については、物価問題閣僚審議会（C I P）が承認するコスト上昇分についてのみ価格の引上げが認められた。農産物については、生産者に対する最低保証価格を設定して農業所得の保護を図るとともに、他方で農産物価格の上昇がインフレ昂進につながらないように配慮された。事実において、低成長期はもとより高度成長期において農産物価格や食糧価格の上昇が卸売物価指数を押し上げたのは、当該年次または前年の農業生産が負またはきわめて低成長であった年に限られていた（A-22表）。

しかしながら、転換期においては工業製品は漸次直接的コントロールの対象から除外された上、とくに農産物や食糧価格のコントロールが有効でなかった。食糧価格の上昇は、1974-80年間の卸売物価（国内供給）の上昇を例外なく上回り、また1974年を唯一の例外として原材料価格の上昇をも上回った。さらに農産物価格の上昇は、1974年と1977年を除いて卸売物価指数および工業品価格の上昇を上回っている。消費者物価指数についてみても、食料品価格の上昇は著しく、1975年を唯一の例外として消費者物価を押し上げ、この傾向は1974年と1978年にとくに顕著に現われている（A-22表）。これは基本的には既述のごとく70年代後半の最低保証価格の低水準と農業融資の偏向に起因する主要食糧作物の供給不足（A-12表）を反映しているが、それらの価格のコントロールの失敗が転換期におけるインフレーションの昂進の重要な要因であることは否定できない。

(24) FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 5, 1981. pp. 24-25.

6. 80年代の課題と展望

——むすびにかえて——

70年代のブラジルの経済政策は、高度成長期と転換期を問わず、長期的にみると成長志向的であったといえる。転換期においては、インフレ昂進の抑制と国際収支均衡の維持のために、経済成長のスロー・ダウンの必要性を唱えながら、現実の経済成長率とくに工業成長率はアップ・ダウンを繰り返し、転換期全体としてはけっして低成長期であるとはいえない。固定資本形成率にしても、1975年をピークとして低下傾向にあるとはいえ、1980年はなお高度成長期の70年代初頭の水準を維持している。

転換期のブラジル経済の重要な特徴の一つであるインフレ昂進は、この長期的な成長志向的経済政策と密接な関係がある。事実において、経済成長率が比較的高かった年はインフレ率も上昇し、前者が低率であった年はインフレ率も低下している。このことは、成長志向的な経済政策がインフレ昂進の唯一の原因であるというのではない。石油危機による1974年、1979年および1980年の輸入価格の著しい上昇は、これらの年のブラジルの著しいインフレ昂進の重要な一因であったことは疑いない。しかしながら、高度成長期とは異なり、国際経済環境が不利化し、国内経済条件（とくに遊休設備の比率やインフレ期待）が変化した転換期において、依然として成長志向的な経済政策を適用したことは、この期間のインフレ昂進の重要な原因であったことも否定できない。事実において、緊縮的な経済政策が実施されたのは、既述のごとく1974年、1976年および1980年だけであるが、それぞれの翌年には成長率とインフレ率の低下がみられたのである。

もちろん、急速に増大する労働力に対する雇用機会を創出するためにも一定水準の経済成長率は維持されなければならない。しかしながら、インフレ抑制のためにはそれと同時に国営企業や独立した公企業体をも含めた統合的な財政々策、金融資産構成の変化に対応した流動性管理を可能ならしめる金融政策、

とくに非銀行金融仲介機関に対する信用規制の強化、弾力的なコントロールを可能ならしめる金利政策、および農業生産の促進を含めた農産物とくに食糧価格の適正なコントロールなど、経済政策面で配慮されるべき課題も克服されなければならない。

転換期のブラジル経済のいま一つの重要な特徴である国際収支不均衡化も、長期的な成長志向的経済政策と密接な関係がある。高い経済成長率または工業成長率が達成された年は、1976年を唯一の例外として貿易収支および経常収支がともに悪化した。1976年に関しては、1974年に次ぐ輸出価格の著しい上昇と厳しい輸入制限があったことで説明され得る。逆に低成長率を記録した年（1975年と1977年）は、貿易収支も経常収支も改善されている。これら兩年の農業成長率が相対的に高く、工業成長率が低かったことを併考すると、需要制約による輸出刺激と輸入低下が直接的に貿易収支に、そして間接的に経常収支の改善に寄与したといえる。

もとより、このことは低成長率の維持が国際収支改善の唯一の解決策であることを意味するものではない。そもそも転換期までのブラジルの国際収支対策は、経常収支の赤字を資本収支の黒字によってカバーし、総合収支の均衡を維持するというものであった。とくに高度成長期においては、輸出購買力の増加と対外準備の継続的な増大によって、こうした国際収支対策も対外債務負担の増加を伴わなかった。しかしながら、既述のごとく転換期においては上記の諸条件が変化し、伝統的な国際収支対策は対外債務負担の視点からはきわめて困難となった。そこで、経常収支の赤字幅をできるだけ抑えることが必要であるが、そのうち過去の外資導入に起因する利子や配当送金の増加が不可避である以上、残された途はもっとも基本的な貿易収支の改善以外にはない。

高い経済成長率を維持しつつ貿易収支を改善するための一つの方策は、高度成長期および転換期を通じて輸出をリードしてきた工業製品輸出の成長率をいっそう高めることである。しかし、それには世界経済の成長動向いかんもさる

ことながら、とくに先進諸国の保護主義を助長する輸出補助金を撤廃してもなおそれらの輸出が十分な成長を達成し得るだけの輸出競争力をもつことが必要である。

こうした真の輸出志向的工業化とともに貿易収支を改善する他の方策は、高度成長期においてほとんど無視されていた輸入代替的工業化戦略の再考である。この場合、輸入代替の対象となるのは、輸入構成に大きな比率を占める中間財と資本財であり、転換期に入るとただちにそれらの輸入代替を促進する措置が講じられている。しかしながら、既述のごとく中間財部門は転換期の工業成長を支えてきたが、資本財部門は前者に比してやや伸びなやんでいる。これは、資本財産業における外国資本のシェアが工業全体のそれよりも高く、それゆえ外国企業の拡大とその高度の技術の取得なくしては資本財の輸入代替は困難であることの指摘⁽²⁵⁾の重要性を示唆している。

(25) Pedro S. Malan and Regis Bonelli, *op. cit.*, p. 35 and p. 45.

A-1表 経済成長率とインフレ率

（％）

	農 業	工 業 ⁽¹⁾	国内総生産	インフレ率 ⁽²⁾
1962	5.5	7.8	5.3	51.3
1963	1.0	0.2	1.5	81.3
1964	1.3	5.2	2.9	91.9
1965	13.8	-4.7	2.7	34.5
1966	-14.6	9.8	3.8	38.8
1967	9.2	3.0	4.8	24.3
1968	4.5	13.3	11.2	25.4
1969	3.8	12.1	10.0	20.2
1970	1.0	10.4	8.8	19.3
1971	11.3	11.8	12.0	19.5
1972	4.1	12.7	11.1	15.7
1973	3.5	16.0	14.0	15.5
1974	8.3	9.2	9.5	34.5
1975	5.2	5.6	5.6	29.4
1976	2.9	12.5	9.7	46.3
1977	11.8	3.9	5.4	38.8
1978	-2.6	7.4	4.8	40.8
1979	5.0	6.6	6.8	77.2
1980	6.3	7.9	7.9	110.2

（出所） 経済成長率は、FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 25, No. 9, 1971, Vol. 34, No. 12, 1980 および Vol. 35, No. 12, 1981, インフレ率は、*Boletim do Banco Central do Brasil*, Vol. 15, No. 1, 1979 および *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 4, 1981.

（注）（1） 鉱業，製造工業，建設業および公益事業サービスを含む。

（2） 総合物価指数（国内供給）の増加率。

A-2表 貿易収支

（100 万ドル）

	輸 出 (FOB)	輸 入 (FOB)	バ ラ ンス
1960	1,270	1,293	— 23
1961	1,405	1,292	113
1962	1,215	1,304	— 89
1963	1,406	1,294	112
1964	1,430	1,086	344
1965	1,596	941	655
1966	1,741	1,303	438
1967	1,654	1,441	213
1968	1,881	1,855	26
1969	2,311	1,993	318
1970	2,739	2,507	232
1971	2,904	3,245	— 341
1972	3,991	4,235	— 244
1973	6,199	6,192	7
1974	7,951	12,641	— 4,690
1975	8,669	12,210	— 3,540
1976	10,128	12,347	— 2,218
1977	12,120	12,023	97
1978	12,659	13,683	— 1,024
1979	15,244	17,961	— 2,717
1980	20,132	22,960	— 2,828

（出所） FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 26, No. 11, 1972 および
Vol. 36, No. 1, 1982.

A-3表 国際収支

（100万ドル）

	経常収支	資本収支	総合収支	対外準備高
1962	-389	181	-346	285
1963	-114	-54	-244	215
1964	140	82	4	244
1965	368	-6	331	483
1966	54	124	153	421
1967	-237	27	-245	198
1968	-508	541	32	257
1969	-281	871	549	656
1970	-562	1,015	545	1,187
1971	-1,307	1,846	530	1,723
1972	-1,489	3,492	2,439	4,183
1973	-1,688	3,513	2,179	6,416
1974	-7,122	6,254	-936	5,269
1975	-6,700	6,189	-950	4,041
1976	-5,977	6,651	1,192	6,544
1977	-4,037	5,269	630	7,256
1978	-6,990	11,891	3,880	11,895
1979	-10,742	7,657	-3,215	9,689
1980	-12,886	9,804	-3,499	6,913

（出所） APEC, *A Economia Brasileira e suas Perspectivas-1980*,
 FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 2, Vol. 36, No. 1,
 1982 および *Boletim do Banco Central do Brasil*, various issues.

A-4表 商品別輸出構成

(%)

	1964/67	1968	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
1次産品	82.0	79.3	68.6	68.3	66.0	60.4	58.0	60.5	57.4	47.2	42.7	42.0
工業品	17.5	20.2	28.3	30.6	31.3	37.1	39.6	35.7	40.3	51.4	56.2	56.5
半製品	8.7	9.5	8.3	7.8	7.7	8.0	9.8	8.3	8.6	11.2	12.4	11.6
製品	8.8	10.7	20.0	22.8	23.6	29.2	29.8	27.4	31.7	40.2	43.8	44.8
その他	0.5	0.5	2.2	1.0	2.6	2.4	2.4	3.8	2.3	1.4	1.1	1.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) ECLA, *Economic Survey of Latin America — 1974, — 1976*, FGV, *Conjuntura Econômica*,
Vol. 33, No. 2, 1979, Vol. 34, No. 2, 1980および Vol. 35, No. 4, 1981.

A-5表 輸入構成の推移

	輸 入 (FOB) (100万ドル)	輸 入 構 成 (%)			
		資 本 財	原 材 料	石 油 ・ 同 製 品	消 費 財
1965	941	25.2	45.6	17.7	11.4
1966	1,303	28.1	45.6	14.3	12.0
1967	1,441	31.9	41.2	11.9	15.0
1968	1,855	33.7	41.6	10.9	13.8
1969	1,993	37.0	38.4	11.6	14.0
1970	2,507	37.7	37.0	10.9	14.4
1971	3,245	41.3	40.5	10.3	7.9
1972	4,235	41.0	38.1	10.0	10.9
1973	6,192	34.6	42.1	11.7	11.6
1974	12,641	24.8	45.2	22.4	7.6
1975	12,210	32.3	35.6	25.3	6.8
1976	12,383	28.7	33.7	31.2	6.4
1977	12,023	25.6	34.4	32.2	7.8
1978	13,683	25.7	33.0	32.8	8.2
1979	17,961	20.8	34.8	37.3	7.2
1980	22,960	16.0	—	40.8	—

(出所) Wilson Suzigan(ed.), *op. cit.*, p. 315, UN, *Economic Survey of Latin America-1979*, p. 125 および FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 4, 1981, p. 52.

A-6表 貿易諸指標変化率

(%)

	輸 出			輸 入			交易条件
	総 額	数 量	価 格	総 額	数 量	価 格	
1962	-13.5	-0.8	-12.8	0.9	0.0	0.8	-13.5
1963	15.7	16.2	-0.3	-0.8	-1.9	2.4	-2.6
1964	1.7	-14.7	19.7	-16.1	-12.1	-3.1	23.5
1965	11.6	9.9	1.0	-13.3	-13.5	1.3	-0.3
1966	9.1	14.0	-4.2	38.3	32.8	2.1	-6.2
1967	-5.0	-4.7	-0.2	10.6	8.5	2.2	-2.3
1968	13.7	14.9	-1.3	28.7	23.5	2.9	-4.1
1969	22.9	13.8	2.9	7.4	4.2	-1.9	4.3
1970	18.5	3.0	13.0	25.8	20.3	1.9	10.9
1971	6.0	6.0	-3.5	29.4	22.0	4.0	-7.2
1972	37.4	13.5	20.5	30.5	20.0	7.7	11.9
1973	55.3	15.5	29.4	46.2	24.1	18.3	9.4
1974	28.3	-1.4	30.0	104.2	33.5	52.9	-15.0
1975	9.0	8.5	0.3	-3.4	-10.2	6.8	-6.1
1976	16.8	1.6	15.4	1.4	-3.5	6.2	8.7
1977	19.7	7.2	11.6	-2.9	-5.3	2.8	8.5
1978	4.4	12.9	-7.0	13.8	5.7	7.0	-13.1
1979	20.4	11.1	10.0	32.2	9.6	20.4	-8.7
1980	32.1	19.5	7.7	27.0	-6.5	40.6	-23.4

(出所) FGV. *Conjuntura Econômica*, Vol. 27, No. 5, 1973, Vol. 32, No. 10, 1978, および UN. *Economic Survey of Latin America-1979*, IMF, IFS.

A-7表 対外債務負担

(100万ドル)

	対外債務残高 (A)	対外準備高 (B)	純対外債務 (A-B)	輸 出 (C)	$\frac{A-B}{C}$
1967	3,281	198	3,083	1,654	1.86
1968	3,780	257	3,523	1,881	1.87
1969	4,403	656	3,747	2,311	1.62
1970	5,295	1,187	4,108	2,739	1.50
1971	6,622	1,723	4,899	2,904	1.69
1972	9,521	4,183	5,388	3,991	1.34
1973	12,572	6,416	6,156	6,199	0.99
1974	17,166	5,269	11,897	7,951	1.50
1975	21,171	4,041	17,130	8,669	1.98
1976	25,985	6,544	19,441	10,128	1.92
1977	32,037	7,256	24,781	12,120	2.04
1978	43,511	11,895	31,616	12,659	2.50
1979	49,904	9,689	40,215	15,244	2.64
1980	53,848	6,913	46,935	20,132	2.33

(出所) APEC, *A Economia Brasileira e suas Perspectivas — 1980*, FGV, *Conjuntura Econômica*,
Vol. 34, No. 2, 1980, Vol. 35, No. 2, 1981 および Vol. 36, No. 1, 1982.

1970年代のブラジル経済の回顧 (西向)

A-8表 対外債務償還

(100万ドル)

	利 子 (A)	元 本 (B)	債務償還合計 (A+B)	輸 出 (C)	$\frac{A+B}{C}(\%)$
1968	144	484	628	1,881	33.4
1969	182	493	675	2,311	29.2
1970	234	672	906	2,739	33.1
1971	302	850	1,152	2,904	39.7
1972	359	1,202	1,561	3,991	39.1
1973	514	1,673	2,187	6,199	35.3
1974	652	1,920	2,572	7,951	32.4
1975	1,464	2,120	3,584	8,669	41.3
1976	1,810	2,992	4,802	10,128	47.4
1977	2,104	4,060	6,164	12,120	50.9
1978	2,696	5,324	8,020	12,659	63.3
1979	4,186	6,540	10,726	15,244	70.4
1980	6,311	6,702	13,013	20,132	64.6

(出所) A-7表と同じ。

A-9 (a) 表 総供給・総需要の成長率 (1970 年価格)

(%)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
総供給	4.7	11.8	10.0	9.6	12.7	11.9	14.7	13.8	3.3	7.9	4.2	4.6	7.9	9.6
国内総生産	4.8	11.2	10.0	8.8	12.0	11.1	14.0	9.5	5.6	9.7	5.4	4.8	6.8	7.9
輸 入	2.4	23.5	10.6	21.8	23.1	22.4	24.0	61.6	-13.7	-8.3	-9.9	2.5	24.3	29.6
総需要	4.7	11.8	10.0	9.6	12.7	11.9	14.7	13.8	3.3	7.9	4.2	4.6	7.9	9.6
総消費	9.6	9.0	4.4	11.4	11.4	10.6	10.5	9.6	8.3	11.4	5.6	8.1	9.2	6.3
政 府	9.4	6.0	7.7	8.6	9.7	9.8	12.0	3.1	14.3	9.7	-1.0	2.6	7.4	1.8
民 間	9.6	9.4	3.9	11.8	11.7	10.7	10.3	10.6	7.4	11.7	6.6	8.8	9.4	6.9
総資本形成	-8.0	23.2	27.0	3.0	20.1	12.5	23.2	27.6	-11.0	3.1	-2.3	-4.1	1.4	15.2
固定資本形成	3.3	22.0	14.5	9.6	14.3	11.9	15.7	16.7	10.5	2.2	-3.5	4.0	2.6	12.0
政 府	16.8	3.6	33.5	-10.7	8.5	2.6	16.4	13.8	7.2	9.3	-3.2	-11.2	-17.4	-0.1
民 間	-0.2	27.5	9.9	15.5	15.6	14.0	15.6	17.2	11.2	0.9	-3.6	7.1	6.0	13.6
在庫変動	-97.4	390.0	996.2	-50.6	121.7	17.2	87.9	85.9	-65.8	-39.1	19.8	-123.3	-83.0	
輸 出	-9.8	13.4	22.8	13.9	2.8	27.4	31.5	7.1	-2.7	5.2	10.7	-5.0	13.7	33.4

(出所) 1967～69年は、APEC, *A Economia Brasileira e suas Perspectivas-1980* のデータを、FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 34, No. 12, 1980 所収のGDPのデフレーターを用いて換算。1970～80年は、FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 12, 1981.

(注) 1980年の民間消費は、在庫変動を含む。

A-9 (b) 表 総供給・総需要の構成比の推移

(%)

	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
総供給	105.7	105.6	106.2	106.2	106.9	107.6	108.3	109.1	113.4	110.9	109.1	107.8	107.6	108.9	110.7
国内総生産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
輸 入	5.7	5.6	6.2	6.2	6.9	7.6	8.3	9.1	13.4	10.9	9.1	7.8	7.6	8.9	10.7
総需要	105.7	105.6	106.2	106.2	106.9	107.6	108.3	109.1	113.4	110.9	109.1	107.8	107.6	108.9	110.7
総消費	77.2	80.7	79.1	75.1	77.7	77.3	76.9	74.6	74.6	76.5	77.8	77.9	80.3	82.2	81.0
政 府	10.5	10.9	10.4	10.2	10.5	10.3	10.1	10.0	9.4	10.1	10.1	9.5	9.3	9.4	8.9
民 間	66.7	69.8	68.7	64.9	67.2	67.0	66.7	64.6	65.3	66.4	67.6	68.4	71.0	72.8	72.2
総資本形成	22.1	19.4	21.5	24.8	22.9	24.3	24.6	26.6	31.0	26.1	24.6	22.8	20.8	19.8	21.1
固定資本形成	19.6	19.3	21.2	22.1	21.5	21.9	22.1	22.4	23.9	25.0	23.3	21.3	21.1	20.3	21.1
政 府	4.0	4.4	4.1	5.0	4.1	4.0	3.7	3.7	3.9	3.9	3.9	3.6	3.1	2.4	2.2
民 間	15.6	14.9	17.1	17.1	17.4	17.9	18.4	18.7	20.0	21.0	19.4	17.7	18.1	18.0	18.9
在庫変動	2.5	0.1	0.3	2.7	1.2	2.4	2.6	4.2	7.1	2.3	1.3	1.5	-0.3	-0.5	
輸 出	6.4	5.5	5.6	6.3	6.5	6.0	6.8	7.9	7.7	7.1	6.8	7.2	6.5	6.9	8.6

(出所) 1966～69年は、APEC, *A Economia Brasileira e suas Perspectivas* — 1980, 1970～80年は、FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 12, 1981.

(注) 1980年の民間消費は在庫変動を含む。

A-10表 主要産業別実質成長率（1970年価格）

（％）

	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
農 牧 畜 業	-14.6	9.2	4.5	3.8	1.0	11.3	4.1	3.5	8.3	5.2	2.9	11.8	-2.6	5.0	6.3
鉱 業	13.9	2.2	15.6	11.9	17.0	3.6	2.2	9.8	23.2	3.0	1.0	-4.9	6.6	10.0	12.6
製 造 工 業	11.7	2.2	14.2	11.2	11.9	11.9	13.9	16.5	7.8	3.8	12.9	2.9	7.1	6.7	7.6
建 設 業	2.4	6.2	10.2	16.6	3.1	12.5	8.6	15.1	12.1	13.3	10.8	6.6	7.0	3.5	7.8
電力・ガス・水道	9.1	5.6	12.2	9.9	11.0	12.4	11.9	14.5	12.2	10.7	13.8	12.1	11.8	12.1	10.8
運 輸 ・ 通 信	6.6	7.8	8.9	11.6	10.5	11.6	12.1	21.0	13.5	16.8	8.0	5.7	4.7	10.6	10.8
商 業	7.4	4.2	12.5	9.3	10.3	13.1	11.8	13.3	9.8	2.4	8.6	4.6	3.9	6.7	7.9
国内総生産	3.8	4.8	11.2	10.0	8.8	12.0	11.1	14.0	9.5	5.6	9.7	5.4	4.8	6.8	7.9

（出所） FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 32, No. 10, 1978 および Vol. 35, No. 12, 1981.

A-11表 産業別国内生産構成

(%)

	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
農 牧 畜 業	15.9	13.3	12.8	11.8	11.1	10.1	10.4	10.5	11.3	11.5	11.0	12.8	14.9	13.5	13.3	13.0
鉱 業	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.6	0.4	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5
製 造 工 業	24.8	25.6	24.3	26.2	26.8	26.7	26.9	27.4	28.2	29.4	28.8	27.9	26.8	26.3	25.8	26.6
建 設 業	5.3	5.4	5.6	6.0	6.3	5.9	5.5	5.6	5.5	5.7	5.4	5.2	5.1	5.0	5.1	5.8
(小 計)	46.8	45.1	43.4	44.7	44.9	43.5	43.5	44.1	45.4	47.2	45.8	46.4	47.3	45.2	44.6	45.9
電力・ガス・水道	1.7	1.8	1.9	1.8	1.9	2.5	2.6	2.5	2.4	2.2	2.3	2.1	1.9	1.7	1.3	1.1
運 輸 ・ 通 信	6.3	5.5	6.0	5.5	5.4	5.7	5.5	5.6	5.5	5.4	5.5	5.3	5.3	5.1	5.0	5.1
(小 計)	8.0	7.3	7.9	7.3	7.3	8.2	8.1	8.1	7.9	7.6	7.8	7.4	7.2	6.8	6.3	6.2
商 業	15.1	15.2	14.8	15.3	15.5	15.6	15.8	16.1	16.6	17.3	17.1	16.8	16.7	16.1	15.6	16.1
金 融 業	4.4	5.0	5.1	5.0	5.6	5.7	6.1	6.3	6.3	6.0	6.5	7.6	8.0	8.4	9.0	8.6
政 府	8.5	8.9	9.4	8.8	8.8	9.5	9.4	9.2	8.6	7.9	8.5	8.3	7.7	8.0	7.8	7.5
賃 貸 業	7.0	7.9	9.1	8.9	8.2	8.0	7.9	7.3	6.8	6.0	6.4	5.9	5.6	8.1	9.5	8.3
その他サービス	10.4	10.6	10.4	10.0	9.7	9.5	9.2	8.9	8.3	8.1	7.9	7.6	7.5	7.4	7.2	7.4
(小 計)	45.2	47.6	48.7	48.0	47.8	48.3	48.4	47.8	46.7	45.2	46.4	46.2	45.5	48.0	49.1	47.9
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 32, No. 10, 1978 および Vol. 35, No. 12, 1981.

A-12表 主要食糧作物生産量の推移

(1,000トン)

	1965/67 平 均	1968/70 平 均	対前期比 (%)	1971/73 平 均	対前期比 (%)	1974/76 平 均	対前期比 (%)	1977/79 平 均	対前期比 (%)	1980	対前年比 (%)
米	6,724.7	6,866.3	2.1	6,953.0	1.3	7,860.3	13.0	7,924.0	0.8	9,747.8	28.4
フェイジョン豆	2,330.7	2,277.0	-2.3	2,531.0	11.2	2,117.0	-16.4	2,229.7	5.3	1,968.9	-9.4
マンジョーカ	25,657.0	29,580.3	15.3	29,262.7	-1.1	25,122.0	-14.2	25,601.3	1.9	24,044.8	-3.6
とうもろこし	12,102.7	13,240.7	9.4	14,246.3	7.6	16,828.0	18.1	16,321.3	-3.0	20,373.9	24.9
小 麦	609.7	1,358.0	122.7	1,575.3	16.0	2,620.7	66.4	2,556.7	-2.4	2,641.2	-9.8

(出所) APEC, *A Economia Brasileira e suas Perspectivas—1980*, FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 34, No. 2, 1980,
および Vol. 35, No. 2, 1981.

A-13 表 業種別製造工業成長率

(%)

	1968/73	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1973/80
食 品	9.1	9.6	5.5	-0.1	11.3	5.6	3.3	2.3	7.1	4.8
飲 料	9.9	17.8	8.1	5.5	13.4	13.6	7.1	5.0	2.7	7.8
た ば こ	5.6	6.4	12.8	7.9	9.1	5.3	5.8	4.1	-0.9	4.9
織 維	9.0	6.9	-3.5	2.3	6.2	0.5	5.1	5.9	6.8	3.3
衣服・履物	7.9 ⁽¹⁾	13.2	2.1	7.2	8.3	-5.2	8.0	4.0	6.2	4.3
プラスチック	18.6	28.3	23.2	5.1	17.8	-0.6	25.3	25.3	12.3	14.2
香料・石けん	11.7	6.6	11.5	3.7	19.2	9.3	12.6	13.6	9.4	11.2
ゴ ム	14.9	22.3	18.2	4.7	11.2	-2.0	6.7	6.6	9.7	7.7
紙・厚紙	13.0	9.4	4.3	-14.8	20.8	2.5	11.7	12.9	9.6	6.2
化 学	16.5	23.4	5.4	2.5	17.8	6.5	9.0	7.5	9.8	8.3
非 金 属	13.1	16.3	14.8	9.0	12.0	8.3	5.6	5.5	6.5	8.8
金 属	11.7	8.9	5.2	9.2	13.5	7.2	5.7	10.9	12.1	9.1
一 般 機 械	20.2	28.5	11.7	15.1	14.7	-7.2	4.8	7.1	15.4	8.5
電 気 機 械	17.7	27.9	10.3	0.5	18.4	1.4	9.4	8.0	5.1	7.4
輸 送 機 械	21.8	27.6	18.9	0.5	7.2	-2.6	14.2	5.1	2.0	4.6
計	13.3	17.0	7.8	3.8	12.9	2.1	7.6	7.0	7.6	6.9

(出所) Wilson Suzigan(ed.), *Indústria: Política, Instituições e Desenvolvimento*, IPEA/INPES
(série monográfica, 28), Rio de Janeiro, 1978, p. 170, UN, *Economic Survey of Latin
America—1977—1979*および FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 2, 1981.

(注) (1) 1970 / 73 平均。

A-14 表 用途別製造工業成長率

（％）

	1968/73	1974	1975	1976	1977	1978	1979
非耐久消費財	9.4	2.4	1.1	10.6（11.5）	2.8（-0.6）	（7.8）	（4.8）
耐久消費財	23.6	13.7	4.8	6.1（14.9）	-1.8（-0.1）	（14.1）	（7.8）
中間財	13.5	8.1	5.5	15.2（13.4）	6.1（6.4）	（7.9）	（9.6）
資本財	18.1	15.7	5.1	17.3（12.0）	-3.2（-5.2）	（6.1）	（6.8）
計	13.3	7.8	3.8	12.9（12.9）	2.3（2.3）	（7.6）	（7.4）

（出所） Wilson Suzigan (ed.), *op. cit.*, p. 176. ()内の数値はUN, *Economic Survey of Latin America—1979*, p. 118.

（注） 1970年と1974年の製造工業生産に占める各グループのシェアは、非耐久消費財が45.0％、37.0％、耐久消費財が9.3％、10.0％、中間財が34.4％、39.6％、資本財が11.3％、13.4％であった。
 （Wilson Suzigan, *op. cit.*, p. 319.）

A-15表 連邦財政 （10億クルゼイロ）

	歳 入		歳 出		バランス
	金 額	実質増加率(%)	金 額	実質増加率(%)	
1962	0.5	10.2	0.8	32.2	-0.3
1963	0.9	-0.7	1.4	-3.5	-0.5
1964	1.9	10.0	2.6	-3.2	-0.7
1965	3.2	25.2	3.8	8.7	-0.6
1966	5.9	32.8	6.5	23.2	-0.6
1967	6.8	-7.3	8.0	-0.9	-1.2
1968	10.3	20.8	11.5	14.0	-1.2
1969	14.0	13.1	14.7	6.5	-0.8
1970	19.2	15.0	19.9	13.6	-0.7
1971	27.0	17.7	27.7	16.1	-0.7
1972	37.7	20.7	38.3	19.5	-0.5
1973	52.9	21.5	52.6	19.0	0.3
1974	76.8	7.9	72.9	3.1	3.9
1975	95.4	-4.0	95.4	1.1	0.1
1976	166.2	19.1	165.8	18.1	0.4
1977	242.9	5.3	241.8	5.1	1.0
1978	349.2	2.1	344.3	1.1	4.9
1979	509.8	-17.6	507.5	-16.8	2.3
1980	1,219.4	13.8	1,217.4	14.1	2.0

（出所） APEC, *A Economia Brasileira e suas Perspectivas—1980* および
FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 36, No. 1, 1982.

A-16表 通貨供給量（各年末，100万クルゼイロ）

	通貨供給量 (M ₁)	実質増加率 (%)	対国内総生産比 (%)
1962	1,691	8.5	25.6
1963	2,778	—9.2	23.3
1964	5,128	—5.4	22.2
1965	9,051	33.5	20.5
1966	9,959	—18.0	15.6
1967	14,513	17.2	16.8
1968	20,174	10.8	16.5
1969	26,735	10.2	16.5
1970	33,638	5.4	16.0
1971	44,514	10.7	16.1
1972	61,550	19.5	16.9
1973	90,490	27.3	18.2
1974	120,788	—0.7	16.8
1975	172,433	10.4	17.1
1976	236,506	—6.2	15.2
1977	325,243	—0.9	14.0
1978	462,655	1.0	13.2
1979	803,113	—2.0	13.9
1980	1,367,017	—19.0	10.4

（出所） 通貨供給量は，APEC, *A Economia Brasileira e suas Perspectivas—1980* および FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 9, 1981, 国内総生産は *Conjuntura Econômica*, Vol. 25, No. 9, 1971, Vol. 34, No. 12, 1980 および Vol. 35, No. 12, 1981.

A—17表 銀行組織の対民間貸付

	貸付残高 (各年末, 100万クレゼイロ)	名目増加率(%)	実質増加率(%)
1962	1, 210	60. 7	6. 2
1963	1, 945	55. 0	— 14. 5
1964	3, 506	80. 3	— 6. 0
1965	5, 155	57. 5	17. 1
1966	7, 373	33. 6	— 3. 7
1967	11, 496	55. 8	25. 3
1968	19, 980	73. 8	38. 6
1969	28, 911	44. 7	20. 4
1970	39, 566	36. 9	14. 8
1971	57, 604	45. 6	21. 8
1972	81, 560	41. 6	22. 4
1973	119, 324	46. 3	26. 7
1974	189, 663	58. 9	18. 2
1975	297, 278	56. 7	21. 1
1976	461, 347	55. 2	6. 1
1977	695, 113	50. 7	8. 6
1978	1, 029, 411	48. 1	5. 2
1979	1, 730, 392	68. 1	— 5. 1
1980	2, 954, 996	70. 8	— 18. 8

(出所) APEC. *A Economia Brasileira e suas Perspectivas - 1980*
 およびFGV. *Conjuntura Econômica*. Vol. 36, No. 1, 1982.

A-18表 対民間信用供与の実質増加率 (%)

	銀行組織	非銀行仲介機関	合計
1971	21.8	32.1	26.0
1972	22.4	44.4	31.8
1973	26.7	43.6	34.6
1974	18.2	13.2	15.7
1975	21.1	20.7	20.9
1976	6.1	9.8	7.9
1977	8.6	9.5	9.0
1978	5.2	8.8	7.0
1979	- 5.1	- 8.6	- 6.9
1980	-18.8	-17.3	-18.0

(出所) FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 36, No. 1, 1982.

A-19表 対民間信用供与の構成比 (%)

	銀行組織			非銀行仲介機関	合計
	ブラジル銀行	商業銀行	小計		
1967	20.5	49.0	69.5	30.5	100.0
1970	22.9	36.3	59.2	40.8	100.0
1971	22.3	34.9	57.2	42.8	100.0
1972	19.7	33.4	53.1	46.9	100.0
1973	19.0	31.0	50.0	50.0	100.0
1974	21.7	29.4	51.1	48.9	100.0
1975	22.8	28.3	51.1	48.9	100.0
1976	23.3	27.0	50.3	49.7	100.0
1977	22.9	27.2	50.1	49.9	100.0
1978	20.9	28.3	49.2	50.8	100.0
1979	20.9	29.2	50.1	49.9	100.0
1980	20.3	29.4	49.7	50.3	100.0

(出所) UN, *Economic Survey of Latin America- 1974* および FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 36, No. 1, 1982.

A-20表 金融資産構成の推移 (各年末)

(%)

	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
通貨資産	73.1	66.9	63.3	55.7	48.9	44.8	43.3	42.9	38.5	36.3	33.6	31.3	33.1	33.4
現金通貨	14.0	12.9	12.2	10.6	9.0	8.1	7.6	7.1	6.7	6.8	6.4	6.1	6.6	6.8
要求払預金	59.1	54.0	51.1	45.1	39.8	36.7	35.7	35.8	31.9	29.5	27.2	25.2	26.4	26.6
非通貨資産	26.9	33.1	36.7	44.3	51.1	55.2	56.7	57.1	61.5	63.7	66.4	68.7	66.8	66.6
貯蓄性預金	0.8	1.0	2.0	3.3	4.0	5.4	6.5	9.9	11.9	15.7	17.4	18.7	20.7	23.0
定期性預金	3.3	4.6	4.8	7.0	10.0	11.9	11.9	11.5	11.7	10.7	13.1	14.7	14.3	13.3
為替証券	10.0	14.4	14.0	13.1	16.0	14.7	16.1	14.6	12.0	10.0	8.4	8.5	7.4	6.3
不動産証券	1.4	2.0	2.7	3.2	3.3	3.5	3.0	2.8	1.9	1.4	1.1	0.7	0.5	0.4
国債	11.8	11.0	13.3	15.9	16.3	18.4	17.7	16.4	21.0	22.5	23.6	23.2	20.6	19.9
価値修正付国債 (ORTN)	11.8	11.0	13.3	14.8	12.2	11.2	9.7	11.3	12.9	12.3	11.7	10.6	9.9	13.8
短期大蔵省証券 (LTN)	—	—	—	1.1	4.1	7.2	8.0	5.1	8.0	10.1	11.9	12.6	10.7	6.1
その他	—	—	—	1.8	1.6	1.2	1.5	1.9	3.0	3.4	2.7	3.0	3.3	3.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(出所) *Boletim do Banco Central do Brasil*, Vol. 12, No. 2, 1976, Vol. 15, No. 1, 1979, FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 35, No. 9, 1981 および Vol. 36, No. 1, 1982.

A-21 表 最低賃金と生計費の上昇率（リオデジャネイロ）

	最低賃金（クルゼイロ）	上昇率（％）	生計費上昇率（％）
1964・2	42.00	—	—
1965・3	66.00	57.1	91.4
1966・3	84.00	27.3	43.9
1967・3	105.00	25.0	37.1
1968・3	129.60	23.4	21.8
1969・5	156.00	20.4	27.6
1970・5	187.00	20.0	22.2
1971・5	225.60	20.5	21.2
1972・5	268.80	19.2	18.6
1973・5	312.00	16.1	13.2
1974・5	376.80	20.8	25.3
1975・5	532.80	41.4	25.8
1976・5	768.00	44.1	40.9
1977・5	1,106.40	44.1	44.4
1978・5	1,560.00	41.0	36.5
1979・5	2,268.00	45.4	47.0
1979・11	2,932.80	29.3	29.1
1980・5	4,149.60	41.5	36.9
1980・11	5,788.80	39.5	36.3

（出所） FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 29, No. 11, 1975, Vol. 35, No. 4, 1981, Vol. 35, No. 7, 1981.

（注） 生計費上昇率は、最低賃金改訂期間の上昇率。

A-22表 物価諸指標 (上昇率)

(%)

	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980
総合物価指数 ⁽¹⁾																			
総供給	51.3	81.3	91.9	34.5	38.3	25.0	25.5	21.4	19.8	18.7	16.8	16.2	33.8	30.1	48.2	38.6	40.5	76.8	108.6
国内供給	51.3	81.3	91.9	34.5	38.8	24.3	25.4	20.2	19.2	19.5	15.7	15.5	34.5	29.4	46.3	38.8	40.8	77.2	110.2
卸売物価指数																			
総供給	50.4	82.1	93.3	28.3	37.4	22.5	25.0	21.8	19.3	20.0	17.7	16.7	34.1	30.6	48.1	35.3	42.3	79.5	118.6
農産物	44.0	90.0	86.5	25.2	42.7	21.1	16.7	31.7	20.3	24.7	22.3	16.7	31.2	33.7	67.0	34.2	47.6	80.5	138.2
工業品	46.9	86.1	101.3	31.5	32.0	23.1	34.6	15.1	18.9	17.2	15.1	16.6	35.6	29.2	40.3	35.5	39.9	78.8	110.3
国内供給	45.6	83.2	84.5	31.4	42.1	21.2	24.8	18.7	18.7	21.3	15.9	15.5	35.4	29.3	44.9	35.5	43.0	80.1	121.3
原材料	42.3	90.9	93.1	25.1	38.8	21.4	21.3	15.8	22.0	12.8	14.6	20.4	44.2	25.4	38.0	28.4	35.2	76.3	110.7
食糧	39.5	101.7	67.9	29.2	55.9	13.6	21.6	28.8	18.6	30.1	16.0	12.5	37.4	33.0	50.1	37.5	51.9	84.8	130.8
消費者物価指数 ⁽²⁾	55.8	80.2	86.6	45.5	41.1	24.5	24.0	24.2	20.9	18.1	14.0	13.7	33.8	31.2	44.8	43.1	38.1	76.0	86.3
食料品	62.1	65.6	96.1	47.0	38.4	14.1	17.7	30.9	20.9	19.8	16.1	16.4	41.4	26.2	47.1	43.9	44.4	86.4	90.9
衣料品	50.4	81.3	84.8	65.5	33.5	29.3	24.2	16.8	15.3	15.5	8.8	7.1	17.0	14.6	40.8	29.5	21.7	37.5	69.6
家賃	36.4	52.9	50.8	97.8	73.1	44.0	31.4	22.2	18.5	16.6	5.2	7.6	28.2	52.8	50.8	42.5	36.6	48.4	65.5
家庭用品	46.6	92.7	103.0	63.6	26.4	26.5	27.1	15.3	16.2	14.8	5.4	14.7	29.8	18.9	47.4	38.8	34.9	52.2	89.2
保健用品	34.4	77.1	75.4	81.3	19.3	35.9	30.1	16.6	26.1	20.0	13.8	11.5	28.5	34.7	39.7	44.9	39.0	61.2	87.9
個人サービス	47.7	71.6	105.3	84.1	38.4	32.1	32.9	19.3	22.3	20.0	18.4	14.6	33.2	33.1	43.7	50.4	28.8	91.2	91.8
公共料金	40.9	90.8	112.4	103.4	46.7	25.7	21.2	30.5	30.3	15.6	23.3	10.7	27.1	41.3	28.5	38.6	38.6	104.2	91.7
建設費指数 ⁽²⁾	55.3	64.4	104.2	43.4	35.1	41.3	32.7	12.3	18.7	12.7	19.8	21.1	31.8	24.1	58.6	44.7	37.0	63.1	113.0

(出所) FGV, *Conjuntura Econômica*, Vol. 25, No. 9, 1971, Vol. 35, No. 4, 1981 および *Boletim do Banco Central do Brasil*, Vol. 15, No. 1, 1979.

(注) (1) 卸売物価指数, 消費者物価指数および建設費指数に, 6,3,1のウェイトを付した加重平均。

(2) リオデジャネイロ。

期待効用定理の公理系について

伊 藤 駒 之

I

リスク回避の理論では、確定的でかつ金額としての資産 w 上で定義された意思決定者の効用関数 $u(\cdot)$ が所与であるとき、その効用関数によって意思決定者のリスク回避の程度を測定することが問題となっている。そして、リスク回避関数の独立変数は意思決定者の資産または初期資産である。一方、期待効用定理においては、リスクの評価にそのような初期資産が関連させられている様子はみうけられない。このように、リスク回避の理論と期待効用定理には表現の形式において一致しない点が存在する。本稿では、この相違が単なる表現上の問題であるのか、より深刻な論理的異質性を含むものかについて、期待効用定理の公理系にまでさかのぼり、検討を試みよう。

まず、次節以降の議論に関連する範囲内で、期待効用定理とリスク回避の理論について簡単に記述しておこう。第IV節に掲げるように、期待効用定理の源である公理系は数多く展開されている。それらは各々の特徴を備えているものであるが、直観的な理解の容易さという点から Luce-Raiffa (1957) の公理系をとりあげることにしよう。

Luce-Raiffa の公理系

いま、 $L = (P_1 A_1, P_2 A_2, \dots, P_r A_r)$ は賞 A_j が確率 P_j で得られるくじとしよう。ただし $\sum_{j=1}^r P_j = 1$, $P_j \in [0, 1]$ とする。そして $\sum_{i=1}^s q_i = 1$, $q_i \in [0, 1]$ になるとき、 $(q_1 L_1, q_2 L_2, \dots, q_s L_s)$ はくじ L_i が賞とし

て確率 q_i で得られる複合くじとする。また $A_i \succeq A_{i+1}$ としよう。表現 $A_i \succ A_{i+1}$ は A_i が A_{i+1} より選好される ($\succ$) かあるいは A_{i+1} が A_i と無差別である ($\sim$) かを示す。

公理 LR 1: (全順序). 選好順序は全順序, すなわち, 比較可能性と遷移律を成立させる。(1) 比較可能性, 任意の賞 $\tilde{A}_i, \tilde{A}_j$ に対して, 3つの関係 $\tilde{A}_i \succ \tilde{A}_j, \tilde{A}_i \sim \tilde{A}_j, \tilde{A}_j \succ \tilde{A}_i$ の中で一つだけが成立する。(2) 遷移律, 3つの賞 $\tilde{A}_i, \tilde{A}_j, \tilde{A}_k$ に対して, $\tilde{A}_i \succeq \tilde{A}_j$ でかつ $\tilde{A}_j \succeq \tilde{A}_k$ ならば, $\tilde{A}_i \succeq \tilde{A}_k$ が成立する。

公理 LR 2: (複合くじの簡略化). もし $L_i = (P_1^{(i)} A_1, P_2^{(i)} A_2, \dots, P_r^{(i)} A_r)$, $i = 1, 2, \dots, s$ ならば, そのとき $(q_1 L_1, q_2 L_2, \dots, q_s L_s) \sim (P_1 A_1, P_2 A_2, \dots, P_r A_r)$ となる。ただし $P_i = q_1 P_i^{(1)} + q_2 P_i^{(2)} + \dots + q_s P_i^{(s)}$, $i = 1, 2, \dots, r$ とする。

公理 LR 3: (連続性). 任意の A_i に対して $A_i \sim (u_i A_1, 0 A_2, \dots, 0 A_{r-1}, (1 - u_i) A_r) = \tilde{A}_i$ であるような数 u_i が一つだけ存在する。

公理 LR 4: (代替性の原則). もし $A_i \sim \tilde{A}_i$ ならば, そのとき $(P_1 A_1, P_2 A_2, \dots, P_i A_i, \dots, P_r A_r) \sim (P_1 A_1, P_2 A_2, \dots, P_i \tilde{A}_i, \dots, P_r A_r)$ が成立する。

公理 LR 5: (単調性). $(P A_1, (1 - P) A_r) \succeq (P' A_1, (1 - P') A_r)$ が成立するための必要充分条件は $P \geq P'$ となることである。

期待効用定理

これらの公理はつぎの2つの条件を満たす実関数 $u(\cdot)$ の存在に導く: (1) $a \succeq b$ なるための必要充分条件は $u(a) \geq u(b)$ である。(2) $u(\alpha a + (1 - \alpha)b) = \alpha u(a) + (1 - \alpha)u(b)$, ただし $1 > \alpha > 0$ である。さらに, 関数 $u(\cdot)$ は正の線型変換まで一意的である。

さて, 金額 w に対する効用を $u(w)$ としよう。そのとき, その資産 w にお

ける絶対的リスク回避 (absolute risk aversion) は $r(w) = -u''(w)/u'(w)$ と定義される。ただし $u'(w) = du(w)/dw$, $u''(w) = d^2u(w)/dw^2$ である。一方, リスク・プレミアム (risk premium) は

$$u\{w + E(\tilde{R}) - \pi(w, \tilde{R})\} = E\{u(w + \tilde{R})\} \quad \dots\dots (1)$$

を満たす $\pi(w, \tilde{R})$ となる。ここで $\tilde{R}$ はリスクすなわち確率変数である。このリスク・プレミアムは, Pratt (1964) が示しているように, 確定的な量 $\{E(\tilde{R}) - \pi(w, \tilde{R})\}$ を受け入れることとリスク $\tilde{R}$ を受け入れることが意思決定者にとって無差別であるような値 $\pi(w, \tilde{R})$ と解釈される。

この絶対的リスク回避関数 $r(\cdot)$ とリスク・プレミアム $\pi(\cdot, \cdot)$ の間にはつぎのような事実がある。つぎの2つの条件は同値である,

- (1) 絶対的リスク回避関数 $r(\cdot)$ は単調減少である。
- (2) 全てのリスク $\tilde{R}$ に対してリスク・プレミアム $\pi(w, \tilde{R})$ は w の単調減少関数である (Pratt, 1964)。

以下では, 資産 w は正であり, またリスク $\tilde{R}$ は正の範囲で定義されているものとしよう。

II

意思決定者は単調増加で, かつ, リスク回避的な効用関数をもっているとしよう, すなわち, $u'(w) > 0$, $u''(w) < 0$ と仮定しよう。そしてリスク回避関数は単調減少である。すなわち, $r'(w) < 0$ と仮定される。効用関数の強い凹性, すなわち, $u''(w) < 0$ は全ての資産 w と退化していないリスク $\tilde{R}$ に対して正のリスク・プレミアムを保証する。また, リスク回避関数の単調減少性は, 前記の Pratt の定理より, リスク・プレミアムの単調減少性を意味する。それゆえに, リスク・プレミアムが正であることから, リスク・プレミアム $\pi(w, \tilde{R})$ は, あるリスク $\tilde{R}$ に対して, 非負の下限 π^* をもつ, すなわち, $\inf_w \pi(w, \tilde{R}) = \pi^*(\tilde{R}) \geq 0$ となる。リスク $\tilde{R}$ とは無差別な確定的な量 A は確実同値額

（certainty equivalent）と呼ばれ、 $u^{-1}(\tilde{R})$ と表現することにしよう。すなわち、 $\tilde{R} \sim A = u^{-1}(\tilde{R})$ となる。

さて、期待効用定理では、ある一対のリスク $\tilde{R}_1, \tilde{R}_2$ に対して $u(\tilde{R}_1) > u(\tilde{R}_2)$ となるための必要充分条件は $\tilde{R}_1$ が $\tilde{R}_2$ より選好されること、すなわち、 $\tilde{R}_1 \succ \tilde{R}_2$ である。すなわち、初期資産 w をもつ意思決定者が $\tilde{R}_1 \succ \tilde{R}_2$ と判断するならば、 $u(\tilde{R}_1) > u(\tilde{R}_2)$ となる。

一方、意思決定者が資産 w にリスク $\tilde{R}$ を組みこんだ状況においても効用関数による評価は、規範的理論（normative theory）の観点から、リスクに対して上記と同様の順序づけを与えるべきである。すなわち、 $\tilde{R}_1 \succ \tilde{R}_2$ であるためには $u(w + \tilde{R}_1) > u(w + \tilde{R}_2)$ となるべきである。

以下で、この二種の表現が同時には必ずしも成立しないことをみてみよう。

いま、 $\tilde{R} \sim A = u^{-1}(\tilde{R})$ なるリスクをとりあげよう。そのとき、リスク・プレミアムの下方向有界性より $\pi(0, \tilde{R}) - \varepsilon > \pi^*(\tilde{R})$ をみたす ε が存在する。そして w_ε を $\pi^*(\tilde{R}) < \pi(w_\varepsilon, \tilde{R}) < \pi(0, \tilde{R}) - \varepsilon$ を満たす値としよう。事実、そのような値 w_ε は、リスク・プレミアム $\pi(w, \tilde{R})$ の単調減少性と下方向有界性から存在し、正となる。ここで、退化したリスク、すなわち、確定的な量 $R^* = A + \varepsilon$ が考慮に入れられる。そのとき、 $R^* = A + \varepsilon > A = u^{-1}(\tilde{R}) \sim \tilde{R}$ が成立している。これらの $R^*, \tilde{R}, w_\varepsilon$ に関連させて資産リスクを組みこんだ状況での効用の評価を算定しよう。演算の便宜上、効用 $u(w_\varepsilon + \tilde{R})$ と $u(w_\varepsilon + R^*)$ の代りにそれらと無差別な確実同値額 $u^{-1}(w_\varepsilon + \tilde{R})$ と $u^{-1}(w_\varepsilon + R^*)$ を使って比較がなされる。

なお、式(1)より

$$u^{-1}(w_\varepsilon + \tilde{R}) = w_\varepsilon + E(\tilde{R}) - \pi(w_\varepsilon, \tilde{R}) \quad \cdots \cdots (2)$$

$$u^{-1}(w_\varepsilon + R^*) = w_\varepsilon + R^* \quad \cdots \cdots (3)$$

であることに注目されたい。

さて、式(2)から式(3)を引くと

$$u^{-1}(w_{\varepsilon} + \widetilde{R}) - u^{-1}(w_{\varepsilon} + R^*) = E(\widetilde{R}) - \pi(w_{\varepsilon}, \widetilde{R}) - R^* \quad \dots\dots(4)$$

が得られる。式(2)において $w_{\varepsilon} = 0$ とおくことにより、

$$E(\widetilde{R}) - A = \pi(0, \widetilde{R}) \quad \dots\dots(5)$$

が得られる。式(4)と式(5)から

$$\begin{aligned} u^{-1}(w_{\varepsilon} + \widetilde{R}) - u^{-1}(w_{\varepsilon} + R^*) &= \pi(0, \widetilde{R}) - \varepsilon - \pi(w_{\varepsilon}, \widetilde{R}) \\ &> 0 \end{aligned}$$

となる。このように、

$$R^* \succ \widetilde{R} \text{ であって、かつ、 } u(w_{\varepsilon} + \widetilde{R}) > u(w_{\varepsilon} + R^*)$$

なることが成立する。

つぎに簡単な数値例を示しておこう。

例

$$u(x) = \log x, \quad r(x) = \frac{1}{x}, \quad w = 316222, \quad \widetilde{R} : \begin{array}{l} \nearrow 20000 \\ \searrow 10000 \end{array} \quad \begin{array}{l} 1/2 \\ 1/2 \end{array}$$

$$u(w) = 12.6642,$$

$$u(w + \widetilde{R}) = 12.7104 = u(331174),$$

$$u(\widetilde{R}) = 9.556915 = u(14142.1),$$

$$R^* = 14542.1 > 14142.1,$$

$$R^* \succ \widetilde{R} \iff u(R^*) = 9.5848 > 9.556915 = u(\widetilde{R}),$$

$$u(w + R^*) = 12.7092 \implies u(w + \widetilde{R}) > u(w + R^*).$$

Ⅲ

本節では、意思決定者が資産 w を有しているとの前提で Luce-Raiffa の公理系を検討しよう。本稿の文脈上、賞 A は金額であるとし、金額の増大はより望まれると仮定しよう。

公理 LR 1 : (全順序). この公理は、首尾一貫した行動をとる意思決定者にとって、合理的なものである。しかしながら、現実には賞が複雑なもの、例え

ば、くじであるならば、比較可能性や遷移律を犯すような判断が生じる可能性は存在する。ここで想定されている意思決定者は、一般的には、全順序に関する識別能力を有する理想化された人間であるとされている。

資産 w を有している意思決定者が $\tilde{A}_i \succ \tilde{A}_j$ であると表明することは $w + \tilde{A}_i \succ w + \tilde{A}_j$ であると判断していることを意味している。ただし、 $\tilde{A}_i$ がくじであるならば、 $w + \tilde{A}_i$ はくじ $\tilde{A}_i$ の結果に w を加えることを指しているとする。一方、 $w + \tilde{A}_i \succ w + \tilde{A}_j$ であるならば、賞だけの選好関係から言及させられるとき、意思決定者が $\tilde{A}_i \succ \tilde{A}_j$ であると表現することは可能になる。結論として、 $\tilde{A}_i \succ \tilde{A}_j \iff w + \tilde{A}_i \succ w + \tilde{A}_j$ となる。それゆえに、賞に関する比較可能性は賞に資産を組み入れた状況での比較可能性と同値になる。遷移律に関してもまた、同様のことが成立する。

公理 LR 2 : (複合くじの簡略化). くじ L_i が賞として確率 q_i で得られるという複雑なくじ、すなわち、 $(q_1 L_1, q_2 L_2, \dots, q_s L_s)$ が確定的な賞 A_i を確率 P_i で与えるような単純なくじに変換されること、これがこの公理の意味である。そのさい、留意されるべきことは $P^{(i)} = (P_1^{(i)}, P_2^{(i)}, \dots, P_r^{(i)})$, $i = 1, 2, \dots, s$, $q = (q_1, q_2, \dots, q_s)$ が互いに独立であることである。この公理には選好に関連する事項は含まれていなくて、単なる確率の演算だけが提示されている。それゆえに、賞 A_i の代わりに $(w + A_i)$ が使用されることは公理の本質を変えるものではない。

公理 LR 3 : (連続性). いま、 $A_1 = 100$ 万円、 $A_i = 50$ 万円、 $A_r = 1$ 万円としよう。そのとき、確率 P が 1 に非常に近い値であるならば、くじ $\tilde{A}_i = [PA_1, (1-P)A_r]$ は確定的な量 A_i よりも選好されることになるだろう。なぜなら、50 万円より大なる金額 100 万円がほぼ確実に獲得されるからである。一方、確率 P が 0 に非常に近い値であるならば、同じような推論から、確定的な量 A_i がくじ $\tilde{A}_i = [PA_1, (1-P)A_r]$ よりも選好される。確率 P が 0 から 1 まで変化していくとき、選好関係 $A_i \succ \tilde{A}_i$ が $\tilde{A}_i \succ A_i$ と逆転している。それゆえに、

その逆転を起す値では確定的な A_i とくじ $\tilde{A}_i$ が無差別であり、その値が一意的であることは直観的にも妥当な仮定と考えられる。

この公理が意図するところは賞に絶対的な価値をおくことを認めていないことである。例えば、 $A_1 = 100$ 億円、 $A_i = 10$ 円、 $A_r = 1$ 円であるとき、100 億円のような多額の金額であろうとも、確率 P の大きさにより、くじ $\tilde{A}_i$ と 10 円が比較の対象としてとりあげられうることである。本論からややそれるが、 A_r が死というような嫌悪される事項であろうとも、この公理は $\tilde{A}_i \sim A_i$ たる u_i の存在を要求している。

意思決定者が、資産 w を組みこんだ状況で、この公理の u_i を定めようとするとき、 $A_1 + w$ 、 $A_i + w$ 、 $A_r + w$ がそれぞれに代入されるならば、論理的には全く同じ構造であることから、 u_i に対応する u_i^w が一意的に定まる。

さて、このように定められた u_i と u_i^w は等しい数値であろうか。選好関係 $A_i + w \sim \tilde{A}_i^w = [u_i^w(A_1 + w), (1 - u_i^w)(A_r + w)]$ は $A_i + w \sim [u_i^w A_1, (1 - u_i^w)A_r] + w$ と表現されうる。ただし、後者はくじ $[u_i^w A_1, (1 - u_i^w)A_r]$ の結果に w を加えることを意味している。もし u_i と u_i^w が常に同じ数値であるならば、数値 u_i^w は w とは独立であることになる。さらに、この u_i は確定的な量 A_i に対する意思決定者のある評価値、すなわち、効用である。それゆえに、この数値 u_i に基づく選好順序は資産 w とは独立になる。このような表現が意味するところは Pfanzagl による一貫性の公理 (consistency axiom) そのものである (Pfanzagl, 1959)。したがって、この場合には効用関数は Pfanzagl 族を含まれなければならない。

公理 LR4 : (代替性). もし賞 A_i が賞 $\tilde{A}_i$ と無差別ならば、そのとき任意のくじ L において A_i の代りに $\tilde{A}_i$ が代入された L' は元のくじ L と無差別となる。ただし、 $\tilde{A}_i$ が確実な結果であることは許されるが、一般的には公理 LR3 によって定義されるくじ $\tilde{A}_i$ となる。

くじ L において、賞 $A_1, A_2, \dots, A_r$ がそれぞれ生じる事象 $E_1, E_2, \dots$

…， E_r は相互に排反的であるゆえに，くじ L とくじ L' が比較されるときには，各事象 E_i ($i=1, 2, \dots, r$) における選好関係は，他の諸事象が生起するしないにかかわらず，不変である。したがって，事象 E_i における選好順序が他の事象における選好順序に影響されるべき理由は存在しない。すなわち，各事象だけにおける選好関係が無差別性を示すならば，全体としてくじ L とくじ L' が無差別であるとするのは妥当であろう。

公理 LR 5：(単調性)．最も選好される賞 A_1 と最も選好されない賞 A_r この二つの賞だけを含むくじ二つが存在するとき，意思決定者は最も選好される賞 A_1 が生じる可能性の大きいくじを選好する。いま， $A_1=100$ 万円， $A_r=1$ 万円， $P=0.8$ ， $P'=0.5$ としよう。そして，くじ $L=(PA_1, (1-P)A_r)$ とくじ $L'=(P'A_1, (1-P')A_r)$ を比較しよう。確率 $P=0.8$ と $P'=0.5$ から 100 万円が得られる可能性はくじ L' よりくじ L において大きい。それゆえに，くじ L はくじ L' より選好される。またくじ L がくじ L' よりも選好されるならば，確率 P が確率 P' より大きいとされることに異論はないであろう。このように，この公理には疑問の余地はほとんどない。

資産 w を組みこんだ状況におけるくじ $L_w=(P(A_1+w), (1-P)(A_r+w))$ とくじ $L'_w=(P'(A_1+w), (1-P')(A_r+w))$ に関しても公理 LR 5 が意味する単調性は同様に明白である。

以上の議論から，公理系において連続性の公理に問題が含まれているようにみえる。資産をリスクの評価に組み入れることの可否は期待効用定理を生み出す発想との重要な関連をもっている。本稿では問題点を指摘するにとどめ，上記の点に関しては稿を改めたい。

IV

期待効用定理において，初期条件 w が所与であるとき，リスク $\tilde{R}$ の条件付効用は $u(\tilde{R}/w)=u(\tilde{R}+w)$ と表現することも可能であろう。しかしながら，リ

スクの選好関係 $\tilde{R}_1 \succ \tilde{R}_2$ が効用の比較 $u(\tilde{R}_1) > u(\tilde{R}_2)$ に導くという定理は前節までの議論から理解されるように、条件付効用 $u(\tilde{R}/w)$ の表現と齟齬をきたしている。意思決定者には、このような初期条件が必ず存在しているにもかかわらず、以下に掲げるとく、どの公理系にもそのような初期条件に対する配慮がない。なお、最後に示した Luce-Krantz の公理系は“条件付期待効用に対する”それと表現されているが、本稿での初期条件に対する条件付ではなく、事象に対する条件付であるという点に留意されたい。

Neumann—Morgenstern の公理系

いま、 S は対象 $a, b, c, \dots$ の集合としよう。そして、この集合 S では、関係 $a \succ b$ と演算 $\alpha a + (1-\alpha)b = c$, $\alpha \in (0, 1)$ が所与とされる。

公理 NM 1: (全順序). 選好順序 $\succ$ は全順序である。

公理 NM 2: (確実主義の原則—Surething Principle). もし任意の $a, b \in S$ に対して $a \succ b$ ならば、任意の $\alpha \in (0, 1)$ に対して $a \succ \alpha a + (1-\alpha)b$ であつ $\alpha a + (1-\alpha)b \succ b$ が成立する。

公理 NM 3: (Archimedean). もし $a, b, c \in S$, $a \succ b$ かつ $b \succ c$ ならば、 $b \succ \alpha a + (1-\alpha)c$ かつ $\beta a + (1-\beta)c \succ b$ なる $\alpha, \beta \in (0, 1)$ が存在する。

公理 NM 4: (結合の代数—Algebra of Combining). 任意の $a, b \in S$, $\alpha, \beta \in (0, 1)$ に対して $\alpha a + (1-\alpha)b \sim (1-\alpha)b + \alpha a$ が成立し、また $\alpha(\beta a + (1-\beta)b) + (1-\alpha)b \sim \alpha\beta a + (1-\alpha\beta)b$ が成立する。

Marschak の公理系

いま、 S は有限個の点の上で定義された確率分布の集合としよう。

公理 M 1: (全順序). 集合 S の要素に関する選好順序 $\succeq$ は全順序である。

公理 M 2: (連続性). もし任意の $a, b, c \in S$ に対して $a \succeq b \succeq c$ ならば、

そのとき, $b \sim [\alpha a + (1-\alpha)c]$ となるような $\alpha \in (0, 1)$ が存在する。

公理M3: (稠密性). 任意の $a \in S$ と $\alpha \in (0, 1)$ に対して, $a \sim [\alpha a + (1-\alpha)b]$ とならないような要素 $b \in S$ が存在する。

公理M4: (代替性の原則). もし任意の $a, a' \in S$ に対して $a \sim a'$ ならば, そのとき任意の $b \in S$ と $\alpha \in (0, 1)$ に対して $[\alpha a + (1-\alpha)b] \sim [\alpha a' + (1-\alpha)b]$ が成立する。

Herstein - Milnor の公理系

任意の $a, b \in S, \mu, \lambda \in (0, 1)$ に対してつぎの4つの性質を満たす集合 S は混合集合 (mixture) と呼ばれる; (1) $\lambda a + (1-\lambda)b \in S$, (2) $\lambda a + (1-\lambda)b = (1-\lambda)b + \lambda a$, (3) $\lambda[\mu a + (1-\mu)b] + (1-\lambda)b = (\lambda\mu)a + (1-\lambda\mu)b$, (4) $1a + (1-1)b = a$ 。

公理HM1: (全順序). 集合 S の要素に関する選好順序 $\succeq$ は全順序である。

公理HM2: (連続性). 任意の $a, b, c \in S$ に対して集合 $\{\alpha \mid \alpha a + (1-\alpha)b \succeq c\}$ と $\{\alpha \mid c \succeq \alpha a + (1-\alpha)b\}$ は閉である。

公理HM3: (代替性の原則). 任意の $a, a' \in S$ に対して $a \sim a'$ ならば, そのとき, 任意の $b \in S$ に対して $(1/2)a + (1/2)b \sim (1/2)a' + (1/2)b$ が成立する。

Blackwell - Girshick の公理系

いま, S を離散的確率分布の集合としよう。

公理BG1: (全順序). 集合 S の要素に関する選好順序 $\succeq$ は全順序である。

公理BG2: (確実主義の原則). 任意の $a_n, b_n \in S$ に対して $a_n \succeq b_n$ が全ての n に対して成立しているなら, そのとき $\sum_{n=1}^{\infty} \lambda_n a_n \succeq \sum_{n=1}^{\infty} \lambda_n b_n$ が成立する。ただし $\lambda_n \geq 0$ で, $\sum_{n=1}^{\infty} \lambda_n = 1$ とする。さらに, もしある n に対して $\lambda_n > 0$ で, $a_n \succ b_n$ なら, そのとき $\sum_{n=1}^{\infty} \lambda_n a_n \succ \sum_{n=1}^{\infty} \lambda_n b_n$ が成立する。

公理BG3: (連続性). もし任意の $a, b, c \in S$ に対して $a \succ b \succ c$ ならば,

$b \succ \lambda a + (1-\lambda)c$ で、かつ、 $\mu a + (1-\mu)c \succ b$ なる $\lambda, \mu \in (0, 1)$ が存在する。

Ferguson の公理系

いま、 S は単純確率分布（simple probability distribution）の集合としよう。

公理 F 1：（全順序）． 集合 S の要素に関する選好順序 $\succeq$ は全順序である。

公理 F 2：（独立性）． もし $a, b, c \in S$ で、かつ、 $\alpha \in [0, 1]$ ならば、そのとき $\alpha a + (1-\alpha)c \succeq \alpha b + (1-\alpha)c$ なるための必要充分条件は $a \succeq b$ である。

公理 F 3：（連続性）． もし $a, b, c \in S$ に対して $a \succ b \succ c$ ならば、そのとき $\alpha a + (1-\alpha)c \succ b \succ \beta a + (1-\beta)c$ なる数 $\alpha, \beta \in [0, 1]$ が存在する。

Savage の公理系

公理系の記述に入る前に、確率を所与としないような状況での、Savage による選好構造の定式化に関する背景について説明しておこう。この選好構造は世界の状態（states of the world）の概念によって表現されている。一つの状態とは世界 W に関する一つの記述であり、状態の全体 W は意思決定者に関連する要素全てを組み込んでいとされる。世界の状態のどれが起るかについては意思決定者にとって未知であり、起る状態は意思決定者が選択する行動に依存しない。

また、行動 $a \in S$ は状態の全体 W から結果の集合 R への関数と定義され、意思決定者が評価するもの全ては結果の記述の中に含まれている。それゆえに、世界の状態各々に対して同じ結果を生み出すような二つの行動は意思決定者にとって無差別となる。なお、世界 W の部分集合を E と記すことにする。

公理 S 1：（全順序）． 行動の集合 S の要素に関する選好順序 $\succeq$ は全順序で

ある。

公理 S 2: (行動における単調性). もし行動 $a_1, a_2, b_1, b_2 \in S$ に対し、事象 E^c では $a_1(\cdot) = b_1(\cdot)$ でかつ $a_2(\cdot) = b_2(\cdot)$ であり、事象 E では $a_1(\cdot) = a_2(\cdot)$ でかつ $b_1(\cdot) = b_2(\cdot)$ であり、そして $a_1 \succeq b_1$ が成立するならば、そのとき $a_2 \succeq b_2$ が成立する。

公理 S 3: (結果による行動の評価). もし行動 $a_1, a_2 \in S$, 結果 $r_1, r_2 \in R$ に対して、 W 全体上で $a_1(\cdot) = r_1, a_2(\cdot) = r_2$ であり、かつ、 E が帰無事象⁽¹⁾でないならば、そのとき $a_1 \succeq a_2 \mid E$ なるための必要充分条件は $r_1 \succeq r_2$ が成立することである。

公理 S 4: (事象における単調性). もし行動 $a_1, a_2, b_1, b_2 \in S$, 結果 $r_1, r_2, r_3, r_4 \in R$, 事象 $E_1, E_2 \subset W$ に対して、

$$r_1 \succ r_2, \quad r_3 \succ r_4,$$

$$E_1 \text{ では } a_1(\cdot) = r_1, \quad b_1(\cdot) = r_3$$

$$E_1^c \text{ では } a_1(\cdot) = r_2, \quad b_1(\cdot) = r_4$$

$$E_2 \text{ では } a_2(\cdot) = r_1, \quad b_2(\cdot) = r_3$$

$$E_2^c \text{ では } a_2(\cdot) = r_2, \quad b_2(\cdot) = r_4$$

でかつ $a_2 \succeq a_1$ ならば、 $b_2 \succeq b_1$ が成立する。

公理 S 5: $r_1 \succ r_2$ となるような結果 r_1, r_2 が少なくとも一組み存在する。

公理 S 6: (連続性). いま、行動 $a_1, b_1 \in S$ に対して $a_1 \succ b_1$ でかつ結果 $r \in R$ は任意としよう。また、事象 E がある分割 P にぞくする任意の要素としよう。そのとき、事象 E 上では $a_2(\cdot) = r$ で、事象 E^c 上では $a_2(\cdot) = a_1(\cdot)$ ならば、 $a_2 \succ a_1$ が成立するか、あるいは、事象 E 上では $b_2(\cdot) = r$ で、事

(1) 帰無事象 (null event) E とは、任意の $a, b \in S$ に対して $a \succeq b \mid E^c$ なるための必要充分条件は $a \succeq b$ であることを指す。ただし、それが空集合 (empty set) そのものでないことに注目されたい。

象 E^c 上では $b_2(\cdot) = b_1(\cdot)$ ならば $a_1 \succ b_2$ が成立する。

Pratt-Raiffa-Schlaifer の公理系

公理 PRS 1: 結果 c' と c'' は $c' \succ c''$ としよう; 状態の集合 E に対して $E_0 \subset E$ とし, $i = 1, 2$ に対して面積が m_i であるような $X \times Y$ における一般化された区間を Z_i としよう; そして l_i をつぎのように定義しよう;

$$l_i(e, x, y) = \begin{cases} c' & (\text{もし } e \in E_0 \text{ かつ } (x, y) \in Z_i \text{ ならば}) \\ c'' & (\text{そうでないならば}) \end{cases}$$

a. (規準性 Canonicity). 任意 $E_0 \subset E$ に対して $m_1 = m_2 \Rightarrow l_1 \sim l_2$

b. (単調性). もし $E_0 = E$ ならば, そのとき $m_1 > m_2 \Rightarrow l_1 > l_2$

公理 PRS 2: 集合 C はつぎのような性質をもち, 結果 C^* と $C_*(C^* \succ C_*)$ を含む;

a. (結果の評価). 任意の $c \in C$ に対して, $c \sim \{(X_0: C^*), (\bar{X}_0: C_*)\}$ であ

$$\text{つ } \{(X_0: C^*), (\bar{X}_0: C_*)\} = \begin{cases} C^* & (\text{もし } x \in X_0 \text{ ならば}), \\ C_* & (\text{もし } x \in \bar{X}_0 \text{ ならば}), \end{cases}$$

ただし $X_0 \equiv [0, \pi(c)]$, $X_0 \cup \bar{X}_0 = [0, 1]$, $\bar{X}_0 \cap X_0 = \emptyset$ としよう。そのとき上記の性質を満たすような C から $[0, 1]$ への関数 π が存在する。

b. (事象の評価). 任意の $E_0 \subset E$ に対して $\{(E_0: C^*), (\bar{E}_0: C_*)\} \sim \{(Y_0: C^*), (\bar{Y}_0: C_*)\}$ (ただし $Y_0 \equiv [0, P(E_0)]$) であるような関数 $P: E_0 \rightarrow [0, 1]$ が存在する。

公理 PRS 3: (遷移律). $(l_1 \succeq l_2 \text{ かつ } l_2 \succeq l_3) \Rightarrow l_1 \succeq l_3$

公理 PRS 4: (代替性). いま, Q を E, X, Y の中の任意のものとしよう, $q \in Q$ とし, $\{Q_1, Q_2, \dots, Q_n\}$ は Q の分割 (partition) とし, $i = 1, 2, \dots, n$ に対して l_i' と l_i'' は q 以外の変数だけに依存する, $E \times X \times Y$ から C への関数としよう。そして l_i' と l_i'' はつぎの式によって定義される; もし $q \in Q_i$ ならば,

$$\begin{cases} l'(e, x, y) = l'_i(e, x, y) \\ l''(e, x, y) = l''_i(e, x, y) \end{cases}$$

そのとき、(全ての i に対して $l'_i \sim l''_i$) $\Rightarrow l' \sim l''$ が成立する。

Arrow の公理系

背景ならびに記号の取扱いは特に注意を要する場合を除いて Savage の公理系におけるそれに準ずるものとしよう。なお、Arrow においてはつぎのような点が明確に示されている。行動に対する選好は結果に対する評価と状態の生起に関する確信の強さ、この両者に関係づけられるが、この二つの要素はつぎのような意味において主観的である。行動の選択において、ある意味で客観的に与えられたものとどの程度異なっているかという点に関係なく、意思決定者の評価と確信は彼の選好行動を説明するに十分な内容を有している。

なお、世界の状態の集合と定義されている事象に関して、事象の集合 ε は σ 代数 (σ -algebra) と仮定されている。すなわち、 $E \in \varepsilon \Rightarrow E^c \in \varepsilon$, $E_1, E_2 \in \varepsilon \Rightarrow E_1 \cup E_2 \in \varepsilon$, $E_i \in \varepsilon (i = 1, 2, \dots) \Rightarrow \bigcup_{i=1}^{\infty} E_i \in \varepsilon$ が成立する。

公理 A 1: (全順序). 行動の集合 S の要素に関する選好順序 $\succsim$ は全順序である。

公理 A 2: (単調連続, monotone continuity). いま、 $a(\cdot)$ は世界の状態から結果に変換する関数としよう。そして $a \succ b$ なる $a, b \in S$ と結果 $r \in R$ ならびに $E_{i+1} \subset E_i$ で $\bigcap_i E_i = \emptyset$ なる事象の列 $\{E_i\}$ が所与のとき、

$$a_i(e) = \begin{cases} a(e) & (\text{全ての } e \in E_i^c \text{ に対して}), \\ r & (\text{全ての } e \in E_i \text{ に対して}), \end{cases}$$

$$b_i(e) = \begin{cases} b(e) & (\text{全ての } e \in E_i^c \text{ に対して}), \\ r & (\text{全ての } e \in E_i \text{ に対して}), \end{cases}$$

を定義しよう。そのとき、充分大きい i の全てに対して $a_i \succ b$ であつ $a \succ b_i$,

が成立する。

公理 A 3：（条件付選好）. 任意の事象 E に対して，もし $e \in E$ ならば， $a(e) = b(e)$ なる行動 $a, b \in S$ は $a \sim b \mid E$ でかつ公理 A 2 も満足する。ただし $a \sim b \mid E$ は所与の事象 E のもとでは行動 a と b が意思決定者にとって無差別であることを意味する。

公理 A 4：（支配性）. いま P を一つの分割としよう。そして $a, b \in S$ が所与であるとき，もし全ての $E \in P$ に対して $b \succeq a \mid E$ ならば， $b \succeq a$ が成立する。さらに， $P' \subset P$ でかつ $\cup P'$ が帰無事象でなく，全ての $E \in P'$ に対して $b \succ a \mid E$ なる P' が一つ存在すれば $b \succ a$ が成立する。

公理 A 5：（結果による行動の評価）. (1) $a_1, a_2, b_1, b_2 \in S, e_1, e_2 \in W$ に対して， $a_1(e_1) = a_2(e_2)$ でかつ $b_1(e_1) = b_2(e_2)$ ならば， $a_1 \succ b_1 \mid e_1$ が成立するための必要充分条件は $a_2 \succ b_2 \mid e_2$ が成立することである。

(2) 結果 $r \in R$ が任意で所与としよう。そのとき全て $e \in W$ に対して $a(e) = r$ なる行動 a が存在する。

公理 A 6：（確率的確信）. 世界 W 上で定義された確率分布はアトムレス (atomless) である⁽²⁾。もし結果の集合 R 上で定義された確率分布が二つの行動にとって同じであるならば，その二つの行動は無差別である。

なお，Arrow は主観確率を定義するために事象の順序づけに関する公理をつけ加えている。

Luce-Krantz の条件付期待効用の公理系

この公理系はつぎのような根源要素 (primitives) によって表現されている：

-
- (2) 帰無事象 E_0 より強く確からしい (strictly more probable) けれども，事象 E_2 より強く確からしくない (strictly less than) ような事象 E_1 が存在しないとき，事象 E_2 はアトム (atom) と呼ばれている。確率分布がアトムをもたないとき，それはアトムレスであると呼ばれている。

事象 (events) — 可能な状態の集合 X の部分集合による代数 ε (すなわち, ε は和集合と補集合のもとで閉じている) と帰無事象 N ; 結果—任意の集合 C ; 条件付決定—関数 ($E-N \rightarrow C$) の集合 D ; 選好順序— D 上での二項関係 $\succeq$ 。

定義: 全ての $A, B \in E-N, R, S \in E$, 全ての $f_A, f'_A, f_{A \cup B}, f_{A \cup R}, g_B, g'_B, h'_A, k'_B \in D$ に対して, つぎの九つの公理が満たされるならば $X, E, N, C, D, \succeq$ は条件付決定構造である。

公理 LK 1: (i) もし $A \cap B = \emptyset$ ならば, そのとき $f_A \cup g_B \in D$; (ii) もし $B \subset A$ ならば, B に対する f_A の制限 (the restriction of f_A to B) $\in D$ 。

公理 LK 2: $\succeq$ は全順序である。

公理 LK 3: もし $A \cap B = \emptyset$ であつ $f_A \sim g_B$ ならば, そのとき $f_A \cup g_B \sim f_A$ 。

公理 LK 4: もし $A \cap B = \emptyset$ ならば, そのとき $f_A^1 \succeq f_A^2$ なるための必要充分条件は $f_A^1 \cup g_B \succeq f_A^2 \cup g_B$ である。

公理 LK 5: もし $A \cap B = \emptyset$, $f_A^i \sim g_B^i, i = 1, 2, 3, 4$, $f_A^1 \cup k_B^1 \sim f_A^2 \cup k_B^2, h_A^1 \cup g_B^1 \sim h_A^2 \cup g_B^2$ ならば, そのとき $f_A^3 \cup k_B^1 \succeq f_A^4 \cup k_B^2$ なるための必要充分条件は $h_A^1 \cup g_B^3 \succeq h_A^2 \cup g_B^4$ である。

公理 LK 6: もし $A \cap B = \emptyset$, $\{n\}$ は連続する整数の列であり, $g_B^1 \sim g_B^2$ が成立せず, かつ $f_A^i \cup g_B^1 \sim f_A^{i+1} \cup g_B^2$ (全ての $i, i+1 \in \{n\}$ に対して) ならば, そのとき $\{n\}$ は有限であるかまたは $\{f_A^i \in \{n\}\}$ は有界でない。

公理 LK 7: (i) もし $R \in N, S \subset R$ ならば, そのとき $S \in N$; (ii) $R \in N$ なるため必要充分条件は全ての $f_{A \cup R} \in D$ に対して $f_{A \cup R} \sim f_A$ である, ただし f_A は A に対する $f_{A \cup R}$ の制限である。

公理 LK 8: (i) $E-N$ は少なくとも三つの互いに素なる要素を含む; (ii) $D/\sim$ は少なくとも二つの異った同値類 (equivalence classes) を含む。

公理 LK 9: (i) A と g_B が所与であるならば, そのとき $h_A \sim h_B$ であるような $h_A \in D$ が存在する。; (ii) もし $A \cap B = \emptyset$, $h_A^1 \cup g_B \succeq f_{A \cup B} \succeq h_A^2 \cup g_B$ なら

ば, そのとき $h_A \cup g_B \sim f_{A \cup B}$ であるような $h_A \in D$ が存在する。

参 考 文 献

- Arrow, K. J. (1971), *Essays in the Theory of Risk - Bearing*, North-Holland.
- Blackwell, D. and Girshick, M. A. (1954), *Theory of Games and Statistical Decision*, Wiley.
- Ferguson, T. S. (1967), *Mathematical Statistics*, Academic, Press.
- Fishburn, P. C. (1968), Utility Theory, *Management Science*, Vol. 14, No. 5.
- Herstein, I. N. and Milnor, J. (1953), An Axiomatic Approach to Measurable Utility, *Econometrica* 21, pp. 291.
- Luce, R. D. and Krantz D. H. (1971), Conditional Expected Utility, *Econometrica*, Vol. 39, No. 2, pp. 253.
- Luce, R. D. and Raiffa, H. (1957), *Games and Decisions*, Wiley.
- Marschak, J. (1950), Rational Behavior, Uncertain Prospects and Measurable Utility, *Econometrica* 18, pp. 111.
- Pfanzagl, J. (1959), A General Theory of Measurement: Application to Utility, *Naval Research Logistics Quarterly*, pp. 283.
- Pratt, J. W., Raiffa, H. and Schlaifer, R. (1964), Foundation of Decision under Uncertainty: An Elementary Exposition, *Journal of the American Statistical Association* 59, pp. 353.
- Pratt, J. W. (1964), Risk Aversion in the Small and in the Large, *Econometrica*, Vol. 32, No. 1-2.
- Savage, L. J. (1954), *The Foundation of Statistics*, Wiley.
- Von Neumann, J. and Morgenstern, O. (1947), *Theory of Games and Economic Behavior*, Princeton University Press.

オーストラリアにおける金融制度改革

—— キャンベル委員会報告 ——

石 垣 健 一

1. キャンベル委員会設立とその時代的背景

1979年1月18日、大蔵大臣 J. ハワード (John Howard) はオーストラリア金融制度調査会 (Committee of Inquiry into the Australian Financial System. 通常、委員長 J.K. キャンベルの名前にちなんでキャンベル委員会と呼ばれる) の設立を発表した。この委員会に課された任務は、(1) 銀行および非銀行金融機関、証券会社、短資業者 (short-term money market dealer)、政府系開発金融機関およびオーストラリア準備銀行を含むオーストラリア金融制度の構造とその作用についての調査・報告、(2) 金融制度の管理・規制についての調査・報告、(3) 金融制度の構造とその作用の改善、金融制度の管理・規制および準備銀行法、銀行法、金融法人法などの現行金融諸法、に関する諸勧告、(4) その他、委員会が必要とする事項に関する調査、報告ならびに勧告、をなすことであった。

委員会は5名の委員 (J.K. Campbell, A.W. Coates, K.W. Halkerston, R.G. McCrossin, J.S. Mallyon) から構成された。このメンバーのうち前三者は民間金融業務に関連を有するものであり、後二者は政府金融機関 (オーストラリア資源開発銀行およびオーストラリア準備銀行) に籍を有するものであった。このメンバーの活動を補助するものとして、大蔵省出身の F. Argy を長とする5名の秘書からなる秘書局がつくられ、さらにこの下に20名以上の研究調査員が任命された。委員会は、前述の任務達成のために、これらのメンバーの

協力のもとに、国民各層、各界からの現行金融制度に対する見解の提出を求め、また公聴会の開催、学者への研究委託、海外金融制度の実態調査などを通じて金融制度の現状とありうるべき金融制度の姿について調査・研究を行なった。

その第一の成果は、1980年5月発行の「中間報告 (Interim Report)」として公表された。⁽¹⁾ この中間報告は、金融構造の現状、作用方式、およびオーストラリアの金融制度の規制と統制、について概説を行なったものであり、このため中間報告自体は、そこで概説された金融制度の発展と長期的傾向の政策的含意の検討、金融制度のもつ欠陥や歪みとその原因の明確化、金融制度の効率性に対する政府介入の効果の評価、現行制度の改善のための勧告、などの諸問題を取扱ってはいなかった。いわばこの中間報告はオーストラリアの金融制度の客観的データに基づく現状分析を行なったものであり、委員会はそれに関係する諸問題に対する価値判断と改革のための諸勧告については何も示さなかった。

キャンベル委員会は、この中間報告を発表した後も、公開・非公開のセミナーなどを通じて金融制度の在り方について検討を重ね、81年11月中旬にオーストラリアの金融制度を効率的、競争的かつ安定的なものへ改革するための諸勧告を公表した。⁽²⁾

オーストラリアにおいて金融制度の根本的改革のためのこのように大規模な委員会の設立は、1935年末の王立貨幣・銀行委員会 (Royal Commission into the Monetary and Banking System) 以来のことであったが、このような委員会の設立を促した背景はどのようなものであろうか。

-
- (1) the Committee of Inquiry into the Australian Financial System, *Australian Financial System, Interim Report*, Australian Government publishing Service, 1980.
 - (2) the Committee of Inquiry into the Australian Financial System, *Australian Financial System, Final Report*, Australian Government publishing Service, 1981. この最終報告と同時に、委員会は提出された研究論文集 *Commissioned Studies and Selected papers* を公刊した。

背景の第一を構成するものは、現在の金融制度の基礎を形成した王立貨幣銀行委員会の報告や戦時防衛規制（National Security Regulation）がつくられた時代の経済環境と現在のそれとが大きく異なっていることである。当時は、農業部門がより支配的であって鉱業部門はとるに足らず、工業生産もまたかぎられたものであった。英国との経済的・金融的結び付きはきわめて強かったが、しかしそれ以外の国際的経済協力はきわめて低水準であった。今日では、オーストラリアの産業構造はより多様化され、とくに鉱業部門はきわめて重要な部門へと変り、将来は一層そうなると予想される。オーストラリアをとりまく国際経済環境も大きく変化し、オーストラリア経済は、実物・貨幣の両面でより深く世界市場へと組みこまれるところとなった。このような内外における経済環境の変化は、現行の金融制度の再検討を迫まる一つの要因となったと思われる。

背景の第二を構成するのは金融構造とくに金融機関の相対的重要性の変化である。1930年代においては金融機関は主として連邦銀行、商業銀行、州立貯蓄銀行、生命保険会社、および牧畜金融会社（pastoral finance companies）から構成されていたのが、現在においては当時ほとんど重要な機能を果していなかった金融機関（たとえば建築組合、金融会社、信用組合、年金基金）が1979年には全金融機関の全資産の21%をしめ、38%の銀行につぐ重要な金融機関へと発展してきており、またこれに加えて、まったく新しいタイプの金融機関（たとえば民間貯蓄銀行、短資業者、マーチャント・バンクなど）も出現し、次第にその重要性を増しつつある。

銀行の地位の低下と非銀行金融機関のその上昇は、両者に対する規制の相違によるところが大きい。とくに最近のインフレーションの進行は利子率水準の上昇とそれに対する市場参加者の関心の高まり、その結果としての金融機関間の競争の激化をもたらし、金利規制下の銀行の地位低下を促すことになった。さらにこれに加えて金融政策の運営の在り方が金融機関間の摩擦をより大きな

ものとした。すなわち、1960年代後半から70年代前半にかけて一時、公開市場操作を中心とする「市場指向型」政策が採用されたけれども、70年代後半にはいってインフレーションの進行とともに銀行部門に対する「直接的規制」手段がより強力に使用されるようになった。したがって政府から強い規制を受けている銀行を中心とする金融機関は、絶えず現行の規制体系および政策運営の在り方に強い不満と疑問を抱いていたのである。

背景の第三を構成し、より直接的な契機となったのは、60年代に比較しての70年代の経済パフォーマンスの悪化とそれをめぐる経済政策観の変化、すなわち政府介入を望ましいとするケインズ主義からより市場原理を尊重するマネタリズムへの変化である。60年代の年平均実質成長率は5.2％、平均失業率1.7％、平均消費者物価上昇率2.4％であったのに対して、70年代のそれらは、3.8％、3.9％、9.5％であった。75～79年度だけをとると、それらは2.6％、5.5％、12.2％となった。

70年代なかばからこのような経済パフォーマンスの悪化―物価の急上昇と失業率の急増―に直面して、政府は失業の減少よりも物価の安定を優先するインフレーション・ファースト政策を採用した。この政策の基礎にあるのはマネタリズムであり、これによれば、安定的な経済環境の回復は、民間部門の回復を通じてのみ達成されるものであり、政策は民間部門の持続的な成長活力を再生させるための前提条件をつくり出すように決定されるべきであるとする。政府は、財政支出の抑制および財政赤字の縮小、貨幣的総量の成長率の抑制、賃金調停・仲裁委員会（Conciliation and Arbitration Commission）に対する影響力を通じての賃金引上げ抑制などの措置をとった。政府のこのような努力にもかかわらず、インフレ率はいぜんとして高水準のままであり、しかも金融機関に対するさまざまな規制は、金融機関のこのような経済状況に対する対応を遅れさせるために、金融市場にいらざる摩擦と緊張ををもたらすこととなった。かくして市場原理をより重視する政府は、金融制度全般にわたる再検討と金融

制度およびそれに対する政府介入の在り方に関する改革を求めて委員会の設定に踏み切ったものと思われる。

委員会は前述のような背景のもとに設立されたのであるが、委員会の最終報告の内容にはいる前に、次節では現行の金融制度とくに政府の金融制度に対する介入がどのように形成されてきたかを概観する。

2. 政府介入と現行金融制度

金融制度に対する政府介入の基本的形態と現行の金融構造の骨格の形成にきわめて重要な役割を果たしたのは1937年に公表された王立貨幣・銀行委員会報告とそれをもととしてつくられた戦時防衛規制であった。委員会報告は、中央銀行としての権限と機能を十分に保有していなかった当時の中央銀行、オーストラリア連邦銀行（Commonwealth Bank of Australia）に二つの権限、すなわち当時の外貨準備の大部分を構成した民間商業銀行保有のロンドン資金に対する中央銀行の支配権と商業銀行の流動性の統制のための必要準備預金設定の権限、を与え、長期的には最高水準の実質国民所得の達成、短期的にはその過度の変化の回避のために連邦銀行がより強力な中央銀行政策の実施を行なう体制の確立を勧告した。⁽³⁾

王立委員会のこのような提案は直接的に利害を異にする商業銀行の強い反対のため、立法化がきわめて困難であったが、1939年9月の第二次大戦の勃発は為替取引および商業銀行信用に対する国家統制を緊要のものとし、その結果国家防衛規制のなかで、外国為替取引の中央銀行による集中管理と中央銀行による商業銀行の信用ベースに対する規制が立法化されることとなった。

外国為替の統制によってオーストラリアで受け取られるすべての外国為替は

(3) 王立委員会報告を含めて当時の状況を知るためには、L. F. Giblin, *The Growth of a Central Bank*, Melbourne University 1951., R.F. Holder *Bank of New South Wales*, Angus and Robertson, 1970 が有益である。

それが輸出によるものであろうが、その他の勘定によるものであろうが、連邦銀行へ売却されるべきであり、また輸入あるいは他の目的のための外国為替は連邦銀行の許可なしには売買されてはならないとされた。この規制自体は、商業銀行が過去に蓄積したロンドン資金の連邦銀行への集中を意味するものではなかったが、外国為替の売買がすべて連邦銀行に統制されるということは商業銀行がロンドン資金をほとんど持つ必要がないことを意味したので、ロンドン資金の過去のストックも連邦銀行へ集中することになった。

信用ベースに対する統制の主たる内容は、(1) 民間銀行の許可、(2) 商業銀行の貸出政策の中央銀行による規制、(3) 商業銀行の中央銀行への特別勘定預金規制、(4) 商業銀行の中央銀行への各種営業活動の報告、などから構成されていた。このようにして戦時特別措置とはいえ、連邦銀行がその設立以来求めつづけてきた二つの権限、外国為替および商業銀行の信用政策に対する支配権、換言すればオーストラリアの対外流動性と国内流動性の中心的存在である商業銀行の流動性を管理する権限を与えられることになった。

戦時防衛規制のなかのこれらの諸規制は、1945年労働党政府によって制定された銀行立法のなかに、新たな改革とともに盛り込まれることとなった。この1945年立法は戦後のオーストラリアの金融制度の基本的骨格を構成する上できわめて重要なものとなった。この主要内容は以下のとおりであった。

1. 中央銀行政策理念の明確化；連邦銀行の義務は、その権限の範囲内で、金融政策をオーストラリア国民の最大限の利益のために振り向けられることおよびその政策が通貨の安定、完全雇用の維持、および国民の経済的繁栄に最も良く貢献する仕方で行使されることを保証することであった。中央銀行としての連邦銀行の基本的な理念と行動原理がはじめて明示された。

2. 政府と中央銀行との関係；金融政策について両者の間に最終的に不一致が生じた場合には、連邦銀行は政府の規定に従うべきものとされた。金融政策上の最終的な責任が政府にあることが規定された。

3. 特別勘定制度の規定；戦時の政府赤字に基づく商業銀行保有の過剰流動性たる「超過投資可能資金」を連邦銀行の特別勘定に凍結することによって銀行貸出のインフレ的拡大を防止するために、連邦銀行に商業銀行への特別勘定の設定権限が与えられた。

4. 商業銀行の貸出に対する規制；連邦銀行は商業銀行の貸出政策すなわちその貸出の量と方向に一定の影響を与える権限が与えられた。この権限は、銀行の貸出量全体の規制のみならず、きわめて投機的な分野や過度に拡張的な分野への貸出を制限し、また他の産業の成長を促進するような産業への貸出を勧めるためのものであり、民間投資を市場の力や利潤の動きによってではなく、人爲的な政策によって決定するための権限である。

5. 利子率規制；国家防衛規制と同じように商業銀行の預金および当座貸越に対する利子率、貯蓄銀行の預金利子率および貸付利子率に対する規制の権限が連邦銀行に与えられる。

6. 為替統制；民間保有の外国為替の連邦銀行への集中を規定する。戦争中商業銀行はほとんどの外国為替準備を連邦銀行に引き渡しており、事実上すでに同行に集中していたのでこれは事実の追認にすぎなかった。同時に同行は為替の売買および為替レートの統制権限も合わせて与えられており、すべての外国為替取引は連邦銀行ないしその代理機関たる商業銀行を通じて行なわれるところとなった。

7. 連邦銀行による商業銀行業務の兼営；連邦銀行は一般商業銀行業務を兼営することを許されただけでなく、民間銀行と積極的に競争することが望ましいものとされた。

8. その他の規定；銀行券発行のための金準備規定の廃止、法貨たる連邦準備券の自由裁量の発行権、公開市場操作を行なう権限、銀行開業に関する認可権、預金者保護のための規定なども 1945 年立法に入れられた。

以上のような内容を有する 1945 年立法によって構成された中央銀行制度は

つぎのようなものである。連邦銀行総裁は、内部的には専門家から構成される諮問会議の助言を得て、外部的には政府・大蔵省との協議の上で、通貨価値の安定、完全雇用の達成・維持および国民の経済的繁栄と厚生のため、与えられた諸権限を行使する。その目的達成のために連邦銀行は法貨たる連邦銀行券の独占的発行の自由裁量権を保有し、商業銀行の行なう貸出の量、方向および価格に対して特別勘定制度、選択的貸出政策および利子率規制を使用して影響を与える。同時に連邦銀行は、その一般銀行部の営業の活発化を推進し、同部門並びに連邦貯蓄銀行の業務活動を通じてその目標達成に努める。他方、対外関係、すなわち外国為替準備、為替取引、為替レートについても、連邦銀行はその統制権を利用して上述の目的達成のための行動をとる。

1945年立法は諸権限を連邦銀行に集中することによって、同行を名実ともにオーストラリアの中央銀行たらしめたが、しかしこのような諸権限の集中は、連邦銀行と商業銀行との間の軋轢を以前にも増して増加させることになった。とくに問題となったのは中央銀行たる連邦銀行の商業銀行業務の兼営であり、商業銀行に対する厳しい規制、とくに特別勘定制度と選択的貸出政策についてであった。したがって45年立法成立後にも法改正および政策運営上の改革が求められた。1951年、1953年の法改正につづき、現在のオーストラリアの金融制度の基本を構成する1959年立法（1959年準備銀行法及び銀行法）が1945年立法をその骨格として成立した。

59年立法による主たる改革はつぎのようなものであった。

- (1) 中央銀行たる連邦銀行の準備銀行 (Reserve Bank of Australia)への改組。
- (2) 中央銀行からの連邦商業銀行の完全な分離。
- (3) 連邦銀行の産業金融部と不動産銀行部とを統合した連邦開発銀行 (Commonwealth Development Bank) の設立。
- (4) 連邦商業銀行、連邦貯蓄銀行および連邦開発銀行の諸政策を統轄する連

邦銀行公社（Commonwealth Banking Corporation）の設立。

（5）特別勘定制度の廃止とそれに代わる法定準備預金制度（System of Statutory Reserve Deposits）の設定。

1959年立法によって、オーストラリア準備銀行は、農業信用部を除く一般銀行業務を分離独立したかたちで、専ら中央銀行業務にたずさわることとなった。すなわち同行は、独占的発券銀行、政府の銀行、そして金融政策の運営に責任を負う中央銀行として再出発したのである。⁽⁴⁾このようにして確立された中央銀行制度と金融当局による銀行に対する各種規制は、その後オーストラリアの金融市場、とくに商業銀行・貯蓄銀行対非銀行金融機関の相対的なパフォーマンスに重大な影響を与えた。銀行の営業活動に対する厳しい規制と非銀行金融機関への緩やかな規制の共存は前者の相対的地位の低下をもたらしたのである。

金融市場のパフォーマンスに対して重大な影響を与えた政府・中央銀行介入の別の形態は、政府証券市場に対するそれである。政府は政府証券の民間消化を促進し、公開市場操作の場をつくるために1950年代末に公認短資業者（authorized money market dealer）の保護・育成のために、中央銀行信用の利用を許した。金融当局は公認短資業者にその資産の80%を公共債で、70%を政府証券で保有することを義務づけた。また商業銀行に対しては、中央銀行と商業銀行との間の合意という形で資産の一定割合を準備銀行預金や政府証券の保有することを、貯蓄銀行には資産の内の一定割合（現在では40%）を政府証券で保有することを要求している。また生命保険会社および年金基金（superannuation funds）に対する税制上の優遇を通ずる政府証券保有の事実上の強制をこれらの

（4）オーストラリアの中央銀行制度の発展については、前述の L. F. Giblin, op. cit., の他に, H.W. Arndt and W.J. Blackert, *The Australian Trading Banks*, fifth edition, Melbourne University press, 1977., が有益である。なお、拙稿「オーストラリアにおける中央銀行制度の発展」神戸大学経済経営年報第30号（I）, 1980も参照されたい。

機関に与えた。このように各種金融機関は、事実上その資金の一定割合を公的部門へ投資することを義務づけられていることになる。換言すれば政府証券市場は「とじ込め市場 (captive market)」となっているのである。ここでは「市場の力」によってではなく「人為的な規制」によって資金配分が決定されることになる。

政府・中央銀行による金融市場への介入のいまひとつの重要な形態は、政府系金融機関によるものである。政府は連邦商業銀行、連邦貯蓄銀行の他に特定の分野の金融を優遇するための金融機関すなわち連邦開発銀行、オーストラリア産業開発公社 (AIDC)、住宅金融保険公社 (HLIC) を保有することを通じて資金の流れに直接・間接に介入してきている。

また政府は租税制度を利用することによっても金融市場に影響を与えてきている。すなわち特定の金融仲介機関およびその預金者に対する税制上の優遇や特定取引に関する税制上の取扱いは金融構造およびパフォーマンスに影響を与えるものと思われる。

したがって、オーストラリアにあっては、政府は、一方では商業銀行を中心とする金融機関、政府証券市場、政府系金融機関の設置とその運営等に対する様々な介入や各種の税制上の措置を通じて資金の流れの大きさと方向およびその価格の統制を、他方では外国為替市場介入によって国内資金と国際資金との相互の流れとその価格の統制を、行なおうとしている。このような政府の各種の金融市場への介入の基礎にある考え方は、「政府」は「市場」よりうまくやりうろということであり、もし「市場」にまかせれば、金融制度全般の安定性が崩れてしまうということである。しかしこのような考え方およびこの考え方に基づいて形成されてきた現行の金融制度は、第一節で指摘したように、いま再検討されようとしているのである。そこで次節では、金融制度改革を考えるにあたってのキャンベル委員会の基本的視角がどのようなものであるかを明らかにする。

3. キャンベル委員会の基本的視角

キャンベル委員会の主要関心事は、効率的、競争的かつ安定的な金融制度の促進のために最適な政府介入の在り方を明らかにすることであつた。⁽⁵⁾ 委員会は、とくに効率的な金融制度の形成については、最小限度の政府の介入・規制のもとでの競争的市場を利用するシステムが最適であるとする。金融制度が効率的であるか否かは、経営的効率性（最小コスト）、資金配分的効率性、弾力的効率性（経済環境の変化に対する適応性、伸縮性）の三つの基準によって判断されるが、このような基準は金融制度がつぎのような特徴を有するときに十分に満たされていると判断される。すなわち「高水準の競争とくに価格競争」—多数の独立の市場参加者が存在し、市場への参入が自由で、共謀が存在しない状態—、「競争的中立性」—情報が片寄らず公正な競争が存在して、規制の影響が中立的である状態—、「選択の多様性」—多種多様な金融サービスの提供される状態—である。現実の金融市場がこのような条件を満たしていれば、「効率性」の観点からは政府の介入はほとんど必要ない。むしろその介入は効率性に悪影響を与え、とし、市場原理に基づく金融制度が最適であるとする。

しかし委員会は非規制市場が必ずしも完全には機能しない場合、すなわち競争が十分ではなく、情報もまた不完全で効率的な資金配分が達成されない場合がありうることを、またたとえ完全競争と完全情報が与えられたとしても私的コストと収益—競争的意志決定の基礎—が社会的コストと収益とを反映していないかぎりにおいて資源の社会的ミスマロケーションが生じうることを認めている。このような場合には政府は明らかに市場介入の根拠を有する。

さらに重要なことは金融制度の問題は「効率性」の観点からのみ検討されるべきではないということである。それは「金融制度の安定性」、「マクロ経済的

(5) 政府介入についての委員会の基本的立場は、主として、第1章、第18章、第26章、第36章において明確にされている。

安定性」そして「社会的諸目標」の諸点からも当然考察されるべきものであると委員会は考える。「金融制度の安定性」はきわめて重要であり、市場参加者がグループとしての金融機関の基本的な支払能力や金融市場全体の安定性に信頼を置かないとすれば、金融市場は効率的に機能しない。それゆえに政府は金融制度の健全性と公平性に対する公衆の信頼を確保する責任を有しており、したがって政府が金融機関および金融市場の安定化規制を行なうことは必要にして望ましい。しかしこのような安定化規制は個々の金融機関への完全な保護を意味するものではないと委員会は考える。金融制度全体の安定性がそなわれるとみられる場合をのぞいて、経営能力を有しない金融機関は通常の会社と同様に倒産することを許されるべきであるとする。

「マクロ経済的安定性」は安定的な価格水準と調和する高水準の雇用および経済成長を意味するが、この達成は金融市場およびその他の市場が安定的でかつ効率的な機能するための前提条件を構成する。金融市場は金融政策遂行のための重大な経路であるので、政府が経済目標を達成するために金融市場に介入することは正当なことと考えられている。しかしその際にも介入は効率性と公平性に対するコストを最小にするような形でなされるべきであるとする。また政府は「社会的諸目標」の達成のために社会の特定部門に対する援助、金融機関の所有構成への規制という形で介入する必要がある場合もある。

政府介入の正当性が認められる場合、介入方式にはつぎの6つの方式がある。

- (1) 市場介入—市場参加者のひとりとしての政府の市場介入、
- (2) 直接的規制—利子率規制、参入制限、ポートフォリオ規制などにみられる強制的な規制、
- (3) 公的保護介入—政府保証や中央銀行の最終的貸手としての行動などにみられるもの、
- (4) 公的所有—政府系金融機関の設立など、
- (5) 直接的補助ないし税制上の優遇措置、
- (6) 商業組織を通ずる貸出ないし補助—例えば貯蓄銀行を通ずる追加的家屋建築金融補助、の6つである。

委員会はこれらの方式のうち、「効率性」の観点からすれば「市場介入」方

式が最もすぐれており、「直接的規制」方式は金融制度の安定性にかかわる部分については有効であるが、しかしそれは金融制度の効率性に悪影響をもたらす危険性をもつ。また「公的所有」方式は、民間企業によっては満たされ難い「ギャップ」の解消や特定部門や特定グループへの援助について一定の有効性をもつであろうが、それは資金の最適配分を阻げる恐れがあるとして、特定部門への援助措置はこのような方式によるよりもむしろ「補助金ないし税制上の優遇措置」方式によるべきだとする。

したがって、特定の介入方式がすべての問題—効率性、安定性、社会的諸目標の達成—について最適であることは保証されていない。例えばある介入方式は特定の観点（例えば効率性）からみれば他の介入方式よりもすぐれているが、別の観点（例えばマクロ経済の安定性）からすれば劣っている場合、あるいはその逆の場合がしばしば起りうる。委員会はこのような場合には、「安定性」、「社会的諸目標」などよりも「効率性」により高い優先順位を与える。このように「効率性」の側面を強調することが委員会の基本的立場であるが、同時に委員会は狭く「効率性」を把握するのは限定的でありすぎるとして、各方式の特定の目標達成に対する「有効性 (effectiveness)」と「効率性 (efficiency)」に与える介入コストとを比較考慮する「最適コスト—有効性」方式を用いて、いずれの介入方式が採用されるべきかを決定する。

以上のような基本的立場に立って、委員会は特定の状況下における政府介入に関する方針をつぎのように示す。

(1) 政府介入が自由、公平かつ競争的な市場を確保するために必要とされる場合には、その介入は正当化される。

(2) 金融制度の基本的な安定性を守るための直接的な政府介入には一定の範囲内ではあるが重要な役割を認める。

(3) 価格の安定や高い雇用水準の達成を目的とする金融政策の遂行にあたっては、金融制度に対する一定程度の政府介入が必要とされ、時には直接的規制

の方式が市場介入方式による政策を補助するために必要とされる。

（4） 政府が金融組織の所有関係に介入を望む場合には直接的介入手段以外の手段はないが、それは金融制度の効率性に一定の悪影響を及ぼすことになる。それでもなお介入が行なわれるべきか否かは政治的判断の問題である。

（5） 社会的諸目標、例えば社会的に望ましき所得配分の達成のための特定地域、特定部門あるいは特定グループに対する特別優遇策は金融制度への介入によってではなく、それ以外の手段でなされるべきである。

（6） 政府介入の必要性と適正な介入方式は時の経過と共に変化する。したがって、介入の便益とコストの両面を引きつづき監視しつづけることは政府の責任である。

委員会の基本的視角を要約すれば以下のようなものであろう。委員会は効率的、競争的かつ安定的な金融制度を望ましき金融制度と考えるが、そのなかでも特に「効率性」基準が最も重要であるとみなす。この金融制度の効率性は競争に基づく市場原理を利用することによって最もよく達成される。しかし市場原理のみでこの効率性が十分に達成される保証はないし、また効率性以外の目標、たとえば「金融制度の安定性」あるいは「マクロ経済的安定性」も重要であり、しかもこれらの諸目標は競争に基づく市場原理のみによっては必ずしも達成されないで、これらの欠陥を補なうものとして政府介入の正当性が認められる。しかしこの場合においても、効率性に対する配慮は基本的に重要なものとされ、政府介入は金融市場をより自由で競争的なものにするために行なわれるか、あるいはたとえ他の目標のために介入が行なわれる場合でも「効率性」と目標達成のための「有効性」の最もバランスのとれた方式で介入がなされるべきであるとする。次節では、このような基本的視角に立って、委員会が具体的問題についてどのような勧告を行なったか明らかにする。

4. 主要勧告の内容

キャンベル委員会は上述のような基本的立場に基づいて、現在の金融制度および政府の介入状況を分析し、各分野にかかわる政府介入の在り方について諸勧告を行なった。対象となった分野は以下のとおりである。準備銀行の役割（第2章）、国内経済政策—金融政策を中心として—（第3章～第6章）、対外政策—為替政策を中心として—（第7章～第8章）、政府金融（第9章～第12章）、租税政策（第13章～第17章）、貸手・借手の保護（第18章～第22章）、金融組織への参入（第23章～第25章）、政府系金融機関（第26章～第31章）、競争的構造（第32章～第33章）、企業金融（第34章～第35章）、部門金融（第36章～第42章）、一般の問題（第43章～第45章）、である。このような部分から構成されるキャンベル委員会最終報告は800ページを超える大冊であり、すべての勧告をここで詳細に検討する余裕はない。したがってオーストラリアの今後の金融制度の効率的、競争的かつ安定的な発展にとっても、またマクロ経済的安定性にとっても重要であるとみられる勧告について概観することにした。

中央銀行の役割： 金融政策の決定にあたっての準備銀行、政府および議会との関係は従来のまま維持されるべきであるとされている。既述のごとく、現行の準備銀行法によれば、政府と準備銀行理事会との間で、金融政策の運営に関して意見の相違があるときには、両者は意見の一致をみるように努力せねばならないが、しかし同意が得られなかった場合には政府は自ら選択した政策を準備銀行に遂行させる権限をもつ。同時に政府は議会に対してその間の事情を議会に報告する義務を有する。このような三者の関係は今後も維持されるべきものとされており、大筋において連邦銀行の役割（経済安定化政策の遂行、金融制度の安定化、政府の銀行、銀行の銀行、および金融情報の収集・提供）の変更を特に勧告していない。ただし、金融情報の収集・提供に対する中央銀行の責任が強調されていることおよび農業セクターへの優遇的貸出を行なっている準備銀行農業信用部の廃止勧告が注目されるところである。

国内経済政策一とくに金融政策； 委員会は金融政策の遂行にあたり、一定幅のマネタリ・ターゲットを公表し、そのターゲットを達成するように行動すべきであって、利子率をターゲットとするべきでないと主張する。この政策遂行にあたって、当局が現在使用している直接的規制のほとんどは廃止されるべきとする。すなわち銀行預金・貸出に関する当局の直接的介入および規制、満期規制、ポートフォリオ規制等の廃止である。ただし、直接的規制手段の一つである現行の SRD (Statutory Reserve Deposits) 制度に相当する変動現金準備率制度は公開市場操作を補う政策手段の一つとして保持されるべきだとする。委員会が直接的規制の大部分の廃止を勧告したのはこれらの直接的規制はすでにみたごとく金融制度の効率性を妨げるからである。現行の直接的規制はとくに銀行を対象としたものであるので、公平性や有効性の観点からはその直接的規制をその他金融機関まで拡大すべきであるとする考え方がありうる。事実それは金融法人法 (Financial Corporation Act of 1974) に盛りこまれたものであったが、しかし委員会はこの考え方をとらなかった。委員会は、資金フローに人為的直接的に規制を加える政策手段は現金準備率規制を除きすべて廃止することによって、資金の効率的配分が金融政策によって阻げられることを回避する一方、金利自由化のもとで公開市場操作と現金準備率操作を用いてマネタリ・アグリゲイトを管理し、安定的物価水準での高い経済活動と雇用水準の達成を目指そうとする立場である。⁽⁶⁾

-
- (6) オーストラリアの金融政策に関する研究の最近の代表的な成果は、K. Davis and M. Lewis, *Monetary Policy in Australia*, Longman Cheshire, 1980, に示されている。なお経済政策観—ケインズ主義からマネタリズムへ—の変遷については、B. Hughes, *Exit Full Employment*, Angus & Robertson, 1980 が興味深い。なお拙稿, 「オーストラリアにおける金融政策—1950 年代～60 年代を中心として—」, 国民経済雑誌, 第 141 巻, 第 2 号, 昭和 55 年 2 月, 「オーストラリアの金融政策—70 年代の経験—」, 国民経済雑誌, 第 145 巻, 第 1 号, 昭和 57 年 1 月, も参照されたい。

対外経済政策—為替相場政策と為替管理政策； 為替相場政策の主要問題はつぎの二つの問題である。ひとつは為替介入に関する制度的取決めであり、他のひとつは為替介入の望ましき水準の問題である。委員会は前者については、「フレキシブル・ペッグ」制度と呼ばれる現行方式（金融当局が日々為替レートを決定する方式）は適当ではないと考える。為替レートは市場で決定されるべきであり、もし当局が特定の為替レートに固執したい場合には当局は市場における為替売買によるべきであるとする（「管理フロート」制）。このような制度はより大きな伸縮性を提供し、非市場的圧力に対してより耐久力を持っているからである。また外国為替市場への公的介入の程度は、比較的軽度、短期的かつ時たまの介入であるべきだとする。したがって為替レートはそれ自身政策のターゲットとしてではなく、市場諸力に反応して動くことを許されるべきだとする。

また現在オーストラリアに於いては、為替取引の原則禁止の精神のうえに居住者による外国為替残高保有制限（銀行の最低限度の運転残高を除く）、非居住者のオーストラリア・ドル保有制限、居住者による海外投資、非居住者によるオーストラリア国内での借入れ制限、居住者による海外借入制限（VDR 制度を含む）などの為替管理が行なわれている。この為替管理の目的は、外貨準備の激しい変動や不安定的資本移動なしに他のマクロ経済的目的のために市場実勢レートとは異った為替レートを維持することにある。しかし委員会はこのような政策は長期的にみればその「有効性」の大部分を失ない、しかもその管理からの「効率性」損失はその管理がもつ便益を超えるとして、VDR 制度や非居住者のオーストラリア・ドル保有制限を除く、大部分の為替管理を序々に廃止し、早い時期に為替取引を「原則禁止」から「原則自由」へ変更すべきであると勧告する。委員会が望ましいと考える為替相場政策と為替管理政策は、可能なかぎり政府介入を避け、為替レートは政策ターゲットとしてではなく自由な為替市場取引で決定されることを許すよう

な政策であり、たとえ介入の必要が生じた場合にでも、当局は為替管理や為替レートの直接的統制ではなく、公開為替市場での為替売買により介入を行なうべきであるとする。

政府金融； この分野での主要問題は、政府証券販売、「とじ込め市場協定」、借款会議（Loan Council）に関するものである。ここでとくに重要な問題は「とじ込め市場協定」にかかわるものである。これは金融機関にそれが望ましいと考える以上の公共債をそのポートフォリオのなかに保有することを強制ないし誘導する規制から生みだされる。生命保険会社、年金基金（superannuation funds）に対する 30/20 規定（資産の30%を公共債で、うち 20 %を連邦政府債で保有すれば租税上の優遇措置が得られる）や公認短資業者、商業銀行、貯蓄銀行に対する同様の規制などである。このような規制は低コストでの政府借入れ、利子率の低位安定化あるいは金融政策の有効性を高めるものとの理由で行なわれているのであるが、しかし委員会はこのような理由は根拠のない、あるいはたとえそのような効果を有するとしてもそこから発生するコストがより大きなものとなるとして、これらの規制の大部分を廃止することを勧告した。

租税政策； 委員会は租税制度全体を検討したのではなく、金融制度および資金フローに対して不均衡的な影響を及ぼすとみられる租税制度、とくに特定グループや特定部門を優遇し、著しく資金フローを歪めてしまう恐れのある租税制度の改革について諸勧告を行なっている。

貸手・借手の保護； 金融制度の安定性とそれへの公衆の信頼が、金融制度の在り方を考えるにあたって基本的に重要であることは言うまでもない。その安全性確保のためにはいくつかの条件を必要とする。まずその安定性が経済全体の安定性に大きく依存することは問題ないところである。この意味でマクロ経済的安定性を確保するための金融・為替政策の重要性はきわめて大きい。しかしマクロ経済的安定性の存在が金融制度の安定性を完全に保証するものでは

ない。したがって委員会は、その安定性と公衆の信頼を確保するための制度を確立することは政府の責任であるとする。委員会によれば、金融機関に対する現行の安全性規定体系は、その適用を受ける機関ならびに地域においてあまりに多様でありすぎるとする。これは従来、責任分担と規制の発展が機能というよりもむしろ機関別になされてきたことに依存してきたからであり、安全性規定を考えるにあたっては、金融機関をその機能別に再分類すべきであるとする。すなわち、預金取扱仲介機関、非預金取扱仲介機関、長期貯蓄取扱仲介機関、および企業・証券業のそれぞれの機能に応じた安全性規定が考慮される。各機関に対する安全性規制としての新規参入要件、資産制約、貸借対照表に示される各種比率、債務制約、利子率制約、内部情報公開、流動性支持協定、銀行監査などの持つ意味を検討し可能なかぎり競争制限的でない方式での安全性確保を勧告する。とくに銀行の場合には、貸借対照表に関連する各種比率（例えば流動性比率、危険資産比率、適正資本比率）に注目する安全性規制をとるべきだとする。

参入問題； オーストラリアの小切手支払（決済）制度は銀行を中心として構成されているが、この制度への他の機関、例えば非銀行金融機関の参入が許されるべきか否かについては、委員会は、安全性、効率性、競争的中立性の観点から検討を加えたのち、それは銀行にのみ認められるべきだとする。小切手支払制度は経済全体の支払決済制度の要の地位にあり、これに対する信頼性がきわめて重要であるので、すべての小切手支払機関は慎重な配慮のもとに与えられる銀行業の免許をもつ機関でなければならないとする。しかしこの小切手支払制度以外の支払制度サービス提供への参入に対しては何らの法的制約をなしてはならないとする。銀行は国内のおよび国際的取引の支払決済メカニズムの中心の地位にあり、またその金融機関としての地位の高さからして他の非金融機関とは異質の金融機関であり区別されるべきであるという立場を委員会はとる。したがってその他金融機関がこの制度を直接的に利用するためには、銀

行業への転換が必要とされる。その際には銀行業への参入の是非は当該参入希望機関が行ないうる営業範囲や営業規模によってではなく、それが支払制度の安全性および効率性に与える影響や当該機関が銀行として預金者および投資家の保護のために種々の基準を守り、銀行業務を適正に行ないうる意欲と能力とを有しているか否かによって判断されるべきだとする。委員会の基本的考え方は、「銀行」はそれ以外の金融機関とは引き続き区別され、特別な業務を行ないうる権限を認められるべきであるが、しかし銀行業への参入は金融制度の安定性をそこなう恐れのないかぎりにおいて、その参入はより容易なものとすべきであるということである。

実際問題として、銀行業への参入問題としてより重大な影響をもつものは、居住者によるものよりも非居住者によるものである。現在オーストラリアにおいては、非居住者は、戦前から支店をもち限られた範囲内での営業活動を許されている二つの外国銀行 (Bank of New Zealand と Banque Nationale de Paris) を除き、非居住者は銀行業を営むことを許されていない。委員会は非居住者による一般銀行業への参入問題を銀行業への参入の増加という一般的な問題の一局面とし、それを特殊的問題とは考えていない。したがって委員会は適正かつ活発な競争は金融市場の効率的運営の基本的な条件であるという基本的立場からこの問題を検討し、つぎのような諸勧告を行っている。(1) 銀行業への非居住者の参入禁止は廃止されるべきである。(2) 当初、外国銀行の参入率は注意深く管理されるべきである。(3) 外国銀行の参入は供与される免許の数によってのみ制限されるべきで、それ以外のものによって制限されるべきでない。(4) 外国銀行の免許とオーストラリアの銀行のそれとは同一の条件のものでなければならない。(5) 非居住者に対する銀行免許供与に関して、居住者株式所有を義務づけてはならない。(6) 外国銀行はエイジェンシーの設立を認められるべきである。これは国内市場での資金調達と外国為替業務を行なうことはできないが、「オフ・ショア・バイキング」を行なうことが

できる。

政府金融機関と部門金融： オーストラリアの金融構造の一つの特徴は、政府金融機関のウェイトが高いということである。政府金融機関は商業銀行、貯蓄銀行、保険会社のような商業ベースに基づく分野および特定目的のための金融分野の両者に進出している。委員会によれば、政府の金融機関保有の根拠はそれが最も効率的かつ有効な方式で「市場ギャップ」をうめることができるかどうかにある。とくに商業ベースの分野での政府金融機関は民間金融機関との比較で効率的な運営がなされているか否かでその正当性が評価されるべきと考える。またたとえ非商業分野での政府専門金融機関（例えば連邦開発銀行）といえども、効率性や競争的中立性に対する配慮から独立であるべきでない。特定の部門やグループの援助のために政府金融機関を利用すべきではなく、それはもっと直接的な財政手段（補助金や租税制度）によるべきだとする。委員会による主たる勧告は、(1) 商業的政府金融機関は民間金融機関と平等な条件のもとで競争し、かつ効率的に運営されているか否か定期的に評価がなされるべきこと、(2) 連邦開発銀行は将来連邦商業銀行に吸収され、純商業ベースの業務を行なうべきこと、(3) 連邦産業開発公社は民間部門に譲渡されるべきこと、などである。

5. キャンベル報告の特徴とその問題点

キャンベル委員会報告の基本的特徴はつぎのようなことである。

第一の基本的特徴は、同報告がオーストラリアの金融構造と金融パフォーマンスに重大な関連を有する金融制度に対する政府介入の全般的な問題—中央銀行制度、銀行制度、非銀行金融機関、短期金融市場、長期金融市場、外国為替市場、政府金融、金融政策、租税政策、為替政策などにかかわる政府介入の問題—について、効率的、競争的、かつ安定的な金融制度の形成のために、論理一貫した体系的な諸勧告をなしていることである。たとえば、主要問題のひとつ

であった外国銀行の参入問題については、銀行業界の立場、外国為替管理あるいは外貨政策に責任を有する大蔵省の立場また外国資本に対する国民的雰囲気からしてその取扱が注目される場所であったが、委員会はその基本的立場を崩さずに、その参入を認める一貫した勧告を行なっている。同報告においては、それぞれの勧告は分離されたものとしてではなく、相互関連を有するものとして考察され、諸勧告間が矛盾なく一貫性を有する点はきわめて高く評価されるべきである。

第二の基本的特徴は、諸勧告を行なうにあたって委員会がとった基本的立場にある。委員会は、現在行なわれている政府介入は、金融制度の「安定性」や「(短期的) 政策効果」あるいは「社会政策的効果」を重視しすぎた結果採用されたものであるために、「効率性」を著しくそこなう傾向を持っていると考え、より「効率性」を重視する立場から自由競争を基本とし、最小限度の政府の介入・規制が効率的、競争的かつ安定的な金融制度の形成のために基本的に重要であるとする立場をとった。市場原理に対する基本的信頼が同報告に流れている哲学である。金融制度全体の「安定性」は基本的なものとしながらも、個々の金融機関は他の一般企業と同様に失敗し、市場から敗退して排除されることを許されるべきであると考え、金融制度全体の安全性と個別金融機関のそれとの相違をはっきりと認識していた。このような「安全性」よりもむしろ競争を通ずる「効率性」を重視し、金融制度の「安全性」と個別金融機関の「安全性」とを峻別する考え方は伝統的な見解とは対立するものであろう。

第三の基本的特徴は、報告は金融機関間の「競争」を促進するにあたって、各金融業種間の垣根を低めることによってではなく、各業種間の業務上の特徴をそのまま残しながら、価格に対する規制の廃止や参入条件の緩和によってこれを行なおうとしている点である。この点では金融市場への政府介入を減少させ、競争を通じて金融パフォーマンスを高めるよう勧告した米国のハント委員会 (President's Commission on Financial and Regulation) の立場と対称的

（7）である。銀行は依然として支払決済メカニズムの中心として、また外国為替業務を行ないうる唯一の金融機関として存在しうる。しかし、銀行業への参入はより容易に可能となることが保証される。業種間の垣根の低下よりもその違いを残しながら、参入を促進する方式の方が既存の金融秩序に与える一時的衝撃は大きくないであろう。この意味で、キャンベル委員会による勧告はより穏当なものと思われる。

このような基本的特徴をもったキャンベル報告であるが、しかし問題がないわけではない。

第一の問題点は、「効率性」が重視されて、「マクロ経済の安定性」に対する政府介入の効果の有効性についての配慮が比較的少ないことである。利率規制の廃止や為替相場および為替管理の自由化はキャンベル報告の最重要な勧告であるが、これは金融政策の運営やその有効性にきわめて重大な影響を与える。言うまでもなく、委員会勧告は種々の提出論文やセミナーを通じてこの問題を検討した結果なされたものであり、しかもこれらの措置は金融政策の有効性をむしろ高めるとの判断に立っているので、それ自体としては論理上の矛盾があるわけではない。しかしこのような自由化の進展が金融政策の有効性を高めるという実証的根拠は必ずしも明確になっておらず、したがってその議論はその反対論者や懐疑主義者に対して十分説得力を有していないかもしれない。委員会の立場は、同じマネタリスト的な立場に立ちながらも、利率の安定性を依然としてマネタリ・スタビリティのための一つの政策目標とし、また現在の為替相場・為替管理政策はオーストラリアの現実のもとでは妥当なものと考えている金融当局、とくに大蔵省の立場とも相違しており、しかもこの問題の実施上の重要性を鑑みると、委員会はより詳細かつ実証的根拠を示すべきであっ

（7） President's Commission on Financial and Regulation 報告については、拙稿「金融産業における競争と規制」同志社商学、第27巻、第6号、昭和51年3月を参照されたい。

たと思われる。⁽⁸⁾

第二の問題点は、その勧告の「実理可能性」に関するものである。効率性を重視する諸勧告は当然のことながら、さまざまな経済主体間の利害関係に影響を与え、各経済主体からのさまざまな反対が予想されるところである。特に部門金融への援助（例えば農業部門や家屋建築者への特別融資）の廃止などは政治問題化することは必至である。委員会の諸勧告が実現するか否かは、政府の改革に対する熱意に大きく依存する。政府首脳の状態は、まだ流動的であり、明確にはなっていないが、Australian Financial Review 紙の報ずるところによれば必ずしも一致してキャンベル報告を支持しているわけではないようである。いまひとつ重要なことは摩擦を少なくするための改革のプロセスが明らかにされているかどうかということである。この点については二、三の例外を除いては、その実施プログラムについて委員会はほとんど勧告を与えていない。

この意味で委員会の諸勧告が実施されるかどうか微妙なところである。実際、たとえ大きな欠陥が金融制度にあったとしても、政府と議会が大きな危機に直面することなしに金融制度の大改革を行なうことはきわめて困難であろう。事実、オーストラリアにおいても1937年の中央銀行制度確立を求める王立委員会の勧告が現実に実施に移されたのは、信用の戦時統制のために諸権限のオーストラリア連邦銀行への集中を規定した戦時防衛規制においてであった。したがってオーストラリア経済の基本構造の変化、70年代から現在にいたるまでのインフレーションの進行と失業の深刻化、80年代に予想される大規模な資源開

- (8) 大蔵省およびオーストラリア準備銀行の考え方は、委員会に提出された Submission に示されている。Treasury, *Submission to the Committee of Inquiry into the Australian Financial System ; Monetary Policy*, 1979, Reserve Bank of Australia, *Submission to the Committee of Inquiry into Australian Financial System*, 1979. また銀行の立場を示したものとして、Australian Bankers' Association, *Submission to the Committee of Inquiry into the Australian Financial System*, 1979. が興味深い。

発問題などのオーストラリアがかかえている問題を、政府当局および国民が金融制度改革と結びつけてどのように評価するかが、委員会勧告の実施の鍵を握っているものと思われる。

委員会勧告の実施がなされているか否かを別にして、委員会の活動はすでに金融制度にいくつかの重大なインパクトを与えている。たとえば外国銀行の参入問題は民間商業銀行の再編成を促し、すでに大手のニュー・サウス・ウェールズ銀行とオーストラリア商業銀行、ナショナル銀行とシドニー商業銀行との二つの大型合併を生み出した。キャンベル委員会報告のインパクトは深くて広い。今後ともその実施とさまざまな影響について注意深く見守る必要があると思われる。

研究会記事

国際的産業調整問題専門委員会

第9回（昭和56年8月17日）

貿易摩擦について

神戸大学教授 池 本 清

1970年代後半に入って、自由経済世界の動向を左右する経済力をもつ米・EC・日本の経済的三極の間で貿易摩擦がひん発するようになった。当然のこととして、貿易摩擦の実態や原因究明に関する多くの文献がはん乱した。しかし、それらは貿易摩擦という現代世界経済における本質的特色を体系的・構造的に把握する視点や分析フレームワークをもつこともなく、種々の面から事象を断片的にみているにすぎない。

本報告は、貿易摩擦の経済学体系を確立することを意図している。貿易摩擦の規定とその重要性にはじまり、貿易摩擦に至る経済学（実態・発生メカニズム・原因）、貿易摩擦を起こす経済学（ゲインとロス・解決策）、貿易摩擦予防の経済学（将来の可能性・予防策・貿易体制）の各面についての分析と考察が必要である。とりわけ、被害をうける産業が自国政府・議会に輸入制限措置を要求して受入れられること、またその政府が加害国政府に輸出自主規制を要求することの二面は、前者は国内政治学、後者は国際政治学の問題であって経済学の関与する所ではないと従来は考えられてきた。しかし、この二面は、全てではないにしても経済的に説明しうる部分をもち、しかも1970年代は経済問題が政治の最も核心的な対象となっていることからして、経済学的考察を行うべきである。前者は、ダウنزによる『民主主義の経済理論』を適用でき、後者については報告者の経済的パワーを中核とする新理論を適用できる。これら二つの理論を取入れ、しかも世界経済の歴史的動態論を重疊する時、貿易摩擦の経済学は、断片的、表相的かつアド・ホックな分析から、世界経済の流れの現代における局面を構造的に解明する体系となりうる。

第10回 （昭和56年11月11日）

国連帰朝報告

—— 資源・環境・人口・開発シンポジウムとエネルギー統計 ——

神戸大学教授 石 光 亨

筆者は、国連本部国際経済社会局顧問として9カ月間上記シンポジウムを、ついで1年7カ月間同局先任経済事務官としてエネルギー統計の充実に担当した。その報告である。

シンポジウムの成果は、Interrelations: Resources, Environment, Population and Development (Sales No. E. 80. II. A. 8) として市販されている。これは、スウェーデン政府から国連予算外の出資金約20万ドルで79年夏、ストックホルムで開かれた討論会の記録である。

再度にわたる「開発の10年」で途上地域の開発に努力を注ぎ、更にこれを重ねる国連当事者が、ようやく自然・生態的な資源・環境と社会的な人口・開発との間にある相互依存性を無視できないことに気づき、それを論題に選んだこと自体に、この討論会の意義がある。

「人口扶養力の拡大」、「人間資源の開発」、「生活格差の縮小と適正生活水準の採用」、「資源利用合理化の推進」が、4つの論点となった。自然界の有機的全體性を無視しては、生産性を高めようとするほど却って資源を収奪し、環境を劣化させ、人口圧力を高める。その結果、1人あたり資源基盤を縮小させ、農村の疲弊と都市の貧困を深め、生活性が低下する悪循環を早めてしまう。こういった反省に立つとき、労働節約的・エネルギー集約的技術による発展は、非更新資源の枯渇を早め、環境の劣化を招くことに気づく。生態系は、このような技術を拒絶しているのである。このような技術を駆使しようとする現在の社会的・経済的慣習は、浪費的生活様式を求める人間の意識とかかわっている。人間の心と自然の物質とは、互に反映し合う関係にある。

今回は、生活資料となる物質をめぐる4つの側面間の相互関係を論じた。しかし物質そのものの見方、つまり物質間の相互関係と相互連結までには立入っていない。また、意識と物質との相互関係には漠然と気づいてはいても、2組の相互関係間の相互関係を論ずる段階にはいたっていない。人類は、自然決定論から自然克服論に移行し、つぎに来たるべき自然適応論を模索する段階にある。

次に統計について。エネルギーは、国連統計資料Jシリーズで扱われている。ワール

ドエネルギー・サプライズで知られていたものであるが、1979年版から名称統一のため、世界エネルギー統計年鑑と改称された。その内容は、販売用一次エネルギーに限られ、非販売用エネルギーとしては、薪炭材伐様量を掲げるにとどまっていた。後者の重要性の認識が高まっている。そこで、その熱量換算の方法論と換算値を、国連出向中に検討した。また砂糖きびのしぼりかすであるバガスについても、同様の検討をし、両者の換算値を統計局に提案した。統計委員会等で検討を経て、やがて非販売用燃料統計が作成されることを希望している。

最後に、国際単位系について。在来の熱量単位カロリーに代えて、ジュール (1 kcal = 4186.8 J) 単位を採用するなど一連の国際単位 (SI units), ならびに命数法 (1000の倍数用接頭辞) が国際的に標準化されている。過渡期にあるわれわれは、このことを意識して、正しく使うよう配慮する必要がある。

第11回 (昭和57年2月5日)

日本の直接投資とASEAN経済

—— 要旨 ——

大阪大学教授 関 口 末 夫

この報告は、ASEAN 5カ国と日本で共同プロジェクトとして行なった研究の日本側論文である。各国とも原則として、経済学者と政治学者の共著または一方の執筆論文に対する他分野の専門家のコメントを付することにした。その理由は、直接投資にまつわる問題は、純経済的な次元より、政治的次元の問題が多いと判断したからである。

論文は、日本の ASEAN 向け投資に影響を与えた主な政治的・経済的要因を記述することから始まり、次いで、日本の対内および対外直接投資に対する政策 issues と政策展開をレビューする。対内投資政策を含めたのは、ASEAN 諸国における政策 debates と対比することが、この共同研究プロジェクトでは特に有意義だからである。議論の焦点は、日本の直接投資をめぐる行なわれている紛争、論争に対して批判的レビューをすることである。

次いで、投資政策および関連政策に影響を与える国内の利益グループと政治的アクターの行動を記述する。さらに、1980年代に日本の対 ASEAN 向け直接投資に影響をおよぼす外部要因として、中国、先進工業国、東アジアの他の社会主義国の直接投資吸収

ポテンシャルを検討する。

最後に、政策提言として、公共政策への提言と民間部門への勧告を分けて論じる。公共政策への提言は、被投資国、投資国政府の両方を含む。

なお、この研究は、1982年中に各国論文を最終稿にし、これらを統合した、総合論文を作成する中間段階である。

第12回 （昭和 57 年 3 月 19 日）

繊維業における国際産業調整

—— 日本と先進諸国 ——

一橋大学教授 山 澤 逸 平

欧米諸国の繊維産業は共通の困難（低需要成長、労働コスト高騰、途上国の追い上げ）に直面して、それぞれの経済的条件（国内市場条件、生産要素条件、産業組織、政府政策）の相違によって異なった対応と実績を示す。その中には「衰退する一方の成熟産業」とはイメージの違う積極的展開が見出される。その中からつぎの3つを説明した。

- (1) 技術革新と国際競争力強化。
- (2) 積極的輸出拡大。
- (3) 委託加工と企画輸入。

アジア繊維産業の現状

神戸大学教授 村 上 敦

報告者が1981年10～11月の期間に関係した韓国、香港、中国、タイ、台湾地域での繊維産業海外事情調査の結果を報告した。その主要な論点は次の如くである。

(1) アジア諸国において近年繊維産業の重要性を再評価しようとする動きが目立っている。アジア NICs 中国においてはそれらが重視し、あるいは重視しようとしてきた重化学工業化が種々の理由ではかばかしく進展しないことに関連して、既に established されている繊維産業にいま一度雇用吸収、外貨獲得、資本調達各面での役割を担わそう

とする気運が強いし、タイにおいてはまさにこれからの輸出産業として繊維産業を振興しようとする計画が継続している。

(2) こうした繊維産業の重視、その輸出拡大への期待に関連してアジア諸国が対日輸出の現状にいただいている不満に極めて強い。もとよりわが国は MFA を発動していないし、繊維に関しては広く市場を開放している。しかしながら、アジア諸国からみた場合これらの繊維輸出に占めるわが国のシェアは余りにも小さいのである。

(3) アジア繊維産業の国際競争力をどのように評価するかについては種々の見解がありうるのであるが、これを低く評価する側が重視する要因は、(i) 各国に共通する染色加工業の弱さ、(ii) 国内需要の拡大による輸出余力の減少、(iii) 国内需要のレベルの低さによる非価格競争力との限界であり、これを高く評価する側が強調する要因は、(1) 相次ぐ上昇傾向にもかかわらずなお絶対レベルで低い賃金水準、(ii) 比較的高い生産性とさらに継続する生産性向上への期待、(iii) 石油化学産業の将来にかかわる原料供給体制の整備、(iv) 為替の切下げ、外貨の導入を含む手厚い輸出促進政策の存在である。

(4) しかし、いずれにせよ、アジア諸国からの繊維品に関する対日輸出攻勢は将来激化するものと思われる。一方、わが国は特定の年次を除いて繊維品貿易に関しては出超であり、とくに合繊長繊維織物を中心に強い競争力をもっている。こうした現実を考慮する場合、わが国にとって必要なことはアジア諸国との間に産業分業体制を構築し、相互間の共有共栄を図っていくことであると思われる。

オセアニア経済専門委員会

第15回 (昭和57年2月3日 第62回所員研究会と合同開催)

労使関係の日豪比較

オーストラリア国立大学教授 E. S. クローカ

(昭和56年度国際交流基金特定地域研究専門家招聘計画による招聘教授)

日本の労使関係の平穏なありかたは経済成長の一要因として屢々取り上げられているのに反してオーストラリアではストが多くて困ると頻りに批判されて来た。歴史や風土の違いもあるが多く制度や組織の違いによるものと考えられる。まず日本の企業別組合

と違ってオーストラリアの組合は職業別であり、一企業に多数の組合が入っている。賃金決定も団体交渉よりも連邦・各州の調停仲裁委員会等によって裁定されて来た。1923―53年の間、基礎賃金は消費者物価指数とリンクされていて、その他の諸手当（margin）は職種別に裁定されたが1964年からこれを合せて総賃金として裁定されている。1970年代に入ってから強烈な賃金上昇を抑制する積りで再びインデクセーションを採用したが、それに伴うはずの経済・財政その他の政策がついに実現せず、インデクセーション制も最近失敗に終わった。

オーストラリアの労使関係の問題点として①組合が多すぎることで、②労・使が昔から敵対関係にあること、③労使両側に時代錯誤的な側面があること、④政府の干渉が過大であること等が挙げられる。

オーストラリアの金融政策

神戸大学助教授 石 垣 健 一

オーストラリアの金融政策、とくに1970年代の経験について、1970年代のオーストラリア経済のパフォーマンス、貨幣供給管理政策の理論的・実証的検討、およびその問題点の三つの点から、検討した。70年代のオーストラリア経済はインフレーションの激化と失業の増大というスタグフレーション的現象を強めた。このような状況のなかで、金融当局はマネタリスト的立場に依拠して、貨幣供給管理政策を押し進めた。このような政策が意図されたように現実に機能したか否か、またその政策パフォーマンスがどのようなものであったかを明らかにすることは、80年代のオーストラリア経済を考えるうえできわめて重要なことである。このような観点から、以上の問題を検討した結果、オーストラリアの貨幣供給管理政策は予期されたほどうまく機能していない点、およびその原因は、その為替政策および財政政策と金融政策との調整が必ずしも調和的に行なわれてこなかったことにあったことを明らかにした。

第16回 （昭和57年3月18日 研究所講演会と合同開催）

日本企業のオーストラリアへの直接投資

駐日オーストラリア大使館参事官 Garth Hunt

情報システム専門委員会

第60回 （昭和56年9月28日）

企業財務データ・ファイルシステムの作成

—— U S 自動車企業財務諸表を例として ——

神戸大学教授 能 勢 信 子

神戸大学講師 生 島 芳 郎

近年、国民経済の統計資料に占めるミクロ経済データの重要性が認識せられて来た。しかしミクロ経済データは本来の蒐集目的と機能をもち独自の評価・分類方式に貫かれるために、これを無修正で経済資料として利用することには、明らかに問題がある。

報告は経営分析文献センター所蔵にかゝる合衆国 S E C 届出年次報告書を対象とし、それが Form IOK によって企業活動の表示方式をなえられ内容的にも多量の経済情報と若干の社会情報を含む反面、年度間にまた企業相互間に勘定項目の名称についてまた明細度について統一がなくかつ企業ごとに注を多用するために、経営比較統計資料としての統一性に欠けることを明らかにする。また、企業財務データを企業の時系列分析に、また横断的な比較に利用するためには、勘定と補足情報・経営指標を標準化した形式に加工し再編集した上でファイルする必要があることを明らかにする。

所員研究会

第61回 （昭和 56 年 5 月 13 日）

ブラジル経済の高度成長期の基本的問題

神戸大学助教授 西 島 章 次

今日のブラジル経済が直面する、多くの経済問題を分析するに際しては、石油ショックなどの外生的要因のみならず、ブラジル経済に内包され培養されてきた内在的要因も重視することが肝要である。したがってこの内在的要因を明らかとし、内在的要因と外在的要因の相互関連の理解のうえに、今日のブラジル経済の諸問題を分析することが重要な課題となる。

今回の報告は、以上の問題意識に基づき、研究の一つのステップとして、1960年代から高度成長期に内在する基本的問題を検討するものであるが、特に、生産技術構造（投入・産出構造）と個人間所得分配の変化の問題をその対象としている。1960年代の10年間における生産技術構造の変化は、基礎的中間財・資本財部門が相対的に立遅れ、産業基盤が脆弱化したことを反映し、より非迂回的といえる方向に進展したことを特徴としている。他方、個人間所得分配もこの10年間に著しくその不平等度を高め、消費需要構造にきわめて顕著な変化をもたらしてきた。したがって、本報告は、特に、これらの諸変化がブラジル経済に対しどのような意味をもっているのかを明確とすることにその目的が在る。

分析方法は以下の如くである。1959年と1970年の産業連関表を利用し、1959年の産業構造を初期値とし、1970年の産業構造を予測する静学モデルを作成し、上記の2つの問題が、産業構造、経済成長率、貿易収支構造に与えた効果をシュミレーション分析で検討するものである。なお、生産技術構造の変化は投入・産出係数の変化として、個人間所得分配の変化は家計所得の十分位シェアの変化として取扱われる。

モデルの基本的性格は以下の5つである。①競争輸入型、②輸入内生・供給ベースの自給率表示、③消費・投資需要内生化した closed system、④変化率表示⑤静学分析による予測モデル。内生変数は各産業（30産業）の消費需要、投資需要（4産業のみ）、総供給、産出高と階層別所得と家計総所得である。その他の最終需要は外生変数であり、戦略的パラメーターは階層別所得分配率、付加価値比率、投入・産出係数、輸入代替弾力性である。

主要な結論のみを列記しておく。①階層別所得分配率が悪化しなかったと仮想するシミュレーションを行なうと、経済成長率は著しく低下する。したがって1960年代、特に高度成長期は所得分配率の悪化に基づく需要構造の変化を一つの必要条件としていた。②投入・産出係数が低下しなかったと仮想するケースは、経済成長率を著しく高いものとする。したがって生産技術構造をより迂回化させるべきであったといえる。③中間財部門で輸入代替政策が進められたとするケースでは、貿易収支が著じるしく改善する。したがって中間財部門の拡大は、生産技術構造・貿易収支構造を改善することに対して、不可欠であったといえる。

第62回 (昭和57年2月3日 第15回オセアニア経済専門委員会と合同開催)

労使関係の日豪比較

オーストラリア国立大学教授 E. S. クローカ

オーストラリアの金融政策

神戸大学助教授 石垣健一

研究所講演会

- | | |
|-----------------------------|--|
| 昭和56年4月17日(金) | 演題「日豪関係の歴史と将来」
James Arthur Ainscow Stockwin(Lecturer of
Political science, Australian National University) |
| 昭和56年7月11日(土) | 演題「Supply Side Economics」
Sato Ryuzo(Professor of Economics, Brown
University) |
| 昭和56年8月3日(月) | 演題「Money, Credit and Monetary Policy in the
U. S. 」 Benjamin Friedman
(Professor of Economics, Harvard University) |
| 昭和57年3月18日(木) | 演題「日本企業のオーストラリアへの直接投資」
Garth Hunt (駐日オーストラリア大使館参事官・労働担
当) |
| (第16回オセアニア経済専門
委員会と合同開催) | |

経済経営研究（既刊）目次

第31号（Ⅰ）昭和56年3月27日発行

所有行動の日米欧比較……………	吉 原 英 樹
——アジア向け製造業投資の場合——	
STEPS-BEICA システムの集計機能について……………	定 道 宏
発展途上国における	
海事産業振興の経済効果……………	下 條 哲 司
19世紀のアメリカ合衆国における	
鉄道会社規制と会計情報公開……………	山 地 秀 俊

第31号（Ⅱ）昭和56年10月15日発行

総合商社による	
ASEAN むけ直接投資の特徴……………	片 野 彦 二
確率的カレント・コスト会計の構想……………	中 野 勲
多国籍マーケティング行動と国際市場環境……………	萩 野 典 宏
プロスペクトと危険性……………	伊 藤 駒 之
資産多様化の経済政策効果への影響……………	井 川 一 宏
——マネタリー・アプローチ試論——	
オーストラリアの資本輸入について……………	石 垣 健 一
鉱産物資源と価格・所得……………	下 村 和 雄

第32号（Ⅰ）昭和57年3月15日発行

近代海運業の発展と財閥……………	佐々木 誠 治
途上国の経済開発と先進国の対応……………	片 野 彦 二
個別購買力資本概念と取替財の変化……………	中 野 勲
——カレント・コスト会計情報の1つの意味解釈——	
日本船の積取比率をめぐる諸問題……………	下 條 哲 司
対外直接投資と為替相場の関係……………	井 川 一 宏
——予備的実証研究——	

研究ノート

中堅企業の海外投資のケース・スタディ……………	吉 原 英 樹
——東ブラ（株）のマレーシア進出——	

執筆者紹介（執筆順）

井上忠勝……………教授・国際経営部門

能勢信子……………
教授・経営情報システム部門
経営学博士

西向嘉昭……………教授・国際比較経済部門

伊藤駒之……………助教授・経営情報システム部門

石垣健一……………助教授・国際比較経済部門

**RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY**

Director ; Masahiro FUJITA
Secretary . Hideo HASHIMOTO

INTERNATIONAL ECONOMIC STUDIES

International Economics

Prof. Hikojı KATANO

Assoc. Prof. Kazuhiro IGAWA

International Monetary Economics

Prof. Masahiro FUJITA

Maritime Economics

Prof. Seiji SASAKI

International Labor Relations

Prof. Hiromasa YAMAMOTO

Prof. Kojiro NIINO (associate
member, Faculty of Economics)

Assoc. Prof. Kazuo SHIMOMURA

INTERNATIONAL ENVIRONMENTAL STUDIES

Resource Development

Prof. Tetsuji SHIMOJO

International Organizations

Prof. Masahiro FUJITA

International Industrial Adjustment

Prof. Hiroshi SADAMICHI

Prof. Akira NEGISHI (associate
member, Faculty of Law)

COMPARATIVE ECONOMIC STUDIES

Pacific Basin I

Prof. Seiji SASAKI

(Oceanian Economy)

Assoc. Prof. Kenichi ISHIGAKI

Pacific Basin II

Prof. Yoshiaki NISHIMUKAI

(North and South American Economies)

Assoc. Prof. Shoji NISHIJIMA

INTERNATIONAL BUSINESS STUDIES

Comparative Business

Prof. Tadakatsu INOUE

Multinational Enterprise

Prof. Tadakatsu INOUE

Assoc. Prof. Hideki YOSHIHARA

International Business Finance

Prof. Isao NAKANO

Prof. Akio MORI (Associate member,
Faculty of Business Administration)
Research Assoc. Hidetoshi YAMAJI

MANAGEMENT INFORMATION SYSTEMS

Business and Accounting Information

Prof. Isao NAKANO

Information Processing System

Prof. Nobuko NOSSE

International Comparative Statistics

Assoc. Prof. Komayuki ITOW

Prof. Nobuko NOSSE

Office . The Kanematsu Memorial Hall
KOBE UNIVERSITY
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和57年 7 月20 日 印刷

昭和57年 7 月30 日 発行

編集兼発行者

神戸市 灘区 六甲台 町

神戸大学経済経営研究所

印刷所

神戸市 中央区 中山手 通

興 文 社

Annual Report on Economics and Business Administration

32 (II)

1 9 8 2

CONTENTS

Post-war Reorganization of Kobe Chamber of Commerce and Industry	Tadakatsu INOUE
Measurement of Non-Market Activities and the Role of Time Budgets	Nobuko NOSSE
Reflections on the Brazilian Economy in the Seventies	Yoshiaki NISHIMUKAI
On Axioms of Expected Utility Theorems	Komayuki ITOW
An Attempt of Improving the Financial System in Australia — the Report of the Campbell Committee	Kenichi ISHIGAKI

RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY